

令和3年度

宮城県における犯罪被害者支援施策に関する年次報告

(宮城県犯罪被害者支援推進計画に基づく令和2年度支援施策実施結果及び令和3年度支援実施計画について)



犯罪被害者等支援シンボルマーク

「ギュっとちゃん」

宮城県公安委員会

はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による厳しい社会情勢の中、全国的に刑法犯認知件数は、平成14年以降減少傾向が続いているものの、本県においては、殺人事件や殺人未遂事件、東北自動車道においてホワイトアウトにより多数の死傷者が生じた多重事故が発生するなど、痛ましい事件・事故の発生が後を絶たない状況であります。

そのような中、犯罪行為により被害を受けた方やその御遺族（以下「被害者等」という。）は、命を奪われる（家族を失う）、けがをするなどの生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるばかりではなく、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮等、被害後に生じる様々な問題に苦しめられています。

このような現状に対し、本県では被害者等に対する総合的な支援を推進し、被害者等が受けた被害の早期軽減を図るとともに、連帯共助の精神に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的として、平成16年4月、宮城県犯罪被害者支援条例（以下「支援条例」という。）を施行し、この支援条例を基に被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年2月、宮城県犯罪被害者支援推進計画（以下「推進計画」という。）を策定しました。

平成29年1月には時代の変革に伴う被害者等のニーズに寄り添った支援の実現に向け、推進計画の改訂を行い、宮城県犯罪被害者支援連絡協議会を中心とした各推進機関が多岐にわたる支援の活動を展開しております。

推進計画に基づく令和2年度の支援施策実施結果として、公益社団法人みやぎ被害者支援センターでは、県民の理解の増進と配慮・協力の確保を得る施策として、理事が司会を務めるテレビ番組内において、相談員が犯罪被害者支援に関する広報啓発活動を実施し、県民に対して、被害者等への支援に対する理解と協力を求める活動を行いました。

令和3年度の支援施策として、仙台弁護士会では、支援等における体制整備のための施策として、「犯罪被害者サポートセンター」を発足させ、班体制を組んで、緊急・重大案件等に対してより迅速かつ適切な対応を可能にする体制を構築するとともに、個別事件における被害者等の支援の充実に努めることとされております。さらに、警察本部警務部警務課では、損害回復と経済的支援等のための施策として、公費負担制度の支給対象の拡充を図り、特に性犯罪被害者に対する精神的・経済的負担の軽減を図るなどの施策を盛り込んだところです。

この年次報告は、推進計画により被害者等の支援に関して講じた諸施策の実施結果等を取りまとめたものであり、支援条例第20条に基づき宮城県議会に報告するとともに、県公安委員会及び県警察のホームページに掲載するほか、県警察本部警察情報センターや県庁県政情報センターを始め、県内7か所の県政情報コーナー、宮城県図書館、宮城県公文書館等に備え付けて、広く県民に公表しています。

多くの県民の皆様には本県の被害者等の現状と支援施策の実施結果等について理解と認識を深めていただき、本県における被害者等に対する支援が一層充実することを期待するものです。

令和3年9月

宮城県公安委員会

目次

第 1 部

宮城県犯罪被害者支援条例に基づく宮城県犯罪被害者支援推進計画について	・・・ 1
宮城県犯罪被害者支援推進計画体系	・・・ 3

第 2 部

令和 2 年度支援施策実施結果及び令和 3 年度支援実施計画	・・・ 5
--------------------------------	-------

1 損害回復と経済的支援等	・・・ 8
(1) 犯罪被害給付制度や損害賠償の請求等の情報提供の充実と適正な運用	・・・ 8
(2) 捜査活動等に伴う諸経費の負担軽減等	・・・ 10
(3) 被害金品の早期回復	・・・ 11
(4) 生活支援	・・・ 12
2 精神的・身体的被害の回復と防止	・・・ 14
(1) 被害者等への情報提供	・・・ 14
(2) 捜査活動等に伴う負担軽減措置の推進	・・・ 16
(3) 自助グループ活動への支援	・・・ 19
(4) 二次的被害の防止	・・・ 19
3 安全及び平穏な生活の確保	・・・ 21
(1) 被害者等の保護	・・・ 21
(2) 再被害防止等の措置	・・・ 23
(3) 地域における被害者等の安全確保	・・・ 25
4 支援等のための体制整備	・・・ 27
(1) 関係機関・団体による推進体制の構築	・・・ 27
(2) 早期支援体制の整備	・・・ 30
(3) 各被害分野における事件事故被害者等への対応	・・・ 31
(4) 相談・カウンセリング体制の整備	・・・ 34
(5) 関係機関・団体間の連携強化と情報提供の充実	・・・ 43
(6) 研修の充実	・・・ 47
5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保	・・・ 54
(1) 広報啓発活動の推進	・・・ 54
(2) 教育の充実	・・・ 63
(3) 各種支援制度等の情報提供	・・・ 65
(4) 被害者等の支援や支援担当者に関する調査研究	・・・ 68

資料編

1 宮城県犯罪被害者支援条例	・・・ 69
2 宮城県犯罪被害者支援審議会委員	・・・ 73
3 令和 3 年度宮城県犯罪被害者支援連絡協議会構成機関・団体名簿	・・・ 74
4 主な相談窓口	・・・ 75

第 1 部

宮城県犯罪被害者支援条例に基づく宮城県犯罪被害者支援推進計画について

1 推進計画策定の趣旨

犯罪の被害者やその遺（家）族の方々（以下「被害者等」という。）は、犯罪による直接的な被害のみならず、経済的被害や精神的被害等様々な間接的な被害を受けています。

被害者等の支援は、警察を始め、関係機関、民間団体により行われてきましたが、犯罪情勢の悪化に伴う被害者の増加や被害者等の支援に対する社会的関心と要請が高まり、宮城県では、平成16年4月1日、「宮城県犯罪被害者支援条例」（以下「支援条例」という。）が施行されました。

支援条例は、県を始めとする関係機関、民間団体、事業者等が連携を図りながら、被害者等を総合的に支援するものとなっており、

- 県に対しては、被害者等の支援に関する総合的な施策の策定及び計画の実施並びに国及び他の地方公共団体と連携を確保するよう努めること
- 市町村に対しては、地域の実情に応じた被害者等の支援に関する施策の推進及び県が実施する被害者等の支援に関する施策へ協力するよう努めること
- 県民に対しては、被害者等の支援に関する理解を深めるよう努めることをそれぞれの責務として規定されております。

宮城県公安委員会は、被害者等への支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、支援条例に基づき、「宮城県犯罪被害者支援推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。

推進計画は、県民の意見を反映し、更に支援条例により設置された「宮城県犯罪被害者支援審議会」の意見を聴いた上で策定されるもので、平成16年4月の支援条例の施行を受け、平成17年2月に策定、平成29年1月に改訂されております。

2 推進計画の内容

推進計画は、支援条例第9条第2項の規定に基づいて、次の内容を定めております。

- 一 被害者等の支援に係る施策の実施に関する事項
- 二 被害者等の支援に係る役割分担及び連携に関する事項
- 三 被害者等の支援に係る市町村の施策に対する助言に関する事項

- 四 被害者等の支援に従事する者の養成に関する事項
- 五 民間団体の活動の促進に関する事項
- 六 被害者等の支援に係る広報啓発に関する事項
- 七 被害者等の支援に係る情報の提供に関する事項
- 八 前各号に掲げるほか、被害者等の支援に関し必要な事項

3 推進計画の構成

推進計画は、県民に犯罪被害者支援の重要性と被害者等の心情を理解していただくため、

第1章「基本的な考え方」

第2章「被害者等の現状」

第3章「宮城県における被害者等支援のための施策」

第4章「推進体制」

の構成となっております。

4 被害者支援のための施策

推進計画では、被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次ページに示した5項目の「基本目標」と21項目の「施策の項目」を定めており、これらの項目に基づいた施策を計画して実施します。

宮城県犯罪被害者支援推進計画体系

推進計画は、支援条例第6条の規定によって設置された「宮城県犯罪被害者支援連絡協議会」を通じて、関係機関、民間団体、事業者等の役割分担を確認し、本推進計画により定めた5項目の「基本目標」と21項目の「施策の項目」に基づいた施策を計画し、相互の協力、連携及び協働により推進します。

なお、公安委員会は、毎年度、被害者等の支援に関して講じた施策を「宮城県における犯罪被害者支援施策に関する年次報告」として宮城県議会に報告し、これを県民に公表します。

基本目標

- 1 損害回復と経済的支援等
- 2 精神的・身体的被害の回復と防止
- 3 安全及び平穏な生活の確保
- 4 支援等のための体制整備
- 5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保

施策の項目

1 損害回復と経済的支援等

(1) 犯罪被害給付制度や損害賠償の請求等の情報提供の充実と適正な運用

各種制度等の周知を図るとともに、申請受理時の迅速な処理に努めます。

(2) 捜査活動等に伴う諸経費の負担軽減等

犯罪被害により発生した各種経費を負担して経済的負担の軽減を図ります。

(3) 被害金品の早期回復

被害品の早期発見、被害金振込先口座の凍結等により被害回復等を推進します。

(4) 生活支援

関係機関・民間団体の相互連携や相談所窓口に関する情報提供により生活上の支援を行います。

2 精神的・身体的被害の回復と防止

(1) 被害者等への情報提供

精神的被害の回復・防止に向けた必要な支援を受けられるように、カウンセリング等各種制度に関する情報提供を行います。

(2) 捜査活動等に伴う負担軽減措置の推進

事件捜査、公判等の過程における負担軽減のための支援を行います。

(3) 自助グループ活動への支援

被害者等の心情の理解を深めるための活動を行います。

(4) 二次的被害の防止

マスコミ報道等による二次的被害の防止に努めます。

3 安全及び平穏な生活の確保

(1) 被害者等の保護

被害者等に対する助言や保護施設に関する情報提供と利用促進を行います。

(2) 再被害防止等の措置

被害者等への加害者情報の提供や再被害防止処置を講じ、安全かつ平穏な生活の確保に努めるとともに、加害者の更生支援を行います。

(3) 地域における被害者等の安全確保

地域のパトロールや犯罪被害防止のための情報提供を行います。

4 支援等のための体制整備

(1) 関係機関・団体による推進体制の構築

県や地域における被害者支援に関する施策を総合的に調整し、かつ、相互連携による効果的な被害者等の支援を推進します。

(2) 早期支援体制の整備

被害直後の被害者等を支援する早期支援体制を整備・構築します。

(3) 各被害分野における事件事故被害者等への対応

被害態様が異なる被害者等を適切に支援するために、民間支援団体をはじめとした関係機関・団体による施策を積極的に推進します。

(4) 相談・カウンセリング体制の整備

被害者等の相談に対応する相談窓口の充実を図るとともに、犯罪により深刻な精神的被害を受けた被害者等に対して専門的なカウンセリングが受けられるように体制を整備します。

(5) 関係機関・団体間の連携強化と情報提供の充実

被害者支援関係機関・団体が緊密に連携を図りながら、各種施策を積極的に推進します。

(6) 研修の充実

被害者支援への意識の啓発と専門的知識の修得に向けた研修会を開催し、支援担当者の能力の向上を図ります。

5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保

(1) 広報啓発活動の推進

被害者等の現状と心情の理解や犯罪被害後に受ける二次的被害の実態、支援の必要性について広報啓発活動を行います。

(2) 教育の充実

命の大切さを学ぶ教育等を行い、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりを推進します。

(3) 各種支援制度等の情報提供

県民や被害者等に向けて、関係機関・団体の各種対応窓口や支援制度に関する情報提供を行います。

(4) 被害者等の支援や支援担当者に関する調査研究

被害者等の実態や被害者等の求める支援、支援担当者が被る代理被害についての調査研究を行います。

第2部

令和2年度支援施策実施結果及び令和3年度支援実施計画

この表の見方（例）

基本目標：被害者支援における5項目の課題であり、宮城県犯罪被害者支援推進計画により定めています。

基本目標1 損害の回復と経済的支援等

施策の項目：基本目標に対して取り組んでいく項目であり、宮城県犯罪被害者支援推進計画により定めています。

施策の項目	(2) 捜査活動等に伴う諸経費の負担軽減等
	犯罪被害により発生した各種経費を負担して経済的負担の軽減を図ります。

施策の 効果 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各推進機関が適宜、犯罪被害者等の求めに応じた制度を教示・適用し、犯罪被害発生時から犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ることができた。 ○ 既存制度を適正に運用し、新たな公費負担制度とができた。
----------------	--

施策の効果等：支援実施結果において認められた効果や、支援実施計画において、期待される効果を記載しています。施策の詳細は、推進機関・団体の名称の前に付された番号により、探すことができます。

◇各機関・団体による施策◇

推進機関	令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
57 県警察本部 警務部警務課	<p>1 凶悪事件等の検案書料、初診料、診断書料、性感染症検査料、緊急避妊措置料、遺体搬送料及び、一時避難場所利用料等を公費で負担し、被害者等の経済的負担の軽減に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 73回 <p>2 犯罪被害により、精神的被害に苦しめられている被害者等の精神的・経済的負担軽減のため、カウンセリングに要する経費の公費負担を制度化し、運用を開始した。【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1件2回 	公費負担制度の適切な運用に資するための予算措置を講じる。

推進機関・団体の名称と番号です。

太字は、新規施策です。

前年度の施策実施結果です。

本年度の支援実施計画です。

各機関・団体による施策一覧（索引）

索引（表中の数字はページ数）

	基本目標 施策の項目	1 損害の回復と経済的支援等				2 精神的・身体的被害の回復と防止				3 安全及び平穏な生活の確保		
		(1) 正情 な報 運供 用	(2) 犯 罪 捜 査 費 の 活 動 等 の 負 担 等 に 伴 う 諸 給 付 制 度 や の 充 実 と 適 の	(3) 被 害 金 品 の 早 期 回 復	(4) 生 活 支 援	(1) 供 被 害 者 等 へ の 情 報 提	(2) 負 担 軽 減 措 置 に 伴 う 推 進	(3) の 自 助 グ ル ー プ 活 動 へ	(4) 二 次 的 被 害 の 防 止	(1) 被 害 者 等 の 保 護	(2) 再 被 害 防 止 等 の 措 置	(3) 等 地 の 安 全 確 保 に お け る 被 害 者
	推進機関・団体											
1	国	仙台地方検察庁	8	10		14	17		19			23
2		仙台法務局人権擁護部							20			
3		東北地方更生保護委員会		10		14				21		
4		仙台保護観察所		10		12	14					24
5		国土交通省東北運輸局										
6		宮城海上保安部		10			15	17		20		
7	宮城県	保健福祉部社会福祉課										
8		保健福祉部子ども・家庭支援課				12				21		
9		保健福祉部精神保健推進室										
10		保健福祉部中央児童相談所				12	15			21		
11		保健福祉部北部児童相談所				12				21	24	25
12		保健福祉部東部児童相談所								22		
13		保健福祉部女性相談センター					15			22	24	
14		保健福祉部精神保健福祉センター					15					
15		総務部私学・公益法人課										
16		経済商工観光部国際政策課										
17		環境生活部共同参画社会推進課		10								
18		教育庁義務教育課										
19		教育庁特別支援教育課										
20		教育庁高校教育課										
21	仙台市	市民局協働まちづくり推進部男女共同参画課				15				22		
22		市民局生活安全安心部市民生活課								22		
23		市民局生活安全安心部消費生活センター					15					
24		健康福祉局地域福祉部保護自立支援課										
25		健康福祉局健康福祉部精神保健福祉総合センター										
26		子供未来局子供育成部子供家庭支援課										
27		子供未来局子供育成部子供相談支援センター										
28		子供未来局児童相談所				12				22		
29		文化観光局交流企画課										
30		教育局学校教育部教育相談課										25
31	団体	公益社団法人宮城県医師会										
32		公益社団法人宮城県精神保健福祉協会										
33		公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター				12						24
34		公益社団法人みやぎ被害者支援センター					15	17	19			
35		社会福祉法人宮城県社会福祉協議会										
36		社会福祉法人仙台市社会福祉協議会										
37		社会福祉法人仙台いのちの電話					16		19			
38		独立行政法人自動車事故対策機構仙台主管支所				12	16					
39		東北大学病院精神科										
40		宮城県警察医会										
41		宮城県医療ソーシャルワーカー協会										
42		仙台弁護士会	8					17		20		
43		日本司法支援センター宮城地方事務所	8				16	17		23	24	
44		宮城県臨床心理士会							19			
45		宮城県市長会										
46		宮城県町村会										
47	事業者	公益社団法人宮城県宅建物取引業協会			12							
48		宮城県葬祭業協同組合										
49	県警察	生活安全部生活安全企画課										26
50		生活安全部県民安全対策課		10						23	24	26
51		生活安全部少年課										
52		刑事部捜査第一課						17				
53		刑事部捜査第三課			11							
54		刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課			11							
55		刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課								23	25	
56		交通部交通指導課	9					18				
57		警務部警務課	9	10		13	16	18	19	20	23	25

各機関・団体による施策一覧（索引）

索引（表中の数字はページ数）

基本目標 施策の項目	4 支援等のための体制整備						5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保			
	(1) 関係 推進 体制 の 構築	(2) 早期 支援 体制 の 整備	(3) の 事 件 対 応	(4) 各 被 害 者 に お け る	(5) グ 相 談 制 の 整 備	(6) の 充 実	(1) 広 報 啓 活 動 の 推 進	(2) 教 育 の 充 実	(3) 報 告 支 援 制 度 等 の 情	(4) 査 研 究 者 等 に 関 する 支 援 や 調
推進機関・団体										
1	仙台地方検察庁	27				43	47	54		65
2	仙台法務局人権擁護部				35		47	54	63	66
3	東北地方更生保護委員会			32		44	47			66
4	仙台保護観察所	27		32	35	44	47	54		66
5	国土交通省東北運輸局	27		32		44	47	55		
6	宮城海上保安部	27						55		
7	保健福祉部社会福祉課							55		
8	保健福祉部子ども・家庭支援課	28			35	44	47	55	63	66
9	保健福祉部精神保健推進室				35					
10	保健福祉部中央児童相談所			32	35					
11	保健福祉部北部児童相談所	28	30	32		44		56		
12	保健福祉部東部児童相談所			32	35	44		56		
13	保健福祉部女性相談センター	28			35	44	48			66
14	保健福祉部精神保健福祉センター				35	44		56		66
15	総務部私学・公益法人課				36			56	63	
16	経済商工観光部国際政策課				36					
17	環境生活部共同参画社会推進課		30	32	36		48	56		
18	教育庁義務教育課				37			57	63	
19	教育庁特別支援教育課		30		37			57	64	
20	教育庁高校教育課				38			57	64	
21	市民局協働まちづくり推進部男女共同参画課	28			38		48	57		
22	市民局生活安全安心部市民生活課		30		39					
23	市民局生活安全安心部消費生活センター				39		48	58		
24	健康福祉局地域福祉部保護自立支援課									66
25	健康福祉局健康福祉部精神保健福祉総合センター				40	45	48	58		66
26	子供未来局子供育成部子供家庭支援課		30	32	40		49			
27	子供未来局子供育成部子供相談支援センター	28					49		64	
28	子供未来局児童相談所			32	40	45	49			
29	文化観光局交流企画課				40					
30	教育局学校教育部教育相談課				40	45	49	58	64	66
31	公益社団法人宮城県医師会							58		
32	公益社団法人宮城県精神保健福祉協会						50	59		
33	公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター				41		50	59		
34	公益社団法人みやぎ被害者支援センター		30	33	41	45	50	59	64	68
35	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	28			41	45		60		66
36	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会							60		
37	社会福祉法人仙台いのちの電話				42		51	60		
38	独立行政法人自動車事故対策機構仙台主管支所				42	45		60		67
39	東北大学病院精神科				42	46				
40	宮城県警察医会									
41	宮城県医療ソーシャルワーカー協会							60		
42	仙台弁護士会			33	42	46	51	60		67
43	日本司法支援センター宮城地方事務所		31			46		60		67
44	宮城県臨床心理士会					46	51			
45	宮城県市長会							61		
46	宮城県町村会							61		
47	事業者 公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会				42			61		
48	宮城県葬祭業協同組合						51			
49	生活安全部生活安全企画課									
50	生活安全部県民安全対策課			33	42	46	52	61	64	67
51	生活安全部少年課			34	42		52	61	64	
52	刑事部捜査第一課	28		34		46	52			
53	刑事部捜査第三課									
54	刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課									
55	刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課				42	46				
56	交通部交通指導課					46	52	61		
57	警務部警務課	29	31	34	42	46	52	61	64	67

基本目標 1 損害回復と経済的支援等

施策の一例

令和2年度支援施策実施結果

仙台保護観察所

相談があった犯罪被害者の中で生活支援（経済・就労・その他）が必要とするケースについては、関係する機関に情報提供を行った。【新規】

令和3年度支援実施計画

警察本部警務課

公費負担制度の要領を一部改正し、被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図る。【新規】

遺体搬送費用の公費負担

御遺体の搬送費用に伴う公費負担については、司法解剖実施の有無にかかわらず、限度額内において御遺族等が希望する区間で利用できるものとする。

性感染症検査費用の公費負担

性犯罪被害に伴い、医療機関において性感染症検査を受ける場合、警察への被害届の提出等がない場合でも、医師が必要と判断した回数分の検査費用を公費により負担できるものとする。

施策の項目	(1) 犯罪被害給付制度や損害賠償の請求等の情報提供の充実と適正な運用
	各種制度等の周知を図るとともに、申請受理時の迅速な処理に努めます。

施策の効果等	<p>相談窓口等の設置により、被害者等が必要としている弁護士選任による法律相談を始め、各種支援制度を適宜、教示及び活用することができた。</p> <p>研修会を通じて、被害者等支援担当者に各種制度の周知を伝えることができた。</p> <p>ラジオ番組やパンフレット等の広報媒体を有効活用し、情報提供を実施したことにより、被害者等はもとより、県民に対しても、広く各種制度の周知を図ることができた。</p>
--------	---

各機関・団体による施策

推進機関	令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
1 仙台地方検察庁	刑事手続において、資力のない被害者等が弁護士の選任等を希望している場合、関係機関に情報提供を行うほか、被害者等に損害賠償命令制度等についての説明を行い、適切な権利行使ができるように努めた。	刑事手続において、資力のない被害者等が弁護士の選任等を希望している場合、関係機関に情報提供を行うほか、被害者等に損害賠償命令制度等についての説明を行い、適切な権利行使ができるように努める。
42 仙台弁護士会	仙台弁護士会での研修会を通して、犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、パンフレット配布を通して、広く犯罪被害給付制度の周知に努めた。	犯罪被害給付制度の適正運用、利用促進に向けて、今後も、広く同制度の周知に努める。
43 日本司法支援センター宮城地方事務所（法テラス宮城）	1 犯罪被害者やそのご家族などが必要な支援を受けられるよう、損害や苦痛の軽減を図るための法制度に関する情報を提供し、犯罪被害者支援を行っている機関・団体の窓口を案内した。	1 犯罪被害者やそのご家族などが必要な支援を受けられるよう、損害や苦痛の軽減を図るための法制度に関する情報を提供し、犯罪被害者支援を行っている機関・団体の窓口を案内す

		<p>(情報提供)</p> <p>2 経済的に余裕のない方(資力が一定額以下の方)に対し、無料法律相談を行い(法律相談援助) 民事裁判等の手続を必要とする場合には、その準備及び追行のための弁護士・司法書士費用等の立替えを行った。(民事法律扶助)</p> <p>3 殺人、傷害、性犯罪、ストーカーなどの犯罪被害者が、国選被害者参加・日弁連犯罪被害者法律援助等を利用して弁護士による相談や支援を受けられるよう、犯罪被害者支援の経験・理解のある弁護士の紹介を行った。 (精通弁護士紹介)</p> <p>4 資力の有無にかかわらず、DV、ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行い、迅速な法律相談の実施ができるよう支援した。 (DV等犯罪被害者法律相談援助)</p>	<p>る。(情報提供)</p> <p>2 経済的に余裕のない方(資力が一定額以下の方)に対し、無料法律相談を行い(法律相談援助) 民事裁判等の手続を必要とする場合には、その準備及び追行のための弁護士・司法書士費用等の立替えを行う。(民事法律扶助)</p> <p>3 殺人、傷害、性犯罪、ストーカーなどの犯罪被害者が、国選被害者参加・日弁連犯罪被害者法律援助等を利用して弁護士による相談や支援を受けられるよう、犯罪被害者支援の経験・理解のある弁護士の紹介を行う。 (精通弁護士紹介)</p> <p>4 資力の有無にかかわらず、DV・ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行い、迅速な法律相談の実施ができるよう支援する。 (DV等犯罪被害者法律相談援助)</p>
56	警察本部交通部 交通指導課	<p>自賠償、政府保障制度等の損害賠償請求制度の概要を紹介した冊子又はパンフレットを被害者等に配布して情報提供を行った。</p>	<p>自賠償、政府保障制度等の損害賠償請求制度の概要を紹介した冊子又はパンフレットを被害者等に配布して適時情報提供を行う。</p>
57	警察本部警務部 警務課	<p>1 ラジオ番組等において被害者等の現状や警察による被害者支援、犯罪被害給付制度等について広報した。 「こちら宮城県警」など計5回</p> <p>2 県警ホームページの犯罪被害者支援コーナーにおいて犯罪被害給付制度「犯罪の被害にあわれた方へ」のパンフレットを掲載し、情報提供を行った。</p> <p>3 警察職員に対し、犯罪被害給付制度の対象となる被害者等に対し、誤りのない説明が図れるよう教養を実施した。 研修会 1回 15人</p> <p>4 犯罪被害給付制度の裁定事務については、被害者等の経済的負担の早期軽減・回復に向けて迅速な裁定事務に努めた。</p> <p>5 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律について、広報用ポスター及びパンフレットを活用して広報した。</p> <p>6 新たに被害者支援担当となった警察職員に対して、研修会を通じて犯罪被害給付制度について教養を実施した。</p>	<p>1 各種広報媒体や研修会等を通じて、被害者等の現状や警察による被害者支援、犯罪被害給付制度等について県民等に周知する。</p> <p>2 関係機関・団体に対して被害者等の経済的被害の早期軽減・回復の必要性について説明するとともに、迅速な回答を要請し、裁定事務の迅速化を図る。</p>

施策の項目	(2) 捜査活動等に伴う諸経費の負担軽減等
	犯罪被害により発生した各種経費を負担して経済的負担の軽減を図ります。

施策の効果等	<p>各推進機関が適宜、被害者等の求めに応じた制度を教示・適用し、犯罪被害発生時から被害者等の経済的負担の軽減を図ることができた。</p> <p>既存制度を適正に運用するとともに、被害者等の立場に寄り添った公費負担制度を運用し、被害者等が被る諸経費の軽減を図ることができた。</p>
--------	---

各機関・団体による施策

推進機関		令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
1	仙台地方検察庁	<p>1 「検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法」に基づき旅費等を支給した。</p> <p>2 被害者等に対し、被害者参加旅費等支給制度について教示し、同制度の周知に努めた。</p>	<p>1 「検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法」に基づき旅費等を支給する。</p> <p>2 被害者等に対し、被害者参加旅費等支給制度について教示し、同制度の周知に努める。</p>
3	東北地方更生保護委員会	意見等聴取制度を利用した被害者等に対し、旅費等の支給について説明し、旅費等の支給を行った。	意見等聴取制度を利用する被害者等に対し、旅費等の支給について説明し、旅費等の支給を行う。
4	仙台保護観察所	令和2年度においては、心情等伝達制度の利用はなかった。	心情等伝達制度利用者への旅費等の支給又は遠距離被害者については、最寄りの保護観察所で心情聴取が可能なことについて、被害者へ周知を図り、制度利用のより一層の活用を推進する。
6	宮城海上保安部	司法解剖後の遺体の搬送や修復のための費用の公費負担制度を活用し、被害者等の経済的負担を軽減できるよう周知を図った。	司法解剖後の遺体の搬送や修復のための費用の公費負担制度を活用し、被害者等の経済的負担の軽減を図る。
17	宮城県環境生活部 共同参画社会 推進課	性犯罪被害者等の二次的被害を早期に軽減するため、業務委託している性暴力ワンストップ支援センターにおいて、カウンセリング料を公費により負担した。	性犯罪被害者等の二次的被害を早期に軽減するため、業務委託している性暴力のワンストップ支援センターにおいて、一時避難場所確保経費、人工妊娠中絶費用の公費負担を新設するとともに、カウンセリング料などの公費による負担の適用回数を増やすなど拡充を図る。【新規】
50	警察本部 生活安全部 県民安全対策課	危険性・切迫性の高いストーカー・DV事案の被害者等に対して、ホテル等の宿泊施設への一時避難に伴う費用を公費で負担し、被害者等の精神的・経済的負担の軽減及び被害の未然防止・拡大防止を図った。 運用状況 9事案	ストーカー・DV事案の被害者等に対し、加害者から危害が加えられる危険性・切迫性が高く、被害者等自らが緊急に避難する場所を確保することが困難な場合において、公費を用いた宿泊施設への一時避難の措置を継続する。
57	警察本部警務部 警務課	<p>1 凶悪事件等の検案書料、初診料、診断書料、性感染症検査料、緊急避妊措置料、遺体搬送料、一時避難場所利用料等を公費で負担し、被害者等の経済的負担の軽減に努めた。 87回</p> <p>2 犯罪被害による精神的被害に苦しめられている被害者等の精神的・経済的</p>	<p>1 適切な運用に資するための予算措置を講じる。</p> <p>2 公費負担制度を見直し、被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図る。 【新規】 遺体搬送費用の公費負担 御遺体の搬送費用に伴う公費負担については、司法解剖実施の有無に</p>

	負担軽減のため、カウンセリングに要する経費の公費負担制度を的確に運用した。 9回	かかわらず、限度額内において御遺族等が希望する区間で利用できるものとする。 性感染症検査費用の公費負担 性犯罪被害に伴い、医療機関において性感染症検査を受ける場合、警察への被害届の提出等がない場合でも、医師が必要と判断した回数分の検査費用を公費により負担できることとする。
--	---	--

施策の項目	(3) 被害金品の早期回復
	被害品の早期発見、被害金振込先口座の凍結等により被害回復等を推進します。

施策の効果等	<p>関係機関・団体との緊密な連携、強固な捜査協力体制を構築したことにより、被害品を早期に発見し、適宜、被害品を還付することができた。</p> <p>関係機関・団体が連携を強化し、犯罪の水際対策や盗品の輸出阻止対策等を推進することができた。</p>
--------	--

各機関・団体による施策

	推進機関	令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
53	警察本部 刑事部 捜査第三課	<p>1 警察本部及び警察署の盗品等捜査担当者が連携を図り、盗品処分予想先業者に対する恒常的かつ効率的な捜査と迅速な手配により、被害品の早期発見と被害者への還付を推進した。</p> <p>2 自動車盗難防止対策協議会会員に対し、自動車盗の現状について周知を図り、自動車盗難防止対策及び盗難車両の早期発見に努める協力を推進した。</p> <p>3 建設重機等の盗難に迅速に対処するため、盗難被害者に対する「中古建機情報NET」の活用促進を指導し、盗難重機等の早期発見・還付を推進した。</p> <p>4 仙台市放置自転車撤去業務と連携し、撤去車両3,093台を盗品照会の上、盗難自転車として89台を確認し、29台を被害者に還付した。</p>	<p>1 警察本部及び警察署の盗品等捜査担当者が連携を図り、盗品処分予想先業者に対する恒常的かつ効率的な捜査と迅速な手配により、被害品の早期発見と被害者への還付を推進する。</p> <p>2 自動車盗難防止対策協議会会員に対し、自動車盗の現状について周知を図り、自動車盗難防止対策及び盗難車両の早期発見について協力依頼する。</p> <p>3 建設重機等の盗難に迅速に対処するため、盗難被害者に対する「中古建機情報NET」の活用促進を指導し、盗難重機等の早期発見・還付を推進する。</p> <p>4 仙台市当局との連携を密にし、撤去車両の迅速な照会による被害車両の早期還付を推進する。</p>
54	警察本部 刑事部 組織犯罪対策局 組織犯罪対策課	<p>新型コロナウイルスの感染拡大を受けて組織犯罪水際対策連絡会議は中止となったが、入管・税関・海保等関係機関との情報交換・連携については継続し、犯罪の水際対策を推進した。</p>	<p>組織犯罪水際対策連絡会議を開催し、犯罪の水際対策及び盗難自動車の輸出阻止対策を推進する。</p>

施策の項目	(4) 生活支援
	関係機関・民間団体の相互連携や相談所窓口に関する情報提供により生活上の支援を行います。

施策の効果等	<p>相談窓口等において、被害者等が必要としている制度や窓口に関する情報提供を行うことにより、被害者等の生活の支援を図ることができた。</p> <p>各関係機関が被害者等の要望を的確に把握し、福祉制度、貸付給付制度、民間賃貸住宅の媒介等に関する協定等を適宜、教示・適用したことにより、被害者等の生活の支援を図ることができた。</p>
--------	--

各機関・団体による施策

推進機関	令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
4 仙台保護観察所	相談があった犯罪被害者の中で生活支援（経済・就労・その他）を必要とするケースについては、適切な関係機関に情報提供を行った。【新規】	相談があった犯罪被害者の中で生活支援（経済・就労・その他）が必要となるケースについては、積極的に外部相談支援機関へつなげていく。
8 宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 一時保護所及び婦人保護施設に入所中のDV被害者に対し、自立を支援するための資金貸付事業を実施した。 2 保護施設退所者に対し、電話相談や家庭訪問等による自立生活援助事業を実施した。 3 新型コロナウイルス感染症の影響によるDVの増加・深刻化が懸念されるため、感染防止に配慮したメール相談やオンライン相談を実施した。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 一時保護所及び婦人保護施設に入所中のDV被害者に対し、自立を支援するための資金貸付事業を実施する。 2 保護施設退所者に対し、電話相談や家庭訪問等により退所後の定着支援を図るための自立生活援助事業を実施する。
10 宮城県保健福祉部 中央児童相談所	要保護児童等の相談者に対して、関係機関と情報共有しながら、迅速かつ適切な支援を行った。	要保護児童等の相談者に対して、関係機関と情報共有しながら、迅速かつ適切な支援に努め、相談者のニーズに応じた支援をする。
11 宮城県保健福祉部 北部児童相談所	要保護児童等の対象者に対して、関係機関と情報共有・連携しながら、迅速かつ適切な支援に努め、相談者のニーズに応じた対応を実施した。	要保護児童等の対象者に対して、関係機関と情報共有・連携しながら、迅速かつ適切な福祉制度の活用を行う。
28 仙台市子供未来局 児童相談所	保険福祉センター等と連携し、福祉制度の活用を行った。	保険福祉センター等と連携し、福祉制度の活用を行っていく。
33 公益財団法人 宮城県暴力団追放推進センター	見舞金・貸付金ともに支給当該事案の認定はなかった。	見舞金・貸付金ともに該当事案の認定に基づき支給する。
38 独立行政法人自動車事故対策機構 仙台主管支所	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係被害者支援団体に対して介護料支給制度及び交通遺児等育成資金貸付制度（無利子貸付）の周知を実施した。 2 交通事故被害者に対して相談に対応するとともに制度の案内をした。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係被害者支援団体に対して介護料支給制度及び交通遺児等育成資金貸付制度（無利子貸付）の周知を実施する。 2 交通事故被害者に対して相談に対応するとともに制度の案内をする。
47 公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会	警察本部と締結した「犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、事案発生時に、県警察本部犯罪被害者支援室からの要請	要請がある都度、支援要請に的確に対応し、会員業者と連携を取り住宅確保等に努める。

		<p>があり次第、会員業者へ住宅確保について協力要請を行う体制を整えており、昨年度は延べ4件の要請があったが、成約とはならなかった。</p>	
57	警察本部警務部 警務課	<p>1 関係機関との連携を図り、被害者等の要望を的確に把握し、政府保障事業、高額療養費等医療費申請制度、公営住宅優先入居制度等について説明し、利用促進を図った。</p> <p>2 警察署単位の被害者支援連絡協議会等において、関係機関・団体に対し、被害者等の負担軽減に向けた既存制度（各種給付制度等）の有効活用について要請した。</p>	<p>1 被害者等のニーズを適時的確に把握し、関係機関・団体と連携を図りながら、各種制度の効果的利用を促すとともに、あらゆる機会を通じ、関係機関・団体に対し、被害者等の負担軽減に向けて既存制度の紹介及び有効活用についての情報提供を要請する。</p> <p>2 被害者等のニーズに応じ、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会との協定に基づき、被害者等への住居支援を行う。【新規】</p>

基本目標 2 精神的・身体的被害の回復と防止

施策の一例

令和2年度支援施策実施結果

仙台市市民局協働まちづくり推進部男女共同参画課

仙台市男女共同参画推進センターエル・ソーラ仙台において、性暴力被害者のためのカウンセリングに係る広報カードを作成するとともに、面接相談の利用者や他機関に配布し、被害者が適切に本事業へつながるよう情報提供に努めた。【新規】

令和3年度支援実施計画

警察本部刑事部捜査第一課

多様な性犯罪被害者等に対応するため、専門的知識を備えた性犯罪指定捜査員に男性警察官を増員し、性犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図るとともに、ニーズに応じた活動を行う。【新規】

施策の項目	(1) 被害者等への情報提供
	精神的被害の回復・防止に向けた必要な支援を受けられるように、カウンセリング等各種制度に関する情報提供を行います。

施策の効果等	<p>ホームページ・パンフレット・ポスター等の広報媒体を有効活用したことにより、精神的被害の回復・防止に向けた情報を提供することができた。</p> <p>被害者等への訪問支援・電話相談・交流会等を実施したことにより、各種制度に関する情報提供を実施することができた。</p> <p>被害者等が受けられる支援について積極的に情報提供したことにより、各種制度を効果的に利用したほか、関係機関・団体の窓口を案内することができた。</p>
--------	--

各機関・団体による施策

推進機関	令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
1 仙台地方検察庁	<ol style="list-style-type: none"> 希望する被害者等に対して、刑事処分の結果等を通知した。 公判における被害者参加制度や意見陳述制度についての説明を実施した。 被害者参加及び意見陳述の支援を実施した。 事件担当の検察官・検察事務官が、被害者等の支援ニーズを把握した上、捜査公判支援・刑事政策推進室において、対応可能な外部の被害者等支援機関・団体、専門家に取り次いで、被害者等が必要とする支援を実現した。 	<ol style="list-style-type: none"> 希望する被害者等に対して、刑事処分の結果等を通知する。 公判における被害者参加制度や意見陳述制度についての説明を実施する。 被害者参加及び意見陳述の支援を実施する。 事件担当の検察官・検察事務官が、被害者等の支援ニーズを把握した上、捜査公判支援・刑事政策推進室において、対応可能な外部の被害者等支援機関・団体、専門家に取り次いで、被害者等が必要とする支援を実現する。
3 東北地方更生保護委員会	<p>仮釈放等審理に係る通知を被害者等に発出する際、意見等聴取制度や最寄りの保護観察所の被害者専用相談窓口等について説明を加えているほか、更生保護における被害者等施策に関するリーフレットを同封した。</p>	<p>仮釈放等審理に係る通知を被害者等に発出する際、意見等聴取制度や最寄りの保護観察所の被害者専用相談窓口等について説明を加えるほか、更生保護における被害者等施策に関するリーフレットを同封する。</p>
4 仙台保護観察所	<ol style="list-style-type: none"> 令和2年度は、心情伝達制度の利用はなかった。 	<ol style="list-style-type: none"> 「心情等伝達制度」について詳しく説明し、申出があった被害者等の心情

		2 「被害者等通知制度」に基づき、検察庁、矯正施設、地方更生保護委員会と連携の上、通知を希望する被害者等に確実な処遇の開始・状況・終了等に関する通知を遅滞なく行った。	等は、時間をかけて主訴を把握し、加害者に伝達するとともに、その結果を被害者等へ迅速に通知する。 2 「被害者等通知制度」に基づき、検察庁、矯正施設、地方更生保護委員会と連携の上、通知を希望する被害者等に確実な処遇の開始・状況・終了等に関する通知を遅滞なく行う。
6	宮城海上保安部	被害者連絡制度に基づき、連絡を希望する犯罪被害者やその家族に対し、確実な連絡ができるよう職員に周知を図った。	被害者連絡制度に基づき、連絡を希望する犯罪被害者やその家族に対し、確実な連絡を実施する。
10	宮城県保健福祉部 中央児童相談所	児童虐待については、迅速な情報収集とリスク判断を行い、関係機関と協働のもと児童の安全確認、必要に応じた一時保護（委託）の実施、児童福祉施設入所措置等を行い、被害児童の安全確保と安全安心な環境提供に努めた。	児童虐待については、迅速な情報収集とリスク判断を行い、関係機関と協働のもと児童の安全確認、必要に応じた一時保護（委託）の実施、児童福祉施設入所措置等を行う。
13	宮城県保健福祉部 女性相談センター	居住地で利用可能な専門相談や支援制度等の情報を収集し、電話相談・来所相談及び一時保護者への支援の中で必要な情報提供を行った。	各種事業や制度について、最新情報の把握と更新に努め、被害者等に対して適切な情報提供を行える体制を維持する。
14	宮城県保健福祉部 精神保健福祉センター	相談業務の中で、利用可能な制度や関係機関等について情報提供した。	相談業務の中で、利用可能な制度や関係機関等について情報提供する。
21	仙台市市民局協働 まちづくり推進部 男女共同参画課	仙台市男女共同参画推進センターエル・ソーラ仙台において、性暴力被害者のためのカウンセリングに係る広報カードを作成するとともに、面接相談の利用者や他機関に配布し、被害者が適切に本事業へつながるよう情報提供に努めた。【新規】	仙台市男女共同参画推進センターエル・ソーラ仙台の面接相談利用者等の対象者に広報カードを配布すると共に、関係機関への情報提供と連携を行いながら、被害者が適切に心理カウンセリング事業へつながるよう広報に努める。
23	仙台市市民局 生活安全安心部 消費生活センター	悪質商法等の消費者被害に関する情報提供を実施した。 情報誌の発行 年4回 仙台市ホームページへの掲載 仙台市メール配信サービスへのメールの配信 年14回 情報誌「シルバーネット」へ記事掲載 年12回	悪質商法等の消費者被害に関する情報提供を実施する。 情報誌の発行 年4回 仙台市ホームページへの掲載 仙台市メール配信サービスへのメールの配信 情報誌「シルバーネット」へ記事掲載
34	公益社団法人 みやぎ被害者支援センター	1 宮城県、宮城県警察と協働して相談窓口、支援内容に関するパンフレット、チラシ等を作成、配布した。 「事業案内パンフレット」を作成、配布した。 ・ 2,000部 「広報用チラシ」を作成、配布した。 ・ 2,200部 「ホームページ」を更新した。 2 性暴力ワンストップ支援センターにおいて、性犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減するため、カウンセリング料の助成を行った。	1 宮城県、宮城県警察と協働して、パンフレット等の作成、配布に努め支援内容等の積極的な情報提供を図る。 2 性暴力のワンストップ支援センターにおいて、性犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減するため、一時避難場所の確保、人工妊娠中絶費用など助成制度の広報を実施する。【新規】

37	社会福祉法人 仙台いのちの電話	電話・インターネット相談の内容により、必要に応じて紹介した。	電話・インターネット相談の内容により、必要に応じて紹介する。
38	独立行政法人自動車 事故対策機構 仙台主管支所	1 関係被害者支援団体に対して介護料支給制度及び交通遺児等育成資金貸付制度（無利子貸付）の周知を実施するとともに、当機構介護料受給者及び交通遺児等友の会会員に対し、精神的支援を目的とした訪問支援及び電話相談、被害者同士の情報交換を目的とした交流会を実施した。 2 介護を行うご家族のレスパイト目的等で利用可能な短期入院協力病院等の紹介を行った。	1 関係被害者支援団体に対して介護料支給制度及び交通遺児等育成資金貸付制度（無利子貸付）の周知を実施するとともに、当機構介護料受給者及び交通遺児等友の会会員に対し、精神的支援を目的とした訪問支援及び電話相談、被害者同士の情報交換を目的とした交流会を実施する。 2 コロナ禍の状況を踏まえ、対面での訪問支援が難しい場合には、オンラインでのリモート訪問支援を実施する。【新規】 3 介護を行うご家族のレスパイト目的等で利用可能な短期入院協力病院等の紹介を行う。
43	日本司法支援センター宮城地方事務所（法テラス宮城）	犯罪被害者やそのご家族などが必要な支援を受けられるよう、損害や苦痛の軽減を図るための法制度に関する情報を提供し、犯罪被害者支援を行っている機関・団体の窓口を案内した。 （情報提供）	犯罪被害者やそのご家族などが必要な支援を受けられるよう、損害や苦痛の軽減を図るための法制度に関する情報を提供し、犯罪被害者支援を行っている機関・団体の窓口を案内する。 （情報提供）
57	警察本部警務部 警 務 課	1 関係機関との連携を図り、被害者等の要望を的確に把握し、政府保障事業、高額療養費等医療費申請制度、公営住宅優先入居制度等について説明し、利用促進を図った。 2 被害者等への支援に関する制度を記載した「被害者の手引」について、「裁判員裁判」、「犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅媒介支援」等各種支援制度に関する内容を盛り込むことで、充実した内容による被害者等に対する情報提供を実施した。 3 外国人被害者のための「被害者の手引」（外国語版8か国）を、県警ホームページに掲示するとともに、県下各警察署、本部事件主管課等に備付けて、効果的な情報提供に努めた。	1 被害者等のニーズを適時的確に把握し、関係機関・団体と連携を図りながら、各種制度の効果的利用を促すとともに、あらゆる機会を通じ、関係機関・団体に対し、被害者等の負担軽減に向けて既存制度の紹介及び有効活用について要請する。 2 「被害者の手引」の備付け場所等を拡充し、被害者等が被害者支援制度に関する情報を得やすい環境を構築する。 3 外国語版「被害者の手引」を県警ホームページに掲示するとともに、県下各警察署及び本部事件主管課等に備付け、更なる効果的活用を図る。

施策の項目	(2) 捜査活動等に伴う負担軽減措置の推進
	事件捜査、公判等の過程における負担軽減のための支援を行います。

施策の 効果等	<p>被害者等の同意に基づいた弁護士紹介や被害者等支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行ったことにより、迅速な法律相談を実施することができた。</p> <p>被害者等に寄り添った対応を心掛け、事件捜査や公判に対する付添い支援等を適宜実施するなどして、捜査活動等による被害者等の負担を軽減することができた。</p>
------------	---

各機関・団体による施策

推進機関		令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
1	仙台地方検察庁	<p>1 被害者等が年少者である場合、関係機関と連携し、少ない回数で代表者事情聴取を行うなどの負担軽減措置を講じた。</p> <p>2 来庁された被害者等への対応及び検察官調室、法廷等への案内、付添いを行うなどの負担軽減措置を講じた。</p>	<p>1 被害者等が年少者である場合、関係機関と連携し、少ない回数で代表者聴取を行うなどの負担軽減措置を講じる。</p> <p>2 来庁された被害者等への対応及び検察官調室、法廷等への案内、付添いを行うなどの負担軽減措置を講じる。</p>
6	宮城海上保安部	<p>犯罪被害者の被害にかかる診断書料や捜査上の要請から行う事情聴取のために犯罪被害者やその家族が出頭する場合の旅費の公費負担制度を活用し、経済的負担を軽減できるよう周知を図った。</p>	<p>1 犯罪被害者の被害にかかる診断書料や捜査上の要請から行う事情聴取のために犯罪被害者やその家族が出頭する場合の旅費の公費負担制度を活用し、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>2 海上保安部における犯罪捜査において、女性被害者の担当者として女性海上保安官を配置するなど、女性被害者の心情に配慮した対応を図る。</p>
34	公益社団法人みやぎ被害者支援センター	<p>被害者等の要望に応じ、可能な限り、検察庁や警察での事情聴取への付添い支援を行った。</p>	<p>被害者等の要望に応じ、検察庁や警察での事情聴取への付添い支援を実施する。</p>
42	仙台弁護士会		<p>事件捜査、公判等に係る弁護士相談に関して被害者等の実質負担が生じないなどの経済的負担軽減について周知を図る。【新規】</p>
43	日本司法支援センター宮城地方事務所（法テラス宮城）	<p>1 殺人、傷害、性犯罪、ストーカーなどの犯罪被害者が、国選被害者参加・日弁連犯罪被害者法律援助等を利用して弁護士による相談や支援を受けられるよう、犯罪被害者支援の経験・理解のある弁護士の紹介を行った。（精通弁護士紹介）</p> <p>2 資力の有無にかかわらず、DV・ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行い、迅速な法律相談の実施ができるよう支援した。（DV等犯罪被害者法律相談援助）</p>	<p>1 殺人、傷害、性犯罪、ストーカーなどの犯罪被害者が、国選被害者参加・日弁連犯罪被害者法律援助等を利用して弁護士による相談や支援を受けられるよう、犯罪被害者支援の経験・理解のある弁護士の紹介を行う。（精通弁護士紹介）</p> <p>2 資力の有無にかかわらず、DV・ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行い、迅速な法律相談の実施ができるよう支援する。（DV等犯罪被害者法律相談援助）</p>
52	警察本部刑事部捜査第一課	<p>1 性犯罪被害者の事情聴取や鑑識活動に当たる警察官について、性犯罪被害者の希望を踏まえた性別の性犯罪指定捜査員等が対応を行った。</p> <p>2 被害者の体調を気遣い、産婦人科等の早期受診を最優先に、性犯罪指定捜査員等が付き添うなどし、被害者等の精神的・身体的被害の軽減を図った。</p> <p>3 性犯罪捜査時の鑑識活動については、証拠保全等の必要な事項に関する丁寧な説明を行い、警察施設外における活動の際には、被害者等が人目に付かないようプライバシー保護に配慮した。</p> <p>4 児童等に係る被害の場合は、特性を考慮し、二重聴取等とならないよう検察庁と連携を図り、正確な情報を聴取する代表者聴取を実施した。</p>	<p>1 令和2年6月に性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の「集中強化期間」を踏まえて、被害届の即時受理の徹底、捜査段階における二次的被害の防止等、引き続き適切に推進する。【新規】</p> <p>2 性犯罪被害者の事情聴取や鑑識活動に当たる際、警察官の性別の希望を確認し、性犯罪被害者の希望を踏まえた性犯罪指定捜査員等が対応を行う。</p> <p>3 多様な性犯罪被害者等に対応するため、専門的知識を備えた性犯罪指定捜査員に男性警察官を増員し、性犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図るとともに、ニーズに応じた活動を行う。【新規】</p> <p>4 被害者等の体調を気遣い、産婦人科</p>

			<p>等の早期受診を最優先に、性犯罪指定捜査員等が付き添うことで医師に事前説明するなどし、被害者の精神的・身体的被害の軽減を図る。</p> <p>5 被害申告から公判に至るまでの手続や証拠保全の必要性等について、丁寧な説明を行い、警察施設外における活動の際には、被害者等が人目に付かないようにプライバシー保護に配慮する。</p> <p>6 児童等に係る被害の場合は、生活安全部との情報共有をすることで、被害者等の特性を考慮した二重聴取等とならないよう検察庁、児童相談所等と連携を図る。</p> <p>7 性被害を受けた男性及び性的マイノリティの被害者の精神的負担を軽減するため、県下全警察署に、男性用の代替衣を整備する。【新規】</p>
56	警察本部交通部 交通指導課	<p>交通事故による被害者等の精神的被害の軽減・回復を図るため、交通事故関係書類の簡素化のほか、交通事故多発交差点に設置した「交通事故自動記録装置」を効果的に活用し、被害者等が自らの立場を主張できない死亡事故等における被害者等を支援した。</p>	<p>交通事故による被害者等の精神的被害の軽減・回復を図るため、供述調書作成等に当たっては、被害者等に配慮した時間、場所を設定するほか、事情聴取場所までの送迎及び付添いなどをして被害者等の負担を軽減する。</p>
57	警察本部警務部 警務課	<p>1 犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けている公益社団法人みやぎ被害者支援センターに対し、被害者等の同意を得て、情報提供を行い、これに基づき、同センターによる公判付添いや弁護士の紹介等被害者等のニーズに沿った支援活動を行った。</p> <p>2 事件事故の発生に際し、警察署被害者支援連絡協議会会員等と連携し、迅速・的確な対応を行い、被害者等の負担軽減に努めた。</p> <p>3 県下警察署において、被害者等への対応の際には、専用の相談室又は専用の相談室がない場合には、被害者等の心情やプライバシー保護に配慮した代替室を使用するなどし、被害者等が安心して相談できる環境を整えた。</p>	<p>1 支援が必要とされる被害者等には個別に働き掛けるなどして被害者等の同意に基づき、公益社団法人みやぎ被害者支援センターへ積極的に情報提供を行うなど、被害者等のニーズに沿った早期支援体制を確立する。</p> <p>2 被害者相談室を始め、被害者等が安心して相談等ができる環境づくりを推進する。</p>

施策の項目	(3) 自助グループ活動への支援
	被害者等の心情の理解を深めるための活動を行います。

施策の効果等	<p>各関係機関が自助グループ定例会等を開催し、被害者等の心情の理解を深めるための活動を実施することができた。</p> <p>交流会や研修会等を通じて、被害者等の心情について理解を深めるとともに自助グループへの支援を図り、更に被害者等を自助グループに紹介するなどし、被害者等が社会的に孤立しない環境づくりを推進することができた。</p>
--------	--

各機関・団体による施策

推進機関	令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
34 公益社団法人みやぎ被害者支援センター	<p>1 「自助グループ定例会」を開催し、フリートークを実施した。 4回開催 延べ19人出席</p> <p>2 「指定被害者支援要員研修会」へ自助グループ員を派遣した。 受講生 170人</p>	<p>自助グループ員の心情を理解した自助グループ活動への支援を図る。 定例会におけるファシリテーター 講師派遣(講演会)の際の付添 各種講演会、研修会への参加を促進</p>
37 社会福祉法人仙台いのちの電話	<p>自死遺族支援「すみれの会」を実施した。</p>	<p>自死遺族支援(すみれの会)を実施する。</p>
44 宮城県臨床心理士会	<p>会員が公益社団法人みやぎ被害者支援センターと連携し、支援センター主催の自助グループにファシリテーターとして参加、支援を行った。</p>	<p>会員が公益社団法人みやぎ被害者支援センターと連携し、支援センター主催の自助グループにファシリテーターとして参加する。</p>
57 警察本部警務部警務課	<p>被害者等の心情の理解を深めるための活動として、公益社団法人みやぎ被害者支援センターと連携し、被害者等に自助グループの紹介及び活動の支援を実施した。</p>	<p>被害者等の心情の理解を深めるための活動として、公益社団法人みやぎ被害者支援センターと連携し、被害者等に自助グループの紹介及び活動の支援を実施する。</p>

施策の項目	(4) 二次的被害の防止
	マスコミ報道等による二次的被害の防止に努めます。

施策の効果等	<p>ビデオリンク方式の活用を始め各関係機関が適宜連携し、法廷における被害者等の二次的被害の防止を図ることができた。</p> <p>管理者対策によるマスコミ対応や遮蔽シートの活用等により、被害者等のプライバシーを最大限に保護し、マスコミ報道等による被害者等への二次的被害の防止に努めることができた。</p>
--------	---

各機関・団体による施策

推進機関	令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
1 仙台地方検察庁	<p>法廷で証言する際の被害者等の遮へい、ビデオリンク方式を活用した。</p>	<p>法廷で証言する際の被害者等の遮へい、ビデオリンク方式を活用する。</p>

2	仙 台 法 務 局 人 権 擁 護 部	インターネットによる、個人の名誉・プライバシー侵害等の人権問題に関する相談に応じた。	インターネットによる個人の名誉・プライバシー侵害等の人権問題に関する相談に応じる。
6	宮 城 海 上 保 安 部	被害者の実名発表・匿名発表について、国民の知る権利、プライバシーの保護、発表することによる社会的影響様々な事情を勘案しつつ、総合的に判断しながら適切な配慮を図った。	被害者の実名発表・匿名発表について、国民の知る権利、プライバシーの保護、発表することによる社会的影響様々な事情を勘案しつつ、総合的に判断しながら適切な配慮を図る。
42	仙 台 弁 護 士 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 法廷での二次的被害防止や個別の事案ごとに求める必要な配慮に関し、委員会内での検討に努めた。 2 被害者参加制度の運用状況を踏まえて委員会内で研修会を開催するなど、同制度の利用の在り方、二次的被害防止への認識を深め、全会員をして被害者等の権利の実現、二次的被害防止に繋がる支援体制を構築するよう努めた。 3 委員会内の研修等を通じて、マスコミ報道に関する検討を行い、マスコミ報道による二次的被害の防止に努めた。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 プライバシーに関する問題について、今後も研修等を実施することを検討する。 2 法廷におけるプライバシーへの配慮に関連する問題を収集、検討し、必要に応じて、裁判所との協議を実施する。 3 マスコミ報道等に関する勉強会を開催するとともに、被害者参加制度の利用に関する学習会を開催し、二次的被害防止に向けた研修を経て被害者支援に資する体制の構築、強化を図る。
57	警 察 本 部 警 務 部 警 務 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 殺人事件等の被害者等支援において、遺族の要望に基づき、葬祭会場、自宅、裁判所等における管理者対策等を実施し、マスコミ等による二次的被害の防止に努めた。 2 警察署単位の被害者支援連絡協議会等において、被害者等の心情に配慮したプライバシー保護の重要性の説明と事案発生時における協力・配慮を要請した。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害者等の要望に基づき、関係機関・団体等と連携を図り、マスコミ対応等を実施し、二次的被害の防止に努める。 2 各種広報の機会を通じて、被害者等の心情に配慮したプライバシー保護の重要性について広報し、事案発生時における対応への協力・配慮を求める。

基本目標 3 安全及び平穏な生活の確保

施策の一例

令和2年度支援施策実施結果

警察本部生活安全部県民安全対策課

ストーカー被害者からの相談受理体制を確立し、組織的な対応を行うとともに、つきまとい等の事実については、実態に応じて、防犯指導、警戒警ら、指導警告等を実施した。

令和3年度支援実施計画

警察本部生活安全部生活安全企画課

特殊詐欺被害防止として、高齢者が犯人からの電話を直接受けないようにするため固定電話対策を推進する。【新規】

施策の項目	(1) 被害者等の保護
	被害者等に対する助言や保護施設に関する情報提供と利用促進を行います。

施策の効果等	<p>関係機関・団体が必要に応じて相互に連携を図り、支援に関する助言や緊急避難、一時保護等を適宜実施したことにより、被害者等の安全の確保に努めることができた。</p> <p>被害者等に対し、住民基本台帳閲覧制限等を始めとする各種支援制度に関する情報提供を実施し、被害者等が適切に支援制度を受けられるよう支援することができた。</p>
--------	--

各機関・団体による施策

推進機関	令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
3 東北地方更生保護委員会	仮釈放等審理に係る通知を被害者等に発出する際、意見等聴取制度や最寄りの保護観察所の被害者専用相談窓口等について説明を加えているほか、更生保護における被害者等施策に関するリーフレットを同封した。	仮釈放等審理に係る通知を被害者等に発出する際、意見等聴取制度や最寄りの保護観察所の被害者専用相談窓口等について説明を加えるほか、更生保護における被害者等施策に関するリーフレットを同封する。
8 宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課	婦人相談所、婦人保護施設等による保護の実施のほか、緊急的に安全の確保が必要なDV被害者等に対し、ホテル等宿泊施設を緊急避難先として提供する市町村へ補助を行った。	婦人相談所、婦人保護施設等による保護の実施のほか、緊急的に安全の確保が必要なDV被害者等に対し、ホテル等宿泊施設を緊急避難先として提供する市町村へ補助を行う。
10 宮城県保健福祉部 中央児童相談所	警察官の派遣者1人を職員として受入れ、警察との緊密な連携の下、被害児童等への支援を実施した。	警察官の派遣者1人を職員として受入れ、警察との緊密な連携の下、被害児童等への支援を実施する。
11 宮城県保健福祉部 北部児童相談所	1 児童虐待に関する通告等には遅滞なく対応し、必要に応じて一時保護や施設入所を行った。 通告後、48時間以内の安全確認の実施 必要に応じての一時保護や施設入所を行った。	1 児童虐待に関する通告等には遅滞なく対応し、必要に応じて一時保護や施設入所を行う。 通告後、48時間以内の安全確認の実施 必要に応じての一時保護や施設入所を行う。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度虐待相談件数 382件 うち虐待による一時保護件数48件（一時保護委託含む） <p>2 DV世帯については、緊急時の一時保護や施設入所を的確に判断し、対応した。</p> <p>3 DV世帯については、県・市福祉事務所、町福祉課などの関係機関と連携を図り、一時保護を含めた適切な対応を行った。</p>	<p>2 DV世帯については、県・市福祉事務所、町福祉課などの関係機関と連携を図り、一時保護を含めた適切な対応を行う。</p> <p>3 警察官の派遣者1人を職員として受入れ、警察との緊密な連携の下、被害児童等の保護対策を実施する。</p>
12	宮城県保健福祉部 東部児童相談所	<p>1 児童虐待の状況等に応じ一時保護を行い、被害児童の安全を確保した。</p> <p>2 必要に応じ、児童本人に対し緊急の場合の児童相談所虐待対応ダイヤル189への架電及び相談窓口への連絡を教示した。</p>	<p>1 児童虐待の状況等に応じ一時保護を行い、被害児童の安全を確保する。</p> <p>2 必要に応じ、児童本人に対し緊急の場合の児童相談所虐待対応ダイヤル189への架電及び相談窓口への連絡を教示する。</p> <p>3 警察官の派遣者1人を職員として受入れ、警察との緊密な連携の下、被害児童等の保護対策を実施する。</p>
13	宮城県保健福祉部 女性相談センター	<p>1 生活の安全を脅かされたDV被害者等に対して、安全な生活を確保するため、一時保護を実施した。 39件（うちDV27件）</p> <p>2 一時保護となった被害者等に同伴児童がいる場合には、母子ともに安心できる相談環境を整えるため、託児支援及び学習支援を行った。 託児支援 延べ452回 学習支援 延べ173回</p>	<p>1 DVその他の理由により、安全を脅かされた被害者等を一時保護し、安全な生活を確保するとともに、心身の回復と自立に向けた支援を行う。</p> <p>2 一時保護となった被害者等の同伴児童について健全な成育環境、学習環境が保たれるよう、母への養育支援及び子への託児支援、学習支援を行う。</p>
21	仙台市市民局協働 まちづくり推進部 男女共同参画課	<p>市の複数部署及び関係機関の連携により、仙台市配偶者暴力相談支援センター事業を実施した。 保護命令申立書の作成支援2件 来所相談証明件数364件 （うち住基支援措置に係る証明件数 155件）</p>	<p>市の複数部署及び関係機関の連携により、仙台市配偶者暴力相談支援センター事業を実施する。 保護命令制度の利用支援 支援措置に係る証明書等の発行</p>
22	仙台市市民局 生活安全安心部 市民生活課	<p>（市民局協働まちづくり推進部戸籍住民課）</p> <p>1 令和2年度における住民基本台帳閲覧制限等による支援状況 新規申し出件数 736件</p> <p>2 選挙人名簿閲覧制限等支援状況 新規申し出件数 857件 （延長申出含む） 上記件数にはDV被害も含まれる。</p>	<p>（市民局協働まちづくり推進部戸籍住民課）</p> <p>被害者からの申出に基づき、住民基本台帳の閲覧制限等による支援を実施する。</p>
28	仙台市子供未来局 児童相談所	<p>1 被虐待児に対し、安全確保のため必要に応じて一時保護を行った。</p> <p>2 DV被害者に対しては、各区保健福祉センターの活用等について助言した。</p>	<p>1 被虐待児に対し、安全確保のため必要に応じて一時保護を行う。</p> <p>2 DV被害者に対しては、各区保健福祉センターの活用等について助言する。</p> <p>3 警察官の派遣者2人を職員として受入れ、警察との緊密な連携の下、被害児童等の保護対策を実施する。</p>

43	日本司法支援センター宮城地方事務所（法テラス宮城）	犯罪被害者やそのご家族などが必要な支援を受けられるよう、被害者等の保護に関する法制度の情報提供や関係機関・団体の窓口を案内した。（情報提供）	犯罪被害者やそのご家族などが必要な支援を受けられるよう、被害者等の保護に関する法制度の情報提供や関係機関・団体の窓口を案内する。（情報提供）
50	警察本部生活安全部県民安全対策課	1 宮城県女性相談センターとの情報共有及び連携強化により適切に一時保護を実施した。 2 DV相談受理時に関係保護施設の利用等に関する情報提供を実施した。 3 被害者からの相談に基づき、住民基本台帳の閲覧等に係る支援措置の援助施策を適切に実施した。 （令和2年中） 総援助件数 637件	1 宮城県女性相談センターとの情報共有及び連携強化により適切に一時保護を実施する。 2 DV相談受理時における各種情報提供を推進する。 3 被害者からの相談に基づき、住民基本台帳の閲覧等に係る支援措置の援助施策を迅速かつ適切に推進する。 4 警察本部警務課と連携の上、県及び仙台市の各児童相談所に警察官を派遣し、各児童相談所と緊密に連携して、児童の安全確保を最優先とした保護対策の徹底を図る。【新規】
55	警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課	危害を受けるおそれのある暴力団等による犯罪の被害者や関係者等を保護対策実施要綱に基づく保護対象者に指定し、助言・指導、適時適切な保護対策を実施して暴力団等からの危害を未然に防止し、保護対象者の安全を確保した。	危害を受けるおそれのある暴力団等による犯罪の被害者や関係者等を保護対策実施要綱に基づく保護対象者に指定し、助言・指導、適時適切な保護対策を実施して暴力団等からの危害を未然に防止し、保護対象者の安全を確保する。
57	警察本部警務部警務課	被害者連絡実施要領等に基づき、警察官による訪問・連絡活動を希望する被害者等に対して支援活動を推進した。	被害者連絡実施要領等に基づき、被害者等の心情に配慮した訪問・連絡活動を推進する。

施策の項目	(2) 再被害防止等の措置
	被害者等への加害者情報の提供や再被害防止処置を講じ、安全かつ平穏な生活の確保に努めるとともに、加害者の更生支援を行います。

施策の効果等	各関係機関が情報共有を図ったことにより、再被害防止に向けた取組を実施することができた。 少年院・刑務所において、受刑者等に被害者等の声を伝える講話等を実施したことにより、加害者の更生支援を推進することができた。 精神医学的・心理的アプローチによるストーカー加害者の更生に向けた取組の一環として、医療機関等との連携を実施することができた。
--------	--

各機関・団体による施策

推進機関	令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
1 仙台地方検察庁	再犯防止と更生支援及び被害者支援を目的として、捜査公判支援・刑事政策推進室において、整備済みの各種支援体制を活用し、被疑者・被害者双方への充実した福祉支援を実施した。	再犯防止と更生支援及び被害者支援を目的として、捜査公判支援・刑事政策推進室において、整備済みの各種支援体制を活用し、被疑者・被害者双方への充実した福祉支援を実施する。

4	仙台保護観察所	<p>右記実施計画中の1、2については令和2年度においては、特記する事項はなかった。</p> <p>1 再被害防止のため、再被害のおそれのある被害者等に対して、再被害防止に関する措置の助言及び情報提供を行った。</p> <p>2 DVに関して、数多くの事案に対応している機関等との連携・情報収集に努めた。</p>	<p>1 DV・ストーカー等の被害者等に対しては、警察、当庁処遇部門と連携の上、再被害防止に向けて適切な措置を実施する。</p> <p>2 加害者の特異動向について、当庁処遇部門から警察と適切に情報共有を行う。</p> <p>3 再被害防止のため、再被害のおそれがある被害者等に対して、再被害防止に関する措置の助言及び情報提供を行う。</p> <p>4 DVに関して、数多くの事案に対応している機関等との連携・情報収集に努める。</p>
11	宮城県保健福祉部 北部児童相談所	<p>家庭訪問等により家庭状況等の把握に努め、親子再統合のための支援を行うとともに、必要に応じて一時保護や施設入所を行った。</p>	<p>家庭訪問等により家庭状況等の把握に努め、親子再統合のための支援を行うとともに、必要に応じて一時保護や施設入所を実施する。</p>
13	宮城県保健福祉部 女性相談センター	<p>1 DVにより加害者から避難する被害者に対して、DV法に基づく保護命令の申立に関する手続き支援のほか、裁判所への書面提出を行った。 7件</p> <p>2 住民基本台帳事務の閲覧制限に係る証明ほか、各種手続き・証明書発行等を行った。 住民基本台帳閲覧制限 36件 (うちDV32件) 医療保険 7件(うちDV7件) 年金事務 1件(うちDV1件) 児童手当受給者変更4件 (うちDV4件) その他 15件(うちDV15件)</p>	<p>1 被害者等に対して保護命令等の安全確保のための制度について情報提供を行い、必要に応じて手続き支援を行う。また、裁判所に対して書面提出を行う。</p> <p>2 住民基本台帳事務の閲覧制限ほか安全で平穏な生活を確保するための各種手続きを必要としている被害者等に対して正確な情報を提供し、迅速な手続き支援、証明書発行ができるように努める。</p>
33	公益財団法人 宮城県暴力団 追放推進センター	<p>宮城刑務所において、暴力団受刑者に対し矯正指導を行った。</p>	<p>1 宮城刑務所において、暴力団受刑者に対し矯正指導を実施する。</p> <p>2 東北少年院において、入所者に対する講話及び個別面談を実施する。</p>
43	日本司法支援センター宮城地方事務所(法テラス宮城)	<p>資力の有無にかかわらず、DV、ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行い、迅速な法律相談の実施ができるよう支援した。(DV等犯罪被害者法律相談援助)</p>	<p>資力の有無にかかわらず、DV、ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行い、迅速な法律相談の実施ができるよう支援する。(DV等犯罪被害者法律相談援助)</p>
50	警察本部 生活安全部 県民安全対策課	<p>1 ストーカー被害者からの相談受理体制を確立し、組織的な対応を行うとともに、つきまとい等の事実については、実態に応じて、防犯指導、警戒警ら、指導警告等を実施した。</p> <p>2 ストーカー加害者に対し、精神科医療機関等の協力を得て、治療、カウンセリング等の機会を設けるなど精神医学的・心理学的アプローチによる更生に向けた取組を実施した。</p>	<p>1 ストーカー被害者からの相談受理体制を確立し、組織的な対応を行うとともに、つきまとい等の事実については、実態に応じて、防犯指導、警戒警ら、指導警告等を実施する。</p> <p>2 つきまとい等の実態に応じて、加害者に対する指導警告、被害者に対する援助等を実施する。</p> <p>3 精神医学的・心理学的アプローチによる加害者対策を推進し、加害者の更生を図る。</p>

55	警察本部 刑事部 組織犯罪対策局 暴力団対策課	暴力団関係者から再犯による犯罪被害を受けるおそれのある者を再被害防止対象者に指定し、関係機関との連携や加害者情報の提供等再被害防止措置を講じて再被害防止対象者の安全を確保した。	暴力団関係者から再犯による犯罪被害を受けるおそれのある者を再被害防止対象者に指定し、関係機関と連携するなどの再被害防止措置を講じて再被害防止対象者の安全を確保する。
57	警察本部 警務部 警 務 課	1 再被害防止対象者の指定事案について適宜適切に対応した。 2 適正な再被害防止対策を実施するため、関係機関と連携し、特異動向者の通報等協力を依頼した。 3 宮城刑務所において収容者に対して再犯防止を目的とした講話を実施した。 令和2年12月21日(月)8人	1 再被害防止要綱に基づく再被害防止対策を積極的に推進する。 2 各刑事施設等との緊密な連携を図り再被害防止に向けた指導を実施する。

施策の項目	(3) 地域における被害者等の安全確保
	地域のパトロールや犯罪被害防止のための情報提供を行います。

施策の効果等	<p>企業との協定等により、官民一体となった各種情報提供活動を推進することができた。</p> <p>テレビ、ラジオ、ホームページ及びメール等各種広報媒体を有効に活用し、地域防犯活動の推進と犯罪被害防止のための情報を積極的に発信することができた。</p> <p>学校防犯巡視員「仙台・まもらいだー」の運用や地域やPTA等の学校ボランティアの防犯巡視員の協力を得て、地域における被害者等の安全確保に努めることができた。</p>
--------	---

各機関・団体による施策

推進機関	令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
11 宮城県保健福祉部 北部児童相談所	市町の要保護児童対策協議会、福祉関係各課、学校等に情報提供し、モニタリングを実施した。	市町の要保護児童対策協議会、福祉関係各課、学校等に情報提供し、モニタリングを実施する。
30 仙台市教育 局 学校教育部 教育相談課	1 警察官退職者27人で組織する学校防犯巡視員「仙台・まもらいだー」による学校の校舎内外、周辺及び通学路等の巡視活動により、不審者の早期発見や危険箇所の発見など、学校の安全管理体制についての点検を行い、児童生徒の日常の安全確保の継続に努めた。 2 児童生徒の犯罪被害防止と地域の防犯意識の高揚を図るため、仙台市立小中学校において、地域やPTA等の方々を学校ボランティア防犯巡視員として登録し、各学校の登下校時における見守り活動を実施した。	1 警察官退職者で組織する学校防犯巡視員「仙台・まもらいだー」による学校の校舎内外、周辺及び通学路等の巡視活動により、不審者の早期発見や危険箇所の発見など、学校の安全管理体制についての点検を行い、児童生徒の日常の安全確保の継続に努める。 2 児童生徒の犯罪被害防止と地域の防犯意識の高揚を図るため、仙台市立小中学校において、地域やPTA等の方々を学校ボランティア防犯巡視員として登録し、各学校の登下校時における見守り活動を継続する。

49	警察本部 生活安全部 生活安全企画課	<p>1 「みやぎSecurityメール」等を活用した犯罪被害防止のための情報発信活動を実施した。 (令和2年中) みやぎSecurityメール発信 1,098件(前年比-18件) ツイッター 91件(令和2年10月開始) 県警ホームページ 毎月更新 Yahoo!防災速報発信</p> <p>2 特殊詐欺被害防止対策事業として、多発する預貯金詐欺やキャッシュカード詐欺盗の手口周知と、特殊詐欺被害防止に有効的な迷惑電話防止機能を有する機器の活用等を内容としたテレビコマーシャルを制作し、民放4局で34回の放送を行い、被害に遭いやすい高齢者のみならず幅広い年齢層に対する広報啓発活動を展開した。</p> <p>3 関係機関と連携協働し地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進し、県民の体感治安向上に努めた。</p> <p>4 防犯関係団体と連携し、青色回転灯を装着した防犯パトロール車を普及促進した。 (令和2年末現在の実施団体・車両数) 177団体 529台</p>	<p>1 「みやぎSecurityメール」等を活用した犯罪被害防止のための情報発信活動を実施する。</p> <p>2 特殊詐欺被害防止対策事業として、県民の特殊詐欺に対する抵抗力を高めることを目的とし、幅広い年齢層を対象に繰り返し情報発信が可能で、効果的な手段であるテレビコマーシャルによる広報啓発活動を実施し、地域全体で被害を防ぐ気運向上を図る。</p> <p>3 防犯関係団体と連携し、青色回転灯を装着した防犯パトロール車の普及促進を図り、地域パトロールを強化する。</p> <p>4 特殊詐欺被害防止対策として、高齢者が犯人からの電話を直接受けないようにするための固定電話対策を推進する。【新規】</p> <p>5 特殊詐欺やヤミ金融等の被害拡大防止のため、犯罪行為に利用されている預貯金口座に対する凍結依頼を行うなど、犯行ツール対策を推進する。【新規】</p>
50	警察本部 生活安全部 県民安全対策課	<p>1 女性に対する性犯罪や子供に対する声かけ事案等に関して、「みやぎSecurityメール」や県警ホームページ等を活用して犯罪発生及び被害防止情報を発信するなど、効果的な広報を実施した。</p> <p>2 子供と女性のための安全情報に関する広報を実施した。</p>	<p>1 犯罪発生及び被害防止情報の情報発信活動を「みやぎSecurityメール」や県警ホームページ等により広報する。</p> <p>2 防犯指導の実施や自主防犯活動への支援、「子ども110番の家」への協力を行う。</p> <p>3 ラジオ放送、地元情報誌、部内広報誌等の活用や、各種キャンペーンにより子供と女性のための安全情報を発信する。</p>

基本目標 4 支援等のための体制整備

施策の一例

令和2年度支援施策実施結果

仙台地方検察庁

司法修習生及び職員を対象として、宮城県警察犯罪被害者支援室心理専門官による被害者等に必要な支援に関する講義を実施した。【新規】

令和3年度支援実施計画

仙台弁護士会

令和3年度より「犯罪被害者サポートセンター」を発足させ、班体制を組んで、緊急・重大案件等に対してより迅速かつ適切な対応を可能にする体制を構築し、各個別事件における被害者支援の充実に努める。【新規】

施策の項目	(1) 関係機関・団体による推進体制の構築
	県や地域における被害者支援に関する施策を総合的に調整し、かつ、相互連携による効果的な被害者等の支援を推進します。

施策の効果等	<p>関係機関・団体が研修会や連絡協議会等を開催し、その職域の中における被害者等支援に関する施策や情報交換等を実施したことにより、効果的な被害者等支援を推進することができた。</p> <p>関係機関・団体が開催した研修会等において、被害者等支援に関する想定事例に基づいたシミュレーション訓練を行うなど、より実務的な研修を積極的に実施したことにより、関係機関・団体の連携の重要性を意識付けるとともに、被害者等支援に係る技能向上を図ることができた。</p>
--------	--

各機関・団体による施策

推進機関	令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
1 仙台地方検察庁	捜査公判支援・刑事政策推進室において依頼している社会福祉士による被害者等への対応を行った。	捜査公判支援・刑事政策推進室において依頼している社会福祉士による被害者等への対応を行う。
4 仙台保護観察所	令和2年度においては、情報提供等の連携は特になかった。	県（安全・安心まちづくり推進班）へ当庁の犯罪被害者からの相談内容の中で必要に応じて適切な被害者支援相談の情報提供等の連携を行う。
5 国土交通省東北運輸局	1月15日に公共交通事業者等を対象としたフォーラムを開催し、関係機関・団体である「8.12日連絡会」、「独立行政法人自動車事故対策機構仙台主管支所」からそれぞれ講師を招き講演を実施した。	フォーラム等を行う際に、関係機関からの講師派遣依頼をすることについて検討する。
6 宮城海上保安部	「宮城県犯罪被害者支援連絡協議会」及び、「塩釜、石巻、気仙沼各警察署の被害者支援ネットワーク」により関係機関との連携を図った。	「宮城県犯罪被害者支援連絡協議会」及び、「塩釜、石巻、気仙沼各警察署の被害者支援ネットワーク」により関係機関との連携を図る。

8	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課	新型コロナウイルス感染症の影響により、関係機関を一堂に会しての協議会の開催が困難であったため、資料配布により各機関の取組状況等の共有を図った。	圏域ごとに設置する婦人保護関係機関ネットワーク連絡協議会において、情報交換・事例研究等を行い、連携体制の強化を図る。
11	宮城県保健福祉部 北部児童相談所	1 市町で開催する要保護児童対策議会において、情報の共有化を図るとともに関係者によるモニタリングを行った。 2 夜間、休日の児童虐待に関する通告等に適切に対応した。 児童虐待緊急ダイヤル通告等 34件 電話、訪問対応 34件	1 市町で開催する要保護児童対策議会において、情報の共有化を図るとともに関係者によるモニタリングを実施する。 2 夜間、休日の児童虐待に関する通告等の対応を適切に実施する。
13	宮城県保健福祉部 女性相談センター	1 被害者等の支援において、地域の関係機関と情報交換を行い、また必要に応じて適切な窓口につなぐことにより、効果的な支援の充実を図った。 2 一時保護となった被害者等の自立に向けて継続的な支援が必要な方に対して、婦人保護施設への入所措置を行い、施設間の連携に努めた。 16件（うちDV12件）	1 被害者等の支援に当たっては、関係機関と緊密に連絡を取り合い、本人の状況や意向について情報を共有し、連携して支援を行う。 2 一時保護を終了した被害者等がその後も継続した自立支援を受けられるよう、各々の課題を整理し、関係機関との情報共有と連携に努める。
21	仙台市市民局協働 まちづくり推進部 男女共同参画課	1 地域の支援者を対象に、性暴力被害者支援スキルアップ講座を開催し、性暴力が起きる社会的背景を理解し、表面化しにくい性暴力の被害を敏感に察知する視点を育て、二次被害を与えずに適切に相談対応・支援できるよう支援者の質の向上を図った。 受講人数 34人 2 受講者間の連携・ネットワーク形成に努めた。	1 性暴力被害者支援スキルアップ講座を開催し、支援者養成を行う。 予定受講人数（定員）30人 2 医療や福祉、女性支援の現場だけでなく、教育、司法等の現場からも受講者を募り、多機関連携による包括的な支援が地域に広がるよう図る。
27	仙台市子供未来局 子供育成部子供相談 支援センター	仙台市青少年対策6機関合同会議を実施した。 全体会 3回 新型コロナウイルス感染拡大防止のため紙面研修で実施 担当者会 5回	仙台市青少年対策6機関合同会議を実施する。 全体会 3回予定 担当者会 5回予定
35	社会福祉法人 宮城県社会福祉協 議 会	1 高齢者総合相談センターのリーフレット・ポスターを作成し、関係機関や研修会等で配布した。 2 本会広報誌「福祉みやぎ」及び県・市町村広報誌・マスメディア等による広報を実施した。 3 宮城県高齢者相談関係機関連絡会議を開催した。 11機関16人参加 4 各相談関係機関の相談状況や課題について情報交換及び相互連携を図った。	令和3年3月31日をもって高齢者総合相談センター事業が終了したため、実施を予定していない。
52	警察本部刑事部 捜査第一課		検察庁と連携の上、性犯罪の被害者が精神に障害を有する場合は、身体的・精神的負担軽減を図ることを目的に検察

57	警察本部警務部課	<p>1 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、「宮城県犯罪被害者支援連絡協議会」(以下「協議会」という。)総会を书面審議としたが、協議会の相互理解による被害者支援体制の維持と連携強化について、それぞれの意思確認をし協議会の充実に努めた。</p> <p>2 協議会の活動結果・活動計画等を取りまとめた「宮城県における犯罪被害者支援施策に関する年次報告」について、各市町村に備え付けるなどして県民に対して被害者支援施策の広報を図った。</p> <p>3 自治体と警察署単位で設置されている被害者支援連絡協議会が連携して被害者支援を推進する「ワンストップ型総合的対応窓口」を効果的に運用し、被害者等のニーズに即した被害者等支援活動を実施した。</p> <p>4 警察署単位で設置されている被害者支援連絡協議会等の総会において、関係機関・団体の相互連携の重要性に関する講話を実施するなどし、地域における被害者等支援体制の充実強化を図った。</p> <p>5 協議会構成機関等と個々のケースに応じて連携を図った。</p> <p>6 性犯罪被害者に対するワンストップサービスの提供を始めとする性犯罪被害者等の負担軽減を目的とした宮城県、宮城県産婦人科医会、公益社団法人みやぎ被害者支援センターとの4者間協定に基づき、実効性のある連携を推進した。</p>	<p>官による代表者聴取を試行実施する。 【新規】</p> <p>1 「宮城県犯罪被害者支援連絡協議会」(以下「協議会」という。)総会を開催し、相互理解と連携による被害者支援体制の構築の必要性を深め、協議会の充実強化を図る。</p> <p>2 協議会の活動結果等を取りまとめた「宮城県における犯罪被害者支援施策に関する年次報告」について、各関係機関・団体の備付け箇所を拡充し広く県民に広報する。</p> <p>3 自治体との連携強化による「ワンストップ型総合的対応窓口」を効果的に運用するための合同研修会等を実施する。</p> <p>4 地域における被害者支援体制を強化し、被害者等の多様なニーズに対応するため、警察署単位の被害者支援連絡協議会等構成機関・団体の拡充・参画を推進する。</p> <p>5 協議会及び警察署単位の被害者支援連絡協議会等構成機関・団体の相互連携の充実強化を図るため、定期的に会報を発行する。</p> <p>6 実務的な研修を実施することにより、警察署単位の被害者支援連絡協議会等構成機関・団体への連携の重要性について意識付けを図るとともに、同構成機関・団体の被害者等支援に係る技能向上を図る。</p> <p>7 関係機関・団体において、障害者や男性等を含む様々な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実のための協力を行う。【新規】</p> <p>8 被害者等施策に携わる地方公共団体の職員等に被害者等支援施策に関する情報や資料を提供し、職員等の育成及び意識の向上を図る。【新規】</p> <p>9 地方公共団体における被害者等施策の担当所属に対し、ワンストップ支援センターの支援施策等を情報提供し、性犯罪・性暴力被害者支援に関する連携の強化を図る。【新規】</p>
----	----------	--	--

施策の項目	(2) 早期支援体制の整備
	被害直後の被害者等を支援する早期支援体制を整備・構築します。

施策の効果等	<p>医療機関との連携、関係機関内における役割分担等による体制整備を行ったことにより、早期支援体制の構築を図ることができた。</p> <p>犯罪被害者支援団体の財政援助を実施したことにより、犯罪被害者支援団体の体制基盤の整備を図ることができた。</p>
--------	--

各機関・団体による施策

推進機関	令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
11 宮城県保健福祉部 北部児童相談所	<ol style="list-style-type: none"> 市町で開催する要保護児童対策議会において要保護児童の情報共有を図るとともに、緊急対応時の役割分担等を確認した。 必要に応じて一時保護や施設入所の対応を行った。 	<ol style="list-style-type: none"> 市町で開催する要保護児童対策議会において要保護児童の情報共有を図るとともに、緊急対応時の役割分担等を確認する。 必要に応じて、一時保護や施設入所の対応を実施する。
17 宮城県環境生活部 共同参画社会 推進課		<p>性犯罪被害者等の早期負担軽減を図るため、性暴力のワンストップ支援センターに専従のコーディネーターを配置し、関係機関との円滑な連携に努める。【新規】</p>
19 宮城県教育庁 特別支援教育課	<ol style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校の児童生徒が被害に遭った場合の報告と、早期の校内体制の構築について、年度始めの特別支援学校長会議で周知するとともに、校内体制の構築について、校長会議で確認した。 事例に応じて、緊急にスクールカウンセラーを派遣できることを周知した。 	<ol style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校の児童生徒が被害に遭った場合の報告と、早期の支援体制の構築について、特別支援学校長会議で周知するとともに、校内体制が組織的に機能するよう確認と働き掛けを行う。 事例に応じて、緊急にスクールカウンセラーを派遣できることを周知する。
22 仙台市市民局 生活安全安心部 市民生活課	<p>公益社団法人みやぎ被害者支援センターが行う相談事業、広報啓発事業、調査研究事業、相談員及びボランティア養成事業の支援を実施した。</p> <p>補助金の交付 360万円</p>	<p>公益社団法人みやぎ被害者支援センターが行う相談事業・広報啓発事業・調査研究事業・相談員及びボランティア養成事業の支援を実施する。</p> <p>補助金の交付 360万円</p>
26 仙台市子供未来局 子供育成部 子供家庭支援課	<ol style="list-style-type: none"> 仙台市立病院を拠点病院とした児童虐待に係る医療ネットワーク事業を実施した。 児童虐待対応マニュアル改訂版を関係機関に配布し、児童虐待の早期発見と早期対応の協力を依頼した。 	<ol style="list-style-type: none"> 仙台市立病院を拠点病院とした児童虐待に係る医療ネットワーク事業を実施する。 児童虐待対応マニュアル改訂版を関係機関に配布し、児童虐待の早期発見と早期対応の協力を依頼する。
34 公益社団法人 みやぎ被害者支援 センター		<ol style="list-style-type: none"> 相談者のニーズが多様化、複雑化している性犯罪被害相談に対応するため、相談員に対する助言や関係機関との連絡調整に専従的に対応するコーディネーター制度を新設する。【新規】 SNSを活用した相談や24時間365日相談を見据えて広く人材の確保を図るため、期間限定の相談員の募集か

			ら通年募集に改めるとともに、募集形態もホームページを始め、全ての仙台市民センター広報窓口で募集チラシを置くなど、広報効果の期待される広報媒体を活用した募集に努める。 【新規】
43	日本司法支援センター宮城地方事務所（法テラス宮城）	資力の有無にかかわらず、DV・ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行い、迅速な法律相談の実施ができるよう支援した。（DV等犯罪被害者法律相談援助）	資力の有無にかかわらず、DV・ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行い、迅速な法律相談の実施ができるよう支援する。（DV等犯罪被害者法律相談援助）
57	警察本部警務部警務課	<p>1 県下各警察署及び宮城県警察高速道路交通警察隊において、事件発生直後、捜査員とは別に被害者等支援活動を専門に行う警察職員を「指定被害者支援要員」に指定し、被害者等のニーズに沿った迅速的確な支援活動を展開した。 891人を指定</p> <p>2 多数の死傷者が発生した事案に対応するため、県下各警察署及び宮城県警察高速道路交通警察隊において、警察職員をあらかじめ「特別支援要員」に指定し、迅速な被害者等支援体制を構築した。【新規】 75人を指定</p> <p>3 公益社団法人みやぎ被害者支援センターが行う相談事業、広報啓発事業、調査研究事業等への支援を実施した。 補助金の交付 360万円</p> <p>4 公益社団法人みやぎ被害者支援センターの財政基盤の強化のため、警察本部庁舎内に寄附型自動販売機設置のための働き掛けをし2台の設置に至った。【新規】</p>	<p>1 県下各警察署及び宮城県警察高速道路交通警察隊において、警察職員を「指定被害者支援要員」に指定し、事件発生直後の被害者等のニーズに沿った迅速的確な支援活動を展開する。</p> <p>2 多数の死傷者が発生した事案に対応するため、県下各警察署及び宮城県警察高速道路交通警察隊において、警察職員をあらかじめ「特別支援要員」に指定し、迅速な被害者等支援体制を構築する。</p> <p>3 公益社団法人みやぎ被害者支援センターの安定した財政的基盤を確立するため、各種研修会等の機会を通じて、賛助会員拡充に向けた広報活動を展開する。</p>

施策の項目	(3) 各被害分野における事件事故被害者等への対応
	被害態様が異なる被害者等を適切に支援するために、民間支援団体を始めとした関係機関・団体による施策を積極的に推進します。

施策の効果等	<p>各関係機関の職域において、付添い支援等を適時適切に実施したことにより、被害者等の求めに合わせた支援を推進することができた。</p> <p>関係機関内において、情報共有を図ったことにより、被害者等に対し、遅滞なく支援に必要な関係機関・団体を紹介することができた。</p> <p>専門的な相談窓口を設置することにより、適切な相談受理を推進することができた。</p>
--------	---

各機関・団体による施策

推進機関		令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
3	東北地方更生保護委員会	1 被害者等通知を希望している被害者等に対して仮釈放等審理に係る通知を発出した。 2 意見等聴取制度の利用を希望する被害者等に適切に対応した。(複数の職員が被害者等の自宅に出向き、意見聴取を実施した。)	1 被害者等通知を希望している被害者等に対して仮釈放等審理に係る通知を発出する。 2 意見等聴取制度の利用を希望する被害者等に適切に対応する。(被害者等の体調及び生活状況等に応じて、職員が被害者等の自宅に出向き、意見聴取を実施することも検討する。)
4	仙台保護観察所	被害者等からの電話相談等を実施し、状況に応じて関係機関と連携を深め、受付業務の円滑化を図った。 相談・支援 10件	被害者等からの電話相談、面談相談等を実施し、状況に応じて関係機関と連携を深め、受付業務の円滑化を図る。
5	国土交通省東北運輸局	令和2年度は支援対象となるような公共交通事故は管内で発生しなかった。	公共交通事故により乗客に被害が発生した際には、速やかに事故現場又は収容先に支援員を派遣し、事故被害者及びその家族に対しコンタクトカードを配布することにより、各種相談窓口についての情報提供を行う。
10	宮城県保健福祉部中央児童相談所	児童虐待の相談・通報は休日や夜間であっても相談を受理し、迅速に対応する体制を構築し、関係機関との情報共有と連携を強化し、適切な保護施設の確保に努めた。	1 児童虐待の相談・通報は休日や夜間であっても相談を受理する体制と迅速に対応する体制の強化を図る。 2 迅速な支援を実施するため、関係機関との情報共有と連携を強化し、適切な保護施設の確保に努める。
11	宮城県保健福祉部北部児童相談所	1 夜間休日を問わず、対応が必要な場合には迅速に対応し、関係機関の協力を得ながら48時間以内に安否確認、必要に応じて一時保護等を実施した。 2 市町で開催する要保護児童対策協議会においての情報共有を図るとともに、緊急対応時の役割分担等を確認した。	1 夜間休日を問わず、対応が必要な場合には迅速に対応し、関係機関の協力を得ながら48時間以内に安否確認、必要に応じて一時保護等を実施する。 2 市町で開催する要保護児童対策協議会で要保護児童の情報共有を図るとともに、緊急対応時の役割分担等を確認する。
12	宮城県保健福祉部東部児童相談所	1 夜間休日を問わず、相談があった場合には迅速に対応し、関係機関の協力を得ながら48時間以内の安否確認を行い、必要に応じ一時保護の対応を実施した。 2 障害を抱えた被害者等には、障害の状況を踏まえた助言指導、他機関へのあっせん、施設入所等の対応を行った。	1 夜間休日を問わず、相談があった場合には迅速に対応し、関係機関の協力を得ながら48時間以内の安否確認を行い、必要に応じ一時保護の対応を実施する。 2 障害を抱えた被害者等には、障害の状況を踏まえた適切な支援を行う。
17	宮城県環境生活部共同参画社会推進課	性暴力被害相談支援センター宮城の運営業務を公益社団法人みやぎ被害者支援センターに業務委託し、支援体制の充実を図った。 令和2年度相談件数 266件	性暴力被害相談支援センター宮城の運営業務を公益社団法人みやぎ被害者支援センターに業務委託し、支援体制の充実を図る。
26	仙台市子供未来局子供育成部子供家庭支援課	要保護児童対策地域協議会を開催した。 代表者会議 年1回 実務者会議 年3回×5区 1 総合支所	要保護児童対策地域協議会を開催する。 代表者会議 年1回 実務者会議 年3回×5区 1 総合支所
28	仙台市子供未来局児童相談所	1 関係機関と連携し、児童の福祉を図るとともにその権利を擁護するため	関係機関と連携し、児童の福祉を図るとともにその権利を擁護するため専門

		<p>専門機関として介入した。</p> <p>2 必要に応じて一時保護や施設措置を行った。</p> <p>3 虐待を行った保護者に対して、暴力や怒鳴ることをせずに養育する技を習得させる取り組みを実践し、保護者の養育力の向上を図った。</p>	<p>機関として介入していく。</p>
34	公益社団法人みやぎ被害者支援センター	<p>被害者等に対する、公判の代理傍聴、病院、弁護士法律相談等への付添支援等、直接支援を実施した。</p> <p>直接支援（危機介入）活動 65件 対応した直接支援員 140人</p>	<p>被害者等のニーズを的確に把握し、被害者等に対する直接支援員による迅速かつ的確な付添い支援等に努め、被害者等の精神的な被害の回復を図る。</p>
42	仙台弁護士会	<p>1 法テラスとの情報提供業務に関連して、犯罪被害者精通弁護士名簿を作成し、法テラスからの依頼があった事案につき、遅滞なく弁護士を紹介できる体制を整えた。</p> <p>2 DV・ストーカー相談窓口を通じて、必要に応じて個別の対応をした。</p> <p>3 当会の民事介入暴力及び業務妨害対策委員会との連携を通じて、必要に応じて個別の対応をした。</p>	<p>1 令和3年度より「犯罪被害者サポートセンター」を発足させ、班体制を組んで、緊急・重大案件等に対してより迅速かつ適切な対応を可能にするるとともに、各個別事件における被害者支援の充実に努める。【新規】</p> <p>2 法テラスからの依頼があった事案への対応に備え、犯罪被害者支援精通弁護士名簿及びDV・ストーカー被害の防止に関する法律相談窓口担当者名簿の充実を図る。</p> <p>3 会員の増加を反映させ、相談体制の充実を図る。</p> <p>4 DV・ストーカー相談窓口を通じて、個別の事案毎に必要な対応を図る。</p> <p>5 対応が困難な事案に関しては、委員会の枠を超えて、様々な支援を可能とする体制を構築することを検討する。</p> <p>6 当会の関連窓口や関連委員会との連携を強化し、個別の事案毎に必要な対応を行っていく。</p> <p>7 被害報告の多い事案に関しては弁護士団を結成して対応するなどより実効性の高い対応を検討する。</p>
50	警察本部長生活安全部県民安全対策課	<p>1 ストーカー・DV対策や性犯罪被害防止、子供の犯罪被害防止対策、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応の徹底を図った。</p> <p>2 被害者の安全確保を最優先として、ストーカー事案に対する迅速かつ適切な対応をした。</p> <p>(令和2年中)</p> <p>相談等件数 733件 (前年比-54件) 文書警告 50件 (前年比±0件) 禁止命令等 58件 (前年比+9件) ストーカー法検挙 27件 (前年比+2件) 他法令検挙 40件</p>	<p>1 ストーカー・DV対策や性犯罪被害防止、子供の犯罪被害防止対策、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応の徹底を図る。</p> <p>2 警察署関係各課担当者に対する適切なストーカー規制法の運用に関する教養を推進する。</p>

		(前年比+1件) 援助 171件 (前年比+14件)	
51	警察本部 生活安全部 少年課	県下各警察署、少年サポートセンター せんだいにおいて、街頭補導活動等で発 見した少年に対し、被害防止を呼び掛け るとともに、被害少年に対する継続的支 援活動や、福祉犯被害少年に対する再被 害防止のための助言指導、継続的支援を 実施した。	県下各警察署、少年サポートセンター せんだいにおいて、街頭補導活動等で発 見した少年に対し、被害防止を呼び掛け るとともに、被害少年に対する継続的支 援活動や、福祉犯被害少年に対する再被 害防止のための助言指導、継続的支援を 実施する。
52	警察本部刑事部 捜査第一課	1 性犯罪捜査に係る知見を有し、性犯 罪被害者の希望を踏まえた性別の職 員が対応できるよう、男性警察官につ いても性犯罪指定捜査員に指定し、被 害者の心情に配慮した二次的被害の 防止に努めた。 2 児童等に係る被害の場合は、その 被害者心情や特性に配慮し、検察庁及 び児童相談所とともに被害者の保護 並びに事件立件について協議するな ど、連携を強化して適切に対応した。 3 宮城県、宮城県産婦人科医会及び公 益社団法人みやぎ被害者支援センタ ーとの4者間協議に基づき、関係機関 と情報共有を図り、性犯罪被害者等の 求めに応じた支援を推進した。	1 性犯罪捜査に係る知見を有し、被害 者の希望を踏まえた性別の職員が対 応できるよう県下各警察署に性犯罪 指定捜査員を配置し、性犯罪被害者 の心情に配慮した対応を行う。 2 令和2年6月に性犯罪・性暴力対策 強化のための関係府省会議で決定さ れた「性犯罪・性暴力対策の強化の方 針」の「集中強化期間」を踏まえ、引 き続き、被害届の即時受理の徹底、捜 査段階における二次的被害の防止等、 適切な運用を推進する。【新規】 3 児童等に係る被害の場合の対応と して、生活安全部と連携を図り、検察 庁及び児童相談所との協議を行うな ど連携を強化し適切に対応する。 4 宮城県、宮城県産婦人科医会及び公 益社団法人みやぎ被害者支援センタ ーと情報を共有し、性犯罪被害者等の 求めに応じた支援を推進する。
57	警察本部警務部 警務課	1 性犯罪の被害者等からの相談を受 理する「性犯罪被害相談電話」を宮城 県警察犯罪被害者支援室に設置し、相 談に際しては、性犯罪被害者の心理に 精通した職員が適切に対応した。 112件 2 宮城県、宮城県産婦人科医会及び 公益社団法人みやぎ被害者支援セン ターとの4者間協議に基づく「性暴力 被害相談支援センター宮城」の運用が 開始されていることから、性暴力被害 相談支援センター宮城の活動内容、相 談窓口等の広報を行い、二次的被害の 軽減、被害の潜在化の防止等について 県民への周知を図った。 警察署単位の被害者支援連絡 協議会等	性犯罪被害相談電話を中心とした相 談活動を推進するとともに、関係機関と 連携し、性犯罪被害者の心情に配慮した 対応に努める。

施策の項目	(4) 相談・カウンセリング体制の整備
	被害者等の相談に対応する相談窓口の充実を図るとともに、犯罪により深刻な精神的被害を受けた被害者等に対して、専門的なカウンセリングが受けられるように体制を整備します。

施策の効果等	<p>各関係機関が被害者等の特性（年齢・性別・国籍等）に応じた相談窓口を整備し、必要に応じて連携を図り、被害者等が専門的なカウンセリングを受けられる体制を整備することができた。</p> <p>より多くの被害者等が相談窓口を利用できるようにするため、相談窓口の運用時間を24時間体制や深夜まで開設し、適時適切に対応することができた。</p>
--------	---

各機関・団体による施策

推進機関		令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
2	仙 台 法 務 局 人 権 擁 護 部	相談があった際には適切に対応を行い、常設相談所のほか、各市区町村に特設相談所を開設して相談を受けられる体制を継続した。	相談があった場合には適切に対応するとともに、相談を受ける体制の維持に努める。（常設相談所及び各市区町村の特設相談所。）
4	仙台保護観察所	被害者等からの電話相談等を実施し、状況に応じて関係機関への情報提供を図ったが、連携を図るまでには至らなかった。	被害者等からの電話相談等を実施し、状況に応じて関係機関と連携を深め、被害者等のニーズに即した支援ができるように、関係機関との円滑かつ強化を図る。
8	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課	夜間・休日の電話相談に加え、メール相談、出張相談を実施し、相談体制の充実を図った。	民間支援団体と連携し、夜間・休日の電話相談や出張相談の実施に加え、SNS相談の実施について協議を進め、相談体制の充実に努める。
9	宮城県保健福祉部 精神保健推進室	各保健福祉事務所（保健所）において、精神科医、保健師等による精神保健福祉相談を実施した。	各保健福祉事務所（保健所）において、精神科医、保健師等による精神保健福祉相談を実施する。
10	宮城県保健福祉部 中央児童相談所		宮城県警察犯罪被害者支援室心理専門官を招聘し、宮城県中央・北部・東部・気仙沼支所の児童心理司を対象とした事例検討会を開催し、相談・カウンセリング体制の整備に努める。【新規】
12	宮城県保健福祉部 東部児童相談所	児童心理司によるカウンセリングを行うとともに、より専門的な機関へのあっせん、各種相談窓口の情報提供を行った。	児童心理司によるカウンセリングを行うとともに、より専門的な機関へのあっせん、各種相談窓口の情報提供を行う。
13	宮城県保健福祉部 女性相談センター	<p>1 女性のための専門相談電話を継続的に設置しており、被害者等を含む困難を抱える女性への助言、情報提供等の支援を行った。 相談受案件数1,040件 （うちDV相談254件 男性DV相談4件）</p> <p>2 嘱託精神科医を配置し、一時保護中の被害者等に対して定期的な医師面接を実施した。 延べ19件</p> <p>3 一時保護中の被害者等について、法律相談を受けられるよう調整し、同行支援を行った。 延べ7件（うちDV被害者7件）</p>	<p>1 犯罪被害者に限らず生きづらさを抱える女性が広く匿名で相談できるよう相談電話を設置し、適切な情報提供を行い、より専門的な相談窓口に繋がることのできるよう支援を行う。</p> <p>2 一時保護中の被害者等の精神的な健康状態を把握し、また回復を支援するため、嘱託精神科医を配置し、定期的な医師面接を実施する。</p> <p>3 被害者等のアセスメント及び心理的ケアを行うため、心理カウンセラーを配置し、心理検査及び心理教育、カウンセリングを実施する。</p> <p>4 一時保護中の被害者等について、必要がある場合には法律相談を受けられるよう調整し、同行支援を行う。</p>
14	宮城県保健福祉部 精神保健福祉センター	電話相談員、ひきこもり相談員、自死対策専門相談員を配置して相談に応じるとともに関係機関との連携を図った。	電話相談員、ひきこもり相談員、自死対策専門相談員を配置して相談に応じるとともに関係機関との連携を図る。 こころの電話相談

		<p>こころの電話相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日9時～12時、13時～17時 ひきこもりに関する相談 ・ 平日9時～12時、13時～16時 自死に関する電話相談 ・ 平日9時～16時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日9時～12時、13時～17時 ひきこもりに関する相談 ・ 平日9時～12時、13時～16時 自死に関する電話相談 ・ 平日9時～16時
15	宮城県総務部 私学・公益法人課	<ol style="list-style-type: none"> 1 生徒指導に関連して、生徒へのカウンセリングを担当する専任の教職を配置している私立の小・中・高校等の配置に係る経費を補助し、相談体制の整備を支援した。 2 児童生徒の悩み等を相談する窓口としてSNSを活用した相談体制を整備した。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 生徒指導に関連して、生徒へのカウンセリングを担当する専任の教職を配置している私立の小・中・高校等の配置に係る経費を補助し、相談体制の整備を支援する。 2 児童生徒の悩み等を相談する窓口として、SNSを活用した相談体制を整備する。
16	宮城県経済商工観光部 国際政策課	<p>公益財団法人宮城県国際化協会に設置している「みやぎ外国人相談センター」について、多言語通訳コールセンターの利用や相談員の増員などにより、機能強化を図った上で、外国人県民等からの相談に多言語で対応するとともに、相談内容に応じた各専門相談機関への紹介・あっせんを行うほか、三者通話システム等を活用し通訳支援等を行った。</p> <p>対応言語（13言語） 日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・スペイン語・ロシア語・タイ語・ヒンディ語</p> <p>対応日時 月曜日～金曜日 9:00～17:00</p> <p>令和2年度相談件数 387件</p>	<p>公益財団法人宮城県国際化協会に設置している「みやぎ外国人相談センター」について、多言語通訳コールセンターの利用や相談員の増員などにより、機能強化を図った上で、外国人県民等からの相談に多言語で対応するとともに、相談内容に応じた各専門相談機関への紹介・あっせんを行うほか、三者通話システム等を活用し通訳支援等を行う。</p> <p>対応言語（13言語） 日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・スペイン語・ロシア語・タイ語・ヒンディ語</p> <p>対応日時 月曜日～金曜日 9:00～17:00</p>
17	宮城県環境生活部 共同参画社会 推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 「みやぎ男女共同参画相談室」において、男女共同参画に関する様々な相談に対応した。 <ul style="list-style-type: none"> 一般相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談日 月～金曜日 (祝日・年末年始の休日を除く) ・ 時間 8:30～16:45 ・ 形態 電話相談・面接相談(予約制) ・ 令和2年度の相談件数 1,055件 法律相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談日 毎月1回(第4木曜日) ・ 時間 13:00～16:30 ・ 形態 女性弁護士の面接相談(予約制) ・ 令和2年度の相談件数 36件 	<ol style="list-style-type: none"> 1 「みやぎ男女共同参画相談室」を運営する。 2 専用電話「犯罪被害者支援のための総合相談窓口」において、被害者等からの問合せに対し、適切な対応窓口を案内する。

		<p>男性相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談日 毎週水曜日 ・ 時間 12:00～17:00 ・ 形態 男性相談員による電話相談・面接相談(予約制) ・ 令和2年度の相談件数 158件 <p>LGBT(性的マイノリティ)相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談日 毎月第2・4火曜日 ・ 時間 12:00～16:00 ・ 形態 電話相談・面接相談(予約制) ・ 令和2年度の相談件数 51件 <p>2 専用電話「犯罪被害者支援のための総合相談窓口」を運営した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度の相談件数 31件 	
18	宮城県教育庁 義務教育課	<p>児童生徒のいじめ・犯罪被害等心の問題のケアや円滑な学校生活を保障するため、以下の相談・カウンセリング体制を整備し、犯罪被害児童生徒に対するセーフティネットとして活用した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県教育長に本庁関係課室、地方機関、教育機関を横断的に組織した「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」を設置し、児童生徒や保護者への対応及び教職員等への助言や課題解決の支援を行った。 2 スクールカウンセラーを配置した。 全公立中学校及び義務教育学校(仙台市を除く)134校に配置した。 全公立小学校(仙台市を除く)に対応した。 3 各教育事務所専門カウンセラー及び在学青少年育成員を県内全5教育事務所に配置した。 4 スクールソーシャルワーカーを県内34市町村に配置し、活用を図った。 5 県内2か所(大河原教育事務所・東部教育事務所)に児童生徒の心のサポート班を設置し、児童生徒の心のケアやいじめ・不登校の相談窓口として対応に当たった。 	<p>児童生徒のいじめ・犯罪被害等心の問題のケアや円滑な学校生活を保障するため、以下の相談・カウンセリング体制を整備し、犯罪被害児童生徒に対するセーフティネットとして活用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県教育長に本庁関係課室、地方機関、教育機関を横断的に組織した「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」を設置し、児童生徒や保護者への対応及び教職員等への助言や課題解決の支援を行う。 2 スクールカウンセラーを配置する。 全公立中学校及び義務教育学校(仙台市を除く)132校に配置する。 全公立小学校(仙台市を除く)に対応する。 3 各教育事務所専門カウンセラー及び在学青少年育成員を県内全5教育事務所に配置する。 4 スクールソーシャルワーカーを県内34市町村に配置し、活用を図る。 5 県内2か所(大河原教育事務所・東部教育事務所)に児童生徒の心のサポート班を設置し、児童生徒の心のケアやいじめ・不登校の相談窓口として対応に当たる。
19	宮城県教育庁 特別支援教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 早期に被害者の状態を把握し、相談やカウンセリング等の必要性を素早く判断し、報告するよう周知した。 2 県警各部局及び教育庁内各課と連携して、相談・カウンセリングの対応が速やかにできるよう、情報を積極的に共有するとともに必要に応じて力 	<ol style="list-style-type: none"> 1 早期に被害者の状態を把握し、相談やカウンセリング等の必要性を素早く判断し、報告するよう周知する。 2 県警各部局及び教育庁内各課と連携して、相談・カウンセリングの対応が速やかにできるよう、情報を積極的に共有するとともに必要に応じて力

		てカウンセラー等を派遣できるようにした。	ウンセラー等を派遣できるようにする。
20	宮城県教育庁 高校教育課	<p>1 専門機関と連携し、電話相談や面接相談による相談を行った。 (総合教育センター内「不登校・発達支援相談室」分) 電話相談 1,161件 (令和元年度 1,226件) 面接相談 540件 (令和元年度 720件)</p> <p>2 「24時間子供SOSダイヤル」は、児童生徒がいつでもどこでも相談できる体制を維持した。 相談件数1,572件 (令和元年度1,119件)</p> <p>3 相談機関の周知広報用のカードを作成し配布した。 配布先 県内全公立小・中・高校 配布枚数 290,000枚</p> <p>4 全県立高等学校72校にスクールカウンセラーを配置し、生徒等の悩みの相談に当たった。 また、沿岸地域等で相談件数が多い5校には、引き続き通常配置に加えて、カウンセラーを特別配置した。 さらに、緊急にカウンセラーが必要となる場合には、学校の要望により随時に緊急配置を行った。 相談件数10,102件 (令和元年度10,541)</p> <p>5 高等学校スクールカウンセラー活用事業の一環として、スクールカウンセラー及び教職員を対象に研修会を開催した。 スクールカウンセラー研修会 令和2年8月4日(水) 連絡協議会議 令和2年9月30日(木)</p> <p>6 令和元年度から、SNSを活用した相談を、長期休業期間の前後を中心に年間277日間実施した。 相談件数 603件 (令和3年3月末現在)</p>	<p>1 専門機関と連携し、電話相談や面接相談による相談を行う。</p> <p>2 「24時間子供SOSダイヤル」により児童生徒がいつでもどこでも相談できるようにする。</p> <p>3 相談機関の周知広報用のカードを作成・配布する。</p> <p>4 全県立高等学校72校にスクールカウンセラーを配置し、生徒等の悩みの相談に当たる。 また、被災地域等において相談件数が多く、通常配置のカウンセラーだけでは不足する場合には特別配置のカウンセラーを配置する。 さらに、緊急にカウンセラーが必要となる場合には、学校の要望により随時に緊急配置を行う。</p> <p>5 高等学校スクールカウンセラー活用事業の一環として、スクールカウンセラー及びスクールカウンセラー等の担当教職員を対象に研修会等を開催する。</p> <p>6 SNSを活用した相談を、長期間の休業期間の前後を中心に開設する。</p>
21	仙台市市民局協働 まちづくり推進部 男女共同参画課	<p>1 仙台市配偶者暴力相談支援センター事業において相談(電話・面接)及び心理カウンセリングを実施した。 相談件数(電話・面接) 2,903件 カウンセリング回数 22回(実人数10人)</p> <p>2 仙台市男女共同参画推進センターエル・ソーラ仙台において女性相談(相談・面接)を実施した。 相談件数(電話・面接) 730件</p>	<p>1 仙台市配偶者暴力相談支援センター事業において相談(電話・面接)及び心理カウンセリングを実施する。</p> <p>2 仙台市男女共同参画推進センターエル・ソーラ仙台において女性相談(電話・面接)を実施する。</p> <p>3 仙台市「女性への暴力相談電話」を実施する。</p> <p>4 仙台市男女共同参画推進センターエル・ソーラ仙台において、性暴力被害者心理カウンセリングを実施する。</p>

		<p>3 仙台市「女性への暴力相談電話」を実施した。 女性への暴力相談電話 350件</p> <p>4 仙台市男女共同参画推進センターエル・ソーラ仙台において、性暴力被害者心理カウンセリングを実施した。 15件（実人数6人）</p>	
22	仙台市市民局生活安全安心部市民生活課	<p>1 犯罪被害者等支援総合相談窓口の運営を実施した。（犯罪被害に遭われた方やその家族を支援するため、市民生活課内に相談電話を設置して、各種支援施設や関係機関・団体の紹介を行う相談業務） 相談員 1人 延べ相談処理件数8件 （市民局生活安全安心部自転車交通安全課）</p> <p>2 交通事故相談所の運営を実施した。 （交通事故に遭われた方やその家族の支援・救済のための相談業務） 市役所1階に交通事故相談所を設置 ・ 各区の相談室の巡回相談 ・ 相談員2人 ・ 延べ相談処理件数92件</p>	<p>1 犯罪被害者等支援総合相談窓口の運営を実施する。 市民生活課内に窓口を設置 相談員 1人 （市民局生活安全安心部自転車交通安全課）</p> <p>2 交通事故相談所運営を実施する。 市役所1階に交通事故相談窓口を設置 各区の相談室にて巡回相談 相談員2人</p>
23	仙台市市民局生活安全安心部消費生活センター	<p>1 消費生活相談を実施した。</p> <p>2 特別相談を実施した。 消費生活特別相談（弁護士・司法書士・消費生活相談員による電話相談）月1回（毎月第3日曜日）</p> <p>3 関係機関からの申し出により、来所困難な相談者宅に出向く移動相談への対応を予定したが、実施件数は0件であった。</p> <p>4 県内行政機関と仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会を実施した。 開催日 ・ 令和2年9月11日（金）第68回 ・ 令和3年1月29日（金）第69回 出席機関 ・ 仙台弁護士会 ・ 宮城県司法書士会 ・ 東北経済産業局 ・ 東北財務局 ・ 東北総合通信局 ・ 宮城県消費生活センター ・ 各市町村 ・ 仙台市消費生活センター</p>	<p>1 消費生活相談を実施する。</p> <p>2 特別相談を実施する。 消費生活特別相談（弁護士・司法書士・消費生活相談員による電話相談）月1回（毎週第3日曜日）</p> <p>3 関係機関からの申し出により、来所困難な相談者宅に出向く移動相談を実施する。</p> <p>4 県内行政機関と仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会を実施する。 開催日 上期、下期1回ずつを予定</p>

25	仙台市健康福祉局 障害福祉部 精神保健福祉 総合センター	<p>様々な心の悩みに対応するため、次の事業を関係機関と連携しながら進めた。</p> <p>1 電話相談 「はあとライン」 平日 10:00～12:00 13:00～16:00 「ナイトライン」 年中無休 18:00～22:00</p> <p>2 来所相談（個別面談） 事前電話予約に応じて対応した。 相談内容に応じて関係機関を紹介した。</p> <p>3 地域自殺対策推進センター 電話相談に加え、面接並びに訪問等による相談支援を実施した。</p>	<p>様々な心の悩みに対応するため、次の事業を関係機関と連携しながら進める。</p> <p>1 電話相談 「はあとライン」 平日 10:00～12:00 13:00～16:00 「ナイトライン」 年中無休 18:00～22:00</p> <p>2 来所相談（個別面談） 事前電話予約に応じて対応する。 相談内容に応じて関係機関を紹介する。</p> <p>3 地域自殺対策推進センター 電話相談に加え、面接並びに訪問等による相談支援を実施する。</p>
26	仙台市子供未来局 子供育成部 子供家庭支援課	<p>1 主任児童委員等を対象とした研修を実施した。 年1回 受講者 79人</p> <p>2 保育所・幼稚園・児童館等の職員を対象とした児童虐待防止推進委員養成研修を実施した。 年2回 受講者 93人</p>	<p>1 主任児童委員等を対象とする研修を実施する。 年1回</p> <p>2 保育所・幼稚園・児童館等の職員を対象とした児童虐待防止推進委員養成研修を実施する。</p>
28	仙台市子供未来局 児童相談所	<p>1 夜間・休日の電話相談業務を委託することにより、開所時間帯以外の緊急・相談電話への対応の充実を継続した。</p> <p>2 被虐待児への質の高い治療(ケア)を児童心理司が中心となって継続的に行った。</p>	<p>1 開所時間帯以外の緊急・相談電話への対応の充実を図る。</p> <p>2 被虐待児への質の高い治療(ケア)を児童心理司が中心となって行う。</p>
29	仙台市文化観光局 交流企画課	<p>仙台多文化共生センター（旧仙台国際センター交流コーナー）において外国人相談業務を実施した。（犯罪被害者に関する相談はなかった。） 対応日時：毎日 9:00～17:00 （仙台国際センター休館日を除く） 対応方法：対面、電話、FAX Email、手紙 対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語、インドネシア語、イタリア語、フランス語、ドイツ語、マレー語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語（トリオフォンによる通訳を介しての対応も含む）</p>	<p>仙台多文化共生センター（旧仙台国際センター交流コーナー）において外国人相談業務を実施する。 対応日時：毎日 9:00～17:00 （仙台国際センター休館日を除く） 対応方法：対面、電話、FAX Email、手紙 対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語、インドネシア語、イタリア語、フランス語、ドイツ語、マレー語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語、シンハラ語（トリオフォンによる通訳を介しての対応も含む）</p>
30	仙台市教育局 学校教育部 教育相談課	<p>1 いじめや被害等を受けた児童生徒の心のケアの在り方について、学校の理解と意識を高め、学校からの要請に対応した。</p> <p>2 全仙台市立・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び教育委員会内にスクールカウンセラー</p>	<p>1 いじめや被害等を受けた児童生徒の心のケアの在り方について、学校の理解と意識を高め、学校からの要請への対応を継続する。</p> <p>2 全仙台市立小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び教育委員会内へのスクールカウンセラー</p>

		<p>を配置した。</p> <p>3 学校生活支援巡回相談員である県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室カウンセラーとスクールカウンセラーとの連携を図った。</p> <p>4 仙台市青少年対策6機関（教育相談課、特別支援教育課、適応指導センター、市児童相談所、市子供相談支援センター、発達相談センター）と連携し、多様な相談に対応した。</p> <p>5 震災による心のケア緊急支援では、宮城県臨床心理士会や医療機関等と連携して対応した。</p> <p>6 仙台市教育相談室内に相談電話を設置し、いじめ、犯罪被害等児童、生徒の悩み等に対応した。</p> <p>7 仙台市教育委員会内に24時間対応可能ないじめ相談専用電話を設置し、子供や保護者からの悩み等に対応した。</p> <p>8 長期休業明けの期間、仙台市立の中学校、高等学校、中等教育学校（前期・後期課程）特別支援学校（中学部・高等部）の生徒を対象とした、仙台市いじめSNS相談を実施し、生徒にとってより手軽と思われるSNSを活用し、生徒の悩み等に対応した。</p>	<p>の配置を継続する。</p> <p>3 学校生活支援巡回相談員である県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室カウンセラーとスクールカウンセラーとの連携を継続する。</p> <p>4 仙台市青少年対策6機関（教育相談課、特別支援教育課、適応指導センター、市児童相談所、市子供相談支援センター、発達相談センター）との連携の下、多様な相談に対応する体制を継続する。</p> <p>5 心のケア緊急支援では、宮城県臨床心理士会や医療機関等と連携した対応を継続する。</p> <p>6 仙台市教育相談室内に相談電話を設置し、いじめ、犯罪被害等児童、生徒の悩み等に対応する体制を継続する。</p> <p>7 仙台市教育委員会内に24時間対応可能ないじめ相談専用電話を設置し、子供や保護者からの悩み等への対応を継続する。</p> <p>8 毎週水曜日と長期休業明けの期間、仙台市立の中学校、高等学校、中等教育学校（前期・後期課程）特別支援学校（中学部・高等部）の生徒を対象とした、仙台市いじめSNS相談を実施し、生徒にとってより手軽と思われるSNSを活用して生徒の悩み等に対応する。</p>
33	公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター	<p>1 仙台弁護士会館において「民事介入暴力対策研究会」を仙台弁護士会民事介入暴力及び業務妨害対策委員会及び県警暴力団対策課と合同で開催した。</p> <p>令和2年9月23日（水） 令和2年12月14日（月） 令和3年3月2日（火）</p> <p>2 相談受理件数 1,311件</p>	<p>1 仙台弁護士会館において「民事介入暴力対策研究会」を仙台弁護士会民事介入暴力及び業務妨害対策委員会と県警暴力団対策課の合同で開催する。</p> <p>2 暴力団問題等に関し、電話等による相談を受けるほか、6月から12月までに4回、県内一円で「不当要求等無料出張相談」を開設する。</p>
34	公益社団法人みやぎ被害者支援センター	<p>1 宮城県委託業務「性暴力被害相談支援センター宮城」を継続運用した。</p> <p>性犯罪被害専任相談員 19人 相談受付時間、体制 月～金 10：00～20：00 各日2～3人 土 10：00～16：00 3人 *男性相談員相談受理日</p> <p>2 「性犯罪被害専任相談員研修会」を開催した。</p> <p>開催 延べ4回 94人出席</p>	<p>「性暴力被害相談支援センター宮城」の広報を図り、センターの周知活動を活発化するとともに、研修会への参加により、性犯罪被害専任相談員のスキルアップに努め、相談窓口の充実を図る。</p>
35	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	<p>本会が運営する権利擁護センター、成年後見総合センターを始め、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等において、関係機関を通じ相談を受けた。</p>	<p>各センター等において市民からの相談を受ける。</p>

37	社会福祉法人 仙台いのちの電話	1 仙台市ヤングテレフォン 2 仙台市無料法律相談ところの健康相談会 3 みやぎの萩ネットワーク	1 仙台市ヤングテレフォン 2 仙台市無料法律相談ところの健康相談会 3 みやぎの萩ネットワーク
38	独立行政法人 自動車事故対策機構 仙台主管支所	1 当機構介護料受給者及び交通遺児等友の会会員に対し、訪問や電話で相談に対応した。 2 N A S V A 交通事故被害者ホットラインを設置した。 受付時間(平日)10:00~16:00 T E L 0570-000738 (I P 電話の場合 T E L 03-6853-8002) N A S V A サービスの案内 各種相談機関の窓口紹介 3 関係機関が開催する研修等に出席して、担当者に対して当機構の介護料支給制度及び交通遺児等貸付制度を周知することにより、連携を図りながら交通事故被害者に対する迅速な支援につなげた。	1 当機構介護料受給者及び交通遺児等友の会会員に対し、訪問や電話で相談に対応する。 2 N A S V A 交通事故被害者ホットラインを設置する。 受付時間(平日)10:00~16:00 T E L 0570-000738 (I P 電話の場合 T E L 03-6853-8002) N A S V A サービスの案内 各種相談機関の窓口紹介 3 関係機関が開催する研修等に出席して、担当者に対して当機構の介護料支給制度及び交通遺児等貸付制度を周知することにより、連携を図りながら交通事故被害者に対する迅速な支援につなげていく。
39	東北大学病院 精神科	相談内容に応じて、精神医学的な相談やカウンセリング等の対応を行う体制を継続した。	相談内容に応じて、精神医学的な診療・相談や心理支援等の対応を行う。
42	仙台弁護士会	当会に設置された各種相談窓口との連携強化に努めた。	関係機関、関係窓口との連携強化を図る。
47	公益社団法人 宮城県宅地建物 取引業協会	来会した方々に対し適切な相談・カウンセリングを行った。	来会した方々に適切な相談・カウンセリングを行う。
50	警察本部 生活安全部 県民安全対策課	1 警察本部及び県下各警察署における事案内容に応じた適切な対応を推進した。 2 被害者等の心情に配慮した相談・事案対応を推進するとともに、被害者等が相談しやすい環境を確保した。	1 警察本部及び県下各警察署における事案内容に応じた適切な対応を推進する。 2 被害者等の心情に配慮した相談・事案対応を推進するとともに、被害者等が相談しやすい環境を確保する。
51	警察本部 生活安全部 少年課	相談窓口(少年相談電話、いじめ110番、少年サポートセンターせんだい)で、少年や保護者の悩み等に対応した。	相談窓口(少年相談電話、いじめ110番、少年サポートセンターせんだい)で、少年や保護者の悩み等に対応する。
55	警察本部刑事部 組織犯罪対策局 暴力団対策課	1 来庁者からの直接相談を受理、あるいは電話により相談を受理するなどして、24時間体制で暴力団関係相談を受理した。 2 仙台弁護士会、公益財団法人宮城県暴力団追放推進センターの3者共催で民事介入暴力相談の無料出張相談所を開設する予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、開設を見送った。	1 24時間体制で暴力団関係相談を受理する。 2 仙台弁護士会、公益財団法人宮城県暴力団追放推進センターの3者共催で民事介入暴力相談の無料出張相談所を開設し、相談を受理する。
57	警察本部警務部 警務課	1 相談内容の緊急性に応じて、速やかな面接相談の実施及び警察署への引継ぎを行うとともに、必要に応じて関係機関等を教示した。 2 被害者等の精神的負担の早期軽減や相談体制を確立するため、宮城県警察犯罪被害者支援室に配置された臨床心理士の資格を持つ心理専門官	1 適切な相談対応を実施するため、職員のスキルアップを図る。 2 被害者等へのカウンセリングや相談体制を確立するため、臨床心理士の資格を持つ、心理専門官等の効果的運用を図る。 3 被害者等へのカウンセリングや相談体制を確立するため、被害者部内相

	<p>が被害者等に対するカウンセリングを実施した。</p> <p>33 事案 57 人 110 回</p> <p>3 犯罪により著しいストレス障害を抱え、精神的な援助を必要としている被害者等に対して、相談を通じ、精神的被害の回復、軽減を図るため、専門的知識等を有する警察職員を犯罪被害者部内相談員に登録し、県下各警察署等に配置して運用した。</p> <p>41 人</p> <p>4 警察本部の相談窓口である警察総合相談電話・いじめ 110 番・少年相談電話・性犯罪被害相談電話・暴力団相談電話等において、それぞれ担当者が相互連携を図り、相談者のニーズに応じた対応を実施した。</p> <p>5 性犯罪被害相談電話の全国共通短縮ダイヤル「8103(ハートさん)」を 24 時間対応で運用した。</p> <p>6 公益社団法人みやぎ被害者支援センターが設置した性犯罪被害者等に特化した相談電話「性犯罪被害専用相談電話(けやきホットライン)」との連携を図った。</p> <p>7 精神科医、臨床心理士等を部外専門相談指導員に委嘱し、相談体制を整備した。</p> <p>10 人</p>	<p>談員を県下全警察署に配置し、効果的運用を図る。</p> <p>4 各種相談窓口の広報を実施し、相談者への適切な相談窓口を教示するとともに、各相談窓口間の相互連携を徹底し、相談者等への適宜適切な助言・指導を行うなどの必要な支援活動を実施する。</p> <p>5 有識者である部外専門相談指導員との緊密な連携を図り、被害者等への適切な対応を実施する。</p> <p>6 被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の新規職員の採用募集を実施し、体制強化に努める。 【新規】</p>
--	--	--

施策の項目	(5) 関係機関・団体間の連携強化と情報提供の充実
	被害者支援関係機関・団体が緊密に連携を図りながら、各種施策を積極的に推進します。

施策の効果等	<p>各関係機関が被害者等の求めを的確に把握し連携を図りながら、適宜適切に対応したことにより、きめ細やかな、かつ、途切れることのない被害者等支援を推進し、被害者等が負うあらゆる負担の軽減を図ることができた。</p> <p>各種会議等において、関係機関・団体の施策や制度等を共有することにより、被害者等に対し、適切な施策や関係機関・団体等を教示することができ、被害者等の早期負担軽減を図ることができた。</p>
--------	--

各機関・団体による施策

推進機関	令和 2 年度支援施策実施結果	令和 3 年度支援実施計画
1 仙台地方検察庁	<p>1 関係機関からの問い合わせ等に対し、捜査公判支援・刑事政策推進室において情報を提供した。</p> <p>2 児童相談所を始めとした関係機関との情報交換を密に行い、児童保護を最優先とした支援対策を立てた。</p>	<p>1 関係機関からの問い合わせ等に対し、捜査公判支援・刑事政策推進室において情報を提供する。</p> <p>2 児童相談所を始めとした関係機関との情報交換を密に行い、児童保護を最優先とした支援対策を立てる。</p>

3	東北地方更生保護委員会	<p>1 被害者等に対して仮釈放等審理に係る通知を発出したときなど、必要に応じて関係する保護観察所に情報提供を行うなどの連携に努めた。</p> <p>2 検察官等から受刑者釈放に係る通報要請があったケースについては、仮釈放の決定時に通報を行った。</p>	<p>1 被害者等に対して仮釈放等審理に係る通知を発出したときなど、必要に応じて関係する保護観察所に情報提供を行うなどの連携に努める。</p> <p>2 検察官等から受刑者釈放に係る通報要請があったケースについては、仮釈放の決定時に通報を行う。</p>
4	仙台保護観察所	<p>心情等伝達制度において、他県の保護観察所、意見等聴取制度においては各地方更生保護委員会と連携を図り、被害者等相談時に支援や負担軽減になる情報提供を行うとともに、被害者等の通知先変更等に関して、各検察庁と連携し、事務の遺漏等の防止に努めた。</p>	<p>心情等伝達制度において、他県の保護観察所、意見等聴取制度においては各地方更生保護委員会と連携を図り、被害者等への支援や負担軽減に努めるよう配慮するとともに、被害者等の通知先変更等に関して、各検察庁と連携し、事務の遺漏等の防止に努める。</p>
5	国土交通省東北運輸局	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、関係機関が開催する会議等に参加できなかった。</p>	<p>関係機関が開催する会議等に積極的に参加し、最新情報の入手や担当者間の連携強化を図る。</p>
8	宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、関係機関を一同に会しての協議会の開催が困難であったため、資料配布により各機関の取組状況等の共有を図った。</p>	<p>圏域ごとに設置する婦人保護関係機関ネットワーク連絡協議会において、連携の確認と情報交換・事例研究等を行う。</p>
11	宮城県保健福祉部北部児童相談所	<p>1 関係機関との連携により、適切な情報提供と関係機関の適切な活用を助言した。 管内警察署との連絡会 令和2年7月30日（木）</p> <p>2 関係機関研修に委員や講師として参加し様々な児童問題に対して助言等を行った。 管内市町担当職員研修会 ・令和2年7月20日（月） ・令和2年12月23日（水） 児童虐待防止・対応研修会 ・令和2年11月11日（水） 子ども虐待予防担当職員研修会（栗原市） ・令和3年2月4日（木）</p>	<p>関係機関との連携、情報共有等を図り、役割分担を図っていく。 管内市町担当課職員研修会 6月、12月予定 管内警察署との連絡会 7月予定</p>
12	宮城県保健福祉部東部児童相談所	<p>要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、相談者の状況やニーズに応じた対応を的確に行った。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、相談者の状況やニーズに応じた対応を的確に行う。</p>
13	宮城県保健福祉部女性相談センター	<p>1 県内で女性支援等を行う機関、団体を訪問し、業務に関する情報交換、意見交換を行い、連携強化に努めた。</p> <p>2 「婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会」において、各機関からの情報を収集し、「婦人保護関係機関の業務概要」を作成、配布した。 参加機関53件</p> <p>3 関係機関主催研修会等に講師を派遣し、情報提供を行った。</p>	<p>1 「婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会」を開催し、婦人保護事業の現状と課題を整理・協議し、連携の強化に努める。</p> <p>2 そのほか関係機関連絡会議や研修会等に参加し、県内外の支援機関との情報交換を行い、連携強化を図る。</p>
14	宮城県保健福祉部精神保健福祉センター	<p>各相談機関主催連絡会議、いじめ問題や自死対策等の諸会議への参加を通じて情報交換及び連携強化を図った。</p>	<p>各相談機関主催連絡会議、いじめ問題や自死対策等の諸会議への参加を通じて情報交換及び連携強化を図る。</p>

25	仙台市健康福祉局 障害福祉部 精神保健福祉 総合センター	アルコール関連問題対策連絡会議の 書面開催及び障害者自立支援協議会、 ひきこもり支援や自殺対策等の諸会議 への参画を通じて、情報交換及び連携 強化を図った。	アルコール関連問題対策連絡会議の 開催及び、障害者自立支援協議会、ひき こもり支援や自殺対策等の諸会議への 参画を通じて、情報交換及び連携強化 を図る。
28	仙台市子供未来局 児童相談所	1 関係機関との間で、業務内容につ いての情報交換や個別のケースにつ いての協議を行った。 2 県警察本部、市内5署の警察との業 務連絡協議会を開催した。 令和2年11月19日(木)	各関係機関や関係団体と連携して被 害者支援に努める。
30	仙台市教育局 学校教育部 教育相談課	1 学校生活支援巡回相談員である県 警察本部警務部警務課犯罪被害者支 援室カウンセラーとの連携を図った。 2 事件・事故等発生後の学校(児童 生徒)への緊急支援と心のケア体制 の強化を図った。 3 震災により心のケアが必要とされ る学校への支援チームを派遣すると ともに、長期支援に伴う関係機関と の連携を図った。	1 学校生活支援巡回相談員である県 警察本部警務部警務課犯罪被害者支 援室カウンセラーとの連携を強化す る。 2 事件・事故等の発生後の学校(児童 生徒)への緊急支援と心のケア体制の 強化を継続する。 3 心のケアが必要とされる学校へ支 援チームの派遣と、長期支援に伴う関 係機関との連携強化を継続する。
34	公益社団法人 みやぎ被害者支援 センター	関係機関・団体主催の研修会へ参加 するとともに、ミーティングを行い、 連携強化と情報提供の充実を図った。 1 「令和2年度仙台市安全安心まち づくり推進会議」へ出席した。 2 「性虐待・性被害の防止及び事案 対応における他機関連携に関する意 見交換会」を開催した。【新規】	あらゆる機会を捉えて関係機関・団体 間の連携強化に努めるとともに情報提 供の充実を図る。
35	社会福祉法人 宮城県社会福祉 協議会	1 高齢者総合相談センターにおいて 高齢者やその家族の方などが抱える 心配事・悩みごと等の様々な相談に 対応した。 相談受付と情報提供 月～金曜日 2,035件 法律相談(弁護士) 第1・第3金曜日 89件 医療相談(精神科医) 第4木曜日 29件 保健・介護相談(保健師等) 月～金曜日 297件 2 県内各市町村における巡回相談を 実施した。 3か所13件 3 各市町村社会福祉協議会の相談窓 口担当者に対しての研修会と情報交 換会を実施した。 11機関16人参加 4 高齢者総合相談センターにおいて は、犯罪被害者関連の相談実績は無 かった。	令和3年3月31日をもって高齢者総 合相談センター事業が終了したため、実 施計画なし。
38	独立行政法人 自動車事故対策機構 仙台主管支所	関係機関の担当者に対して当機構の 介護料支給制度及び交通遺児等貸付制 度を周知することにより、連携を図り ながら交通事故被害者に対する迅速な	関係機関が開催する研修等に参加し、 担当者に対して当機構の介護料支給制 度及び交通遺児等貸付制度を周知す ることにより、連携を図りながら交通事

		支援に繋げた。	被害者に対する迅速な支援に繋げる。
39	東北大学病院 精神科	1 相談内容に応じて、保健・福祉などの関係機関と連携する体制を継続した。 2 東北大学病院の精神科の精神科医師が「宮城県警察犯罪被害者部外専門相談指導員」として、警察職員の犯罪被害者へのメンタルヘルス対応の助言・指導を行う体制を維持した。	1 相談内容に応じて、保健・福祉などの関係機関と連携して対応する。 2 東北大学病院精神科の精神科医が宮城県警察犯罪被害者部外専門相談指導員として、警察職員の犯罪被害者へのメンタルヘルス対応の助言、指導を行う。
42	仙台弁護士会	1 性暴力被害相談支援センター宮城の設置、運用に際して、関連機関との連携強化に努めた。 2 カウンセリング等が必要な事案に関しては、公益社団法人みやぎ被害者支援センターを紹介するなど、関係機関との連携の強化を図った。	1 関連団体との協議会、懇談会を通じて情報の共有に努め、連携を深めていくとともに、弁護士会に求められているものを汲み取る。 2 性暴力被害相談支援センター宮城の設置、運用に際して、関連機関との連携強化に努める。
43	日本司法支援センター宮城地方事務所（法テラス宮城）	関係機関・団体との連携強化を図るため、関係機関（286機関）宛てに、法テラスの業務説明資料等を送付した。	関係機関・団体との連携強化を図るため、地方協議会を開催する。
44	宮城県臨床心理士会	公益社団法人みやぎ被害者支援センターと積極的に情報交換を行い、連携強化に努めた。	公益社団法人みやぎ被害者支援センターと積極的に情報交換を行い、連携強化に努める。
50	警察本部 生活安全部 県民安全対策課	1 各自治体や女性相談センター、仙台市配偶者暴力相談支援センター等関係機関との研修等により更なる連携強化を図った。 2 県内児童相談所（仙台市児童相談所、宮城県中央児童相談所、宮城県北部児童相談所、宮城県東部児童相談所）と警察との合同研修会を開催し連携強化を図った。	1 各自治体や女性相談センター、仙台市配偶者暴力相談支援センター等関係機関との研修等により更なる連携強化を図る。 2 県内児童相談所（仙台市児童相談所、宮城県中央児童相談所、宮城県北部児童相談所、宮城県東部児童相談所）と警察との合同研修会を開催し連携強化を図る。
52	警察本部 刑事部 捜査第一課	公益社団法人みやぎ被害者支援センター及び警察本部犯罪被害者支援室と連携を密にし、性犯罪被害者の心情に配慮したきめ細かな被害者支援を実施した。	公益社団法人みやぎ被害者支援センター及び警察本部犯罪被害者支援室と連携を密にし、性犯罪被害者の心情に配慮したきめ細かな被害者支援を実施する。
55	警察本部 刑事部 組織犯罪対策局 暴力団対策課	公益財団法人宮城県暴力団追放推進センターの活動で把握した被害者等について情報共有を図り、適切な援助を実施した。	公益財団法人宮城県暴力団追放推進センターの活動で把握した被害者等について情報共有を図り、事案内容から速やかに弁護士への引継ぎを行うなど、適切な援助を実施する。
56	警察本部 交通部 交通指導課	宮城県交通安全活動推進センターにおける交通事故相談業務が適切に行われるように必要な資料等を積極的に提供し、連携して支援の充実を図った。	宮城県交通安全活動推進センターにおける交通事故相談業務が適切に行われるように積極的に必要な資料等を提供し、連携して支援の充実を図る。
57	警察本部 警務部 警務課	1 高齢者が被害に遭うことが多い「振り込め詐欺」の被害者に向けて心のケアと相談窓口を紹介する「振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ」のチラシを引き続き配布するとともに、同チラシを県警ホームページに掲載した。 2 各種部外研修会において、公益社団法人みやぎ被害者支援センターの業務内容について紹介し、広報活動を展開した。	1 関係機関・団体に対して、会報を発行するなどして、新しい施策等を周知する。 2 被害者等のニーズに沿った支援に対応できる関係機関・団体に対し、被害者等の同意を得た上で、積極的な情報提供を実施する。

施策の項目	(6) 研修の充実
	被害者支援への意識の啓発と専門的知識の修得に向けた研修会を開催し、支援担当者の能力の向上を図ります。

施策の効果等	<p>各関係機関が有識者等による研修会等を積極的に開催したことにより、被害者等支援担当者の能力・知識の向上を図ることができた。</p> <p>被害者等の求めに沿った被害者等支援の実現のため、被害者等による講演を受講するなどし、更なる被害者等支援の啓発を図ることができた。</p> <p>研修会等を通して、被害者等支援担当者の代理被害防止を図ることができた。</p>
--------	--

各機関・団体による施策

推進機関	令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
1 仙台地方検察庁	<p>1 法務省主催の被害者支援担当者中央研修に、被害者支援担当者を参加させた。</p> <p>2 司法修習生及び職員を対象とした犯罪被害者等に必要な支援に関し、宮城県警察犯罪被害者支援室心理専門官による講義を実施した。</p> <p>【新規】 令和2年6月25日(木) 14人</p>	<p>1 法務省主催の被害者支援担当者中央研修に、被害者支援担当者を参加させる。</p> <p>2 公益社団法人みやぎ被害者支援センター等に、職員研修のための講師派遣要請を行い、研修を実施する。</p> <p>3 宮城県警察犯罪被害者支援室心理専門官を講師として、司法修習生及び職員を対象とした犯罪被害者等に必要な支援に関する研修会を年4回実施する。【新規】</p>
2 仙 台 法 務 局 人 権 擁 護 部	<p>県内の企業、福祉施設等の研修時に主な人権課題の一つである「犯罪被害者やその家族の人権問題」について掲載された「人権の擁護」等のパンフレットを配布すべきところ、令和2年度はほとんど実施できなかった。</p>	<p>コロナ禍ではあるが、企業、福祉施設等の研修会等で「犯罪被害者やその家族の人権問題」についての説明を行い、掲載された「人権の擁護」等のパンフレットの配布に努める。</p>
3 東 北 地 方 更 生 保 護 委 員 会	<p>1 令和2年度被害者担当官等地方別協議会を実施した。 令和2年12月14日(月)</p> <p>2 令和2年度東北管区内被害者担当保護司研修を実施した。 令和3年3月3日(水)</p>	<p>1 令和3年度被害者担当官等地方別協議会を実施する。 令和3年11月予定</p> <p>2 令和3年度東北管区内被害者担当保護司研修を実施する。 令和4年2月予定</p>
4 仙 台 保 護 観 察 所	<p>1 管内の保護司に対して、被害者支援制度について研修を実施したほか、各種研修等に参加した。</p> <p>2 自庁研修においては、「被害者施策」をテーマに職員への理解と周知を図った。</p>	<p>管内の保護司に対して、被害者支援制度について研修を実施するほか、各種研修等に参加を促す。</p>
5 国 土 交 通 省 東 北 運 輸 局	<p>1 2月に開催された国土交通省主催の「公共交通事故被害者等支援研修」に宮城県内の支援員3人を受講させた。</p> <p>2 支援員を補佐する立場の補助員に対しては、コロナ禍により、研修会を開催できなかったため、研修資料を共有するなどの対応を行った。</p>	<p>国土交通省主催の「公共交通事故被害者等支援研修」に支援員を積極的に受講させると共に、補助員についても運輸局主催の研修を受講させる。</p>
8 宮 城 県 保 健 福 祉 部 子 ども ・ 家 庭 支 援 課	<p>令和2年度は未実施であった。</p>	<p>DV対策の充実に向けて、支援に関わる職員の資質向上を図るため、事業担当者研修会を実施する。</p>

13	宮城県保健福祉部 女性相談センター	<p>1 県内外で開催される専門研修に参加し、専門的知識の向上を図った。</p> <p>2 嘱託精神科医を講師に職員研修を実施し、個別の事例についてスーパーヴァイズを受けるなどして被害者等への理解を深め、二次被害の防止に努めた。</p> <p>3 婦人保護施設との合同ケース会議及び合同研修会を実施し、支援技術の向上を図った。</p>	<p>1 女性相談窓口寄せられる相談は多岐にわたり、また、複合的な問題を含んでいるため、対応する職員・相談員等には高い知識と技量が求められることから、感染症対策に十分に配慮して適切な時期に研修会を開催する。</p> <p>2 各機関で開催される専門研修に参加し、職場内で共有することによって所内全体の支援技術向上を図る。</p> <p>3 職場内での研修、スーパーヴァイズ合同ケース会議等の定期的な継続により職員の支援技術の向上を図る。</p>
17	宮城県環境生活部 共同参画社会 推進課	令和2年度は未実施であった。	<p>1 各自治体の相談窓口担当者、宮城県犯罪被害者支援連絡協議会構成員を対象とした「市町村等犯罪被害者支援施策研修会」を開催する。</p> <p>2 性的マイノリティ等様々な被害者等への理解と配慮意識を醸成するため、職員に対する教養資料を整備し、教養を実施する。【新規】</p>
21	仙台市市民局協働 まちづくり推進部 男女共同参画課	<p>1 関係業務新任職員へのDV被害者対応研修を実施した。 市税の新任職員を対象とし、DV等の概要やDV被害者の個人情報保護等に関する研修を実施した。</p> <p>2 DV被害者の情報の保護に関する研修を実施した。 住民基本台帳の住所情報を参照している各種行政サービス業務の主管課及び区・総合支所の担当課の係長職等の職員を対象とし、DV被害者の個人情報保護やDV被害者及び加害者への対応等に関する研修を実施した。</p>	<p>1 関係業務新任職員へのDV被害者対応研修を実施する。</p> <p>2 DV被害者の情報の保護に関する研修を実施する。</p>
23	仙台市市民局 生活安全安心部 消費生活センター	<p>福祉関係機関等への出前講座や教員を対象とした消費者教育教員研修会を実施した。</p> <p>消費者教育講座 仙台市立小・中学校・高等学校等に対する出前講座・出前授業7回 くらしのセミナー 地域団体に対する出前講座9回 消費生活講座 4回 消費生活パートナー講習会2回 消費者教育教員研修会 3回</p>	<p>関係機関への出前講座や学校における消費者教育を推進する。</p> <p>消費者教育講座 消費者教育教員研修 福祉関係機関への出前講座</p>
25	仙台市健康福祉局 障害福祉部 精神保健福祉 総合センター	<p>1 「思春期問題研修講座」の実施 日時：令和2年11月20日（金） 市内小中高教諭及び関係機関、職員等 96人（新型コロナウイルス感染症予防対策のため人数制限して開催）</p>	<p>1 「思春期問題研修講座」の開催</p> <p>2 アルコール関連問題に関する研修の開催 アルコール関連研修会 アルコール問題対策連絡会議・研修 アルコール・薬物問題支援者勉</p>

		<p>2 依存症関連問題に関する研修の実施</p> <p>依存症関連問題研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年10月23日（金） 保健福祉相談支援従事者 26人 アルコール・薬物問題支援者勉強会 8回 76人 <p>3 自死予防のためのゲートキーパー養成研修（合計12回、1,098人）</p> <p>専門職員向け研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援従事者、教員等 令和3年1月26日（火） 98人（オンライン受講併用） <p>市職員向け研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年9月11日（金） 一般行政職、技術職等 45人 <p>講師派遣依頼による研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援従事者、消防署等 6回 347人 <p>若年者向け研修（自死予防、メンタルヘルス）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学生ボランティアによる大学生への啓発媒体作成と啓発講義 4回 312人 	<p>強会</p> <p>3 自死予防のためのゲートキーパー養成研修</p> <p>専門職員向け研修</p> <p>市職員向け研修</p> <p>講師派遣依頼による研修</p> <p>若年者向け研修</p>
26	<p>仙台市子供未来局 子供育成部 子供家庭支援課</p>	<p>1 主任児童委員等を対象とした研修を実施した。 年1回 受講者 79人</p> <p>2 保育所・幼稚園・児童館等の職員を対象とした児童虐待防止推進員養成研修を実施した。 年2回 受講者 93人</p>	<p>1 主任児童委員等を対象とした研修を実施する。 年1回</p> <p>2 保育所・幼稚園・児童館等の職員を対象とした児童虐待防止推進員養成研修を実施する。 年2回</p>
27	<p>仙台市子供未来局 子供育成部 子供相談支援センター</p>	<p>1 県警中央ブロック少年補導・育成センターとの街頭指導・補導業務合同研修会を開催した。 年1回実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回目は中止、2回目は紙面研修で実施</p> <p>2 県青少年補導センター連絡協議会研修会を開催した。 年1回実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1・2回目は中止、3回目は実施</p>	<p>1 県警中央ブロック少年補導・育成センターとの街頭指導・補導業務合同研修会を開催する。 年2回実施予定</p> <p>2 県青少年補導センター連絡協議会研修会を開催する。 年3回実施予定</p>
28	<p>仙台市子供未来局 児童相談所</p>	<p>各機関が開催する研修に参加し、その内容を職員間で伝達し、全体での能力向上等を図った。</p>	<p>各機関が開催する研修に参加し、その内容を職員間で伝達し、全体での能力向上等を図っていく。</p>
30	<p>仙台市教育局 学校教育部 教育相談課</p>	<p>1 教育相談担当教諭とスクールカウンセラー研修において、心のケアについて取り上げ、児童生徒への心のケアの必要性やケアの在り方等の研修を行い教職員の意識の向上を図った。</p> <p>2 震災による心のケアを専門とする講師を招いて、支援の必要性やケアの</p>	<p>1 教育相談担当教諭とスクールカウンセラーの研修等において、犯罪被害の現状や支援の必要性についての研修を行う。</p> <p>2 震災による心のケアを専門とする講師を招いて、支援の必要性やケアの在り方等について研修を行う。</p>

		在り方等について研修を行った。	
32	公益社団法人 宮城県精神保健 福祉協会	<p>1 宮城県精神障害者等相談支援体制強化事業に基づくアドバイザー・講師派遣を実施した。 講師派遣5回</p> <p>2 第59回宮城県精神保健福祉大会 令和2年11月13日（金） 仙台市福祉プラザ （新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）</p>	<p>1 各市町村保健福祉課へ講師を派遣する。</p> <p>2 研修会を開催する。</p> <p>3 第60回宮城県精神保健福祉大会を実施する。 令和3年11月12日（金） 仙台市福祉プラザ</p>
33	公益財団法人 宮城県暴力団 追放推進センター	<p>1 研修会・セミナーで講話を実施した。 風俗営業管理者講習会等 12回</p> <p>2 地域・職域暴力団排除組織、関係機関・団体の総会及び研修会に出席した。 銀行警察連絡協議会等</p> <p>3 全国レベルの研修会に参加した。 全国暴追センター専務理事研修会（オンライン会議）</p> <p>4 各地区暴力団追放対策協議会へ助成金交付等を実施した。 16地区 510,000円</p> <p>5 県警少年課と合同で、少年指導委員研修会を開催した。 令和2年10月22日（木） 令和2年11月4日（水） 令和2年12月2日（水） （新型コロナウイルス感染症の影響により、3日間に分けて開催）</p> <p>6 不当要求防止責任者講習を開催した。 21回 807人受講</p>	<p>1 民間団体から暴力団排除講話の依頼があれば実施する。</p> <p>2 地域・職域暴力団排除組織、関係機関・団体の総会及び研修会へ参加する。</p> <p>3 各地区暴力団追放対策協議会へ助成金交付等を実施する。</p> <p>4 全国レベルの研修会に参加する。</p> <p>5 不当要求防止責任者講習を開催する。 24回 1,400人対象</p>
34	公益社団法人 みやぎ被害者支援 センター	<p>1 警察庁主催「全国被害者支援フォーラム2020」へ出席した。 令和2年10月16日（金） 2人（オンライン出席含む）</p> <p>2 全国被害者支援ネットワーク主催「質の向上研修下半期研修会」へ出席した。 令和2年11月19日（木） 令和2年11月20日（金） 4人</p> <p>3 エル・ソーラ仙台主催「性暴力被害者スキルアップ講座2020」へ出席した。 令和2年10月3日（土） 令和2年11月14日（土） 令和2年12月12日（土） 令和3年1月23日（土） 7人</p> <p>4 全国被害者支援ネットワーク主催「課題研修～上級～（オンライン）」へ出席した。 専任相談員 1人</p> <p>5 「子どもの性被害・性虐待に関する</p>	<p>可能な限り要請に基づく講師派遣に積極的に取り組むとともに、各種研修会の開催や出席による支援担当者のスキルアップを目指す。</p>

		相談研修会」を開催した。【新規】 当センター員 24人	
37	社会福祉法人 仙台いのちの電話	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談員継続研修の実施 月1回グループ研修 年1回個人スーパービジョン フリー学習 リフレッシュ研修会 2 インターネット相談員継続研修 3 特別研修会 	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談員継続研修の実施 月1回グループ研修 年1回個人スーパービジョン 年1回一日研修会 フリー学習 リフレッシュ研修会 危機対応研修会 2 インターネット相談員継続研修 3 研修担当者への研修 4 特別研修会 5 いのちの電話全国研修会参加 (三重) 6 講師依頼には随時対応し、検討の上派遣する。
42	仙台弁護士会	<ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪被害者支援に関する実務的な研修を、仙台弁護士会において、Zoom併用により実施した。 令和2年12月8日 心理専門職から見た犯罪被害者等に必要な支援 宮城県警心理カウンセラー講義 「犯罪被害者支援室における被害者支援活動」 2 被害者支援に関する各種制度(被害者参加、損害賠償命令等) 被害者支援の基礎知識を学ぶ機会として、主に弁護士会員を対象とした基礎研修を実施した。 令和3年1月22日(金) 3 全国規模での研修会に委員を派遣し、情報の共有、研鑽に努めた。 日弁連犯罪被害者支援全国経験交流集会 ・ 令和3年1月29日(金) ・ 奈良県 東北弁連犯罪被害者支援経験交流会 ・ 令和2年12月2日(水) ・ 仙台市 ・ 東北ブロック対象 	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修や各関係機関との協議等を通じて、更なる研鑽や連携強化を行い、引き続き被害相談窓口の充実強化に努める。 2 被害者等の実態、被害者等の求める支援の在り方を学ぶ機会を設ける。 3 犯罪被害者サポートセンターの担当名簿や仙台弁護士会の犯罪被害者支援窓口の担当名簿に登録するには、被害者支援に関する研修の受講が要件とされていることから、今後も、弁護士会員向けの研修会を随時開催する。 4 日弁連犯罪被害者支援全国経験交流集会、東北弁連犯罪被害者事例報告会に委員を派遣し、情報の共有、研鑽に努める。
44	宮城県 臨床心理士会	<p>会員が被害者支援の専門知識の習得に向けた研修を行った。 令和2年11月23日(月) 仙台市カウンセリング研究会 研修「PTSDについてトラウマ体験への支援」</p>	<p>会員が被害者支援の専門知識の習得に向けた研修会を開催する。</p>
48	宮城県 葬祭業協同組合	<p>研修会 令和3年3月3日(水)13:00 オンラインによるユニバーサルマナー検定 「ユニバーサルマナー」とは ”自分とは違う誰かの視点に立ち行動すること”</p>	<p>令和3年度も研修会の開催を予定しているが、現在のところ、日程等は未定</p>

		<p>「ユニバーサルマナー検定」とはユニバーサルマナーに必要な「マインド」と「アクション」を体系的に学び身につけるための検定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東北ブロックにおける開催 ・ 東北6県 125人参加 	
50	警察本部 生活安全部 県民安全対策課	<p>1 担当職員を対象とした警察学校における教養を実施した。</p> <p>県警察学校「人身安全関連事案対策専科」(令和2年10月26日(月)から5日間 24人)</p> <p>人身安全関連事案に迅速かつ的確に対応し、被害の未然防止・拡大防止を図るため、県内4つのブロックごとに生活安全課員を対象とした「人身安全関連事案対処実践塾」を開催した。</p>	<p>1 担当職員を対象とした研修会及び警察学校における実践的な教養・訓練を実施する。</p> <p>2 人身安全関連事案に迅速かつ的確に対応し、被害の未然防止・拡大防止を図るため、県内4つのブロックごとに生活安全課員を対象とした「人身安全関連事案対処実践塾」を開催する。</p>
51	警察本部 生活安全部 少年課	<p>県内を4ブロックに分割し、ブロックごとに少年警察補導員研修会を開催した。</p>	<p>少年警察補導員研修会を開催する。</p>
52	警察本部 刑事部 捜査第一課	<p>新型コロナウイルス感染対策により、一部研修会を見合わせ、資料配布等による教養を実施するとともに、警察学校における教養を実施した。</p> <p>また、掲示板に全警察職員向けの教養資料を掲載することで、教養の充実を図った。</p> <p>県警察学校「性犯罪捜査専科」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年10月12日(月)から5日間 18人 	<p>1 性犯罪指定捜査員を対象とした研修会等の各種教養時に、性犯罪被害者支援の意義及び支援要領、犯罪被害者支援団体との連携要領等に関する教養を推進する。</p> <p>2 性犯罪指定捜査員等の知識・実務能力向上のため、ロールプレイング方式による実践型の研修を実施する。</p> <p>3 性犯罪指定捜査員等に対し、性犯罪捜査に生かせる有識者等による講演を実施する。</p> <p>4 被害が潜在化しやすい性犯罪被害者に対する適切な対応に係る教養内容の充実を図る。</p>
56	警察本部 交通部 交通指導課	<p>交通事故捜査に従事する若手警察官に対する学校教養において、被害者等の特徴、心理を把握しての相手の立場に配慮した警察活動を推進するための教養を実施した。</p> <p>令和2年10月22日(木)</p> <p>県警察学校 警察署交通課員等 20人</p>	<p>交通事故被害者の支援に当たる警察職員を対象とした研修会において、被害者等の特徴、心理を把握しての相手の立場に配慮した警察活動を推進するための教養を実施する。</p> <p>令和3年4月16日(金)</p>
57	警察本部 警務部 警務課	<p>1 警察署単位の被害者支援連絡協議会等会員に対する研修を実施した。</p> <p>1回 16人</p> <p>2 警察署単位の被害者支援連絡協議会等の自治体関係者に対し、被害者等支援関係のリーフレットや参考資料等を提供し、被害者等支援への意識の啓発と専門的知識の教養を図った。</p> <p>3 仙台地方検察庁において実施された司法修習生対象の研修会に講師を派遣し、被害者等の現状と心理、支援従事者のメンタルヘルス等について講演を行い、被害者等支援への意識の</p>	<p>1 警察署単位の被害者支援連絡協議会等会員に対し研修を実施する。</p> <p>2 警察署単位の被害者支援連絡協議会や関係機関・団体が主催する研修会等に出席し、被害者等に対する適切な対応方法等について助言する。</p> <p>3 研修会や学会に職員を派遣し、支援担当者の能力の向上を図る。</p> <p>4 被害者支援担当警察職員に対する医療従事者、臨床心理士等有識者による研修を実施する。</p> <p>5 被害者支援に従事する警察職員に対する専門的教養を実施する。</p>

		<p>向上に努めた。 令和2年6月25日(木) 対象者 14人</p> <p>4 被害者等支援担当警察職員に対する医療従事者、臨床心理士、犯罪被害者支援室員等による研修を実施した。 新任犯罪被害者支援業務担当者研修会 ・ 令和2年6月26日(金) 15人</p> <p>5 死傷者が多数となる事件事故等の発生に備え、指定された警察職員に対し、研修を実施した。【新規】 特別支援要員研修会 (2回 56人)</p> <p>6 警察職員に対する被害者遺族による講話を実施した。 指定被害者支援要員研修会 ・ 令和2年11月12日(木) 44人 ・ 令和2年11月25日(水) 126人</p> <p>7 警察と児童相談所の相互理解を一層深め、児童の安全確保を図るための合同研修会に講師を派遣し連携強化の対応に努めた。 令和2年12月1日(火)48人</p> <p>8 仙台弁護士会犯罪被害者特別委員会が中心となり開催した、被害者等の支援活動を行っている弁護士を対象とした研修会に講師を派遣し連携強化の対応に努めた。 令和2年12月8日(火) 50人</p>	<p>6 警察職員に対する被害者等による講話を実施する。</p> <p>7 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び支援に従事する警察職員を対象に、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含めた研修会を実施する。【新規】</p> <p>8 障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察職員を対象に、専門的知見を有する講師を招いて研修会を実施する。【新規】</p>
--	--	--	---

基本目標 5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保

施策の一例

令和2年度支援施策実施結果

公益社団法人みやぎ被害者支援センター

理事が司会を務めるテレビ番組内において、相談員が犯罪被害者支援に関する広報啓発活動を実施した。

【新規】

令和3年度支援実施計画

公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会

広報誌等で会員業者のみならず、一般消費者に「犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」の認知を図る。

施策の項目	(1) 広報啓発活動の推進
	被害者等の現状と心情の理解や犯罪被害後に受ける二次的被害の実態、支援の必要性について広報啓発活動を行います。

施策の効果等	<p>被害者等支援に関する広報誌やリーフレット等を作成・配布したことにより、県民に対し、被害者等の心情や被害者支援施策等について周知することができた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、構成機関・団体がそれぞれ工夫を凝らしながら被害者等支援の重要性・必要性などの広報活動を積極的に行ったことにより、被害者等支援に関する県民の理解の増進を図ることができた。</p>
--------	---

各機関・団体による施策

	推進機関	令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
1	仙台地方検察庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 学生対象の広報活動の際に、法務省作成の冊子「犯罪被害者の方々へ」を配布した。 2 庁舎内における応報活動の際、被害者専用待合室の見学と説明を実施し、被害者支援制度等についての理解の促進に努めた。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学生等対象の広報活動の際に、法務省作成の冊子「犯罪被害者の方々へ」を配布する。 2 庁舎内における広報活動の際、被害者専用待合室の見学と説明を実施し、被害者支援制度等についての理解の促進に努める。 3 自治体福祉担当者、仙台弁護士会等に対し、意見交換会の場などを利用して、仙台地方検察庁における被害者支援の施策等を広報する。
2	仙 台 法 務 局 人 権 擁 護 部	<p>令和2年度「啓発活動強調事項」の一つとして、『犯罪被害者とその家族の権利に配慮しよう』を掲げ、各種啓発のイベント(ベガルタ仙台人権サポーター宣言イベントや毎年12月の人権週間におけるイベント等)において、啓発活動を行った。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 小学校・中学校・社会福祉施設等での人権教室・研修で啓発を行う。 2 県内で開催する各種人権啓発イベントの際に周知を行う。
4	仙台保護観察所	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎内に更生保護における被害者 	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎内に更生保護における被害者施

		<p>施策（意見等聴取制度、心情等伝達制度、被害者等通知制度、相談・支援）に関するパンフレット、リーフレットを置き、来庁者に周知を図った。</p> <p>2 各関係機関・民間団体等の会合等において、更生保護における被害者等施策について説明の機会を設け、広く本施策の理解が得られるように努めた。</p> <p>3 仙台保護観察所ホームページにおいて、「更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度」について制度の内容・利用の仕方等を掲載した。</p>	<p>策（意見等聴取制度、心情等伝達制度、被害者等通知制度、相談・支援）に関するパンフレット、リーフレットを置き、来庁者に周知を図る。</p> <p>2 裁判所等を通じて、更生保護における被害者通知制度のパンフレットを配布する。</p> <p>3 各関係機関・民間団体等の会合等において、更生保護における被害者等施策について説明の機会を設け、広く本施策の理解が得られるように努める。</p> <p>4 仙台保護観察所ホームページにおいて、更生保護における犯罪被害者等施策について掲載する。</p> <p>5 保護観察官による出張講座で「更生保護」について説明する際に犯罪被害者支援制度を解説していく。</p>
5	国土交通省 東北運輸局	<p>1 ホームページのトップページに公共交通事故被害者等支援のバナーを掲載し、活動内容にアクセスしやすくした。</p> <p>2 1月に公共交通事業者等を対象としたフォーラムを開催し、事故被害者の方を講師に招いて講演を行った。</p>	<p>公共交通事業者等を対象としたフォーラムを開催し、被害者等支援計画作成の更新を図る。</p>
6	宮城海上保安部	<p>1 庁舎内に海上保安庁における犯罪被害者等支援制度に係るパンフレットを置き、来庁者に広く周知した。</p> <p>2 海上保安庁ホームページにて当庁による犯罪被害者等支援制度について掲載した。</p>	<p>1 庁舎内に海上保安庁における犯罪被害者等支援制度に係るパンフレットを置き、来庁者に広く周知する。</p> <p>2 海上保安庁ホームページにて当庁による犯罪被害者等支援制度について掲載する。</p>
7	宮城県保健福祉部 社会福祉課	<p>人権尊重思想や人権問題に対する正しい認識を広めるため、9市町に人権啓発事業を委託し、講演会や花の植栽、市町村実施イベント等において様々な啓発活動を行った。</p>	<p>人権尊重思想や人権問題に対する正しい認識を広めるため、13市町に人権啓発事業を委託し、講演会や花の植栽、市町村実施イベント等において様々な啓発活動を行う。</p>
8	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課	<p>1 DV防止啓発リーフレット等を作成し、各相談機関や学校等へ配布した。</p> <p>一般県民向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット 54,000部 ・電話相談窓口広報カード 80,000部 <p>学生向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット 23,500部 ・パンフレット 43,200部 <p>2 県内の各学校において、DV及びデートDVに関する出前講座を実施した。</p> <p>開催数 21回 参加者数合計 約2,100人</p> <p>3 東日本大震災後の環境変化等によるDV被害の深刻化を防止するため、被災地における支援者向け講座、被害者向けのグループワーク・面接相談等を実施した。</p> <p>講座開催 21回</p>	<p>1 DV防止啓発リーフレット等を作成、配布する。</p> <p>2 デートDV及び性に関する出前講座を実施する。</p>

11	宮城県保健福祉部 北部児童相談所	児童虐待防止に係るリーフレットを配布し、児童虐待防止に関する啓発を行った。	児童虐待防止に係るリーフレット等を児童虐待防止のために配布する。
12	宮城県保健福祉部 東部児童相談所	1 大型店舗の協力を得て、来店者に児童虐待防止の普及啓発活動を行った。 2 市町村等からの要請に対し職員を研修講師として派遣し、虐待防止の啓発を行った。	1 コロナ感染症の状況にもよるが、大型店舗の協力を得て、来店者に児童虐待防止の普及啓発活動を実施する。 2 職員を研修講師として派遣し、児童虐待と通告義務等の啓発を行う。
14	宮城県保健福祉部 精神保健福祉センター	一般県民、関係支援機関に対し、自死対策に関する普及啓発活動を行った。 自死対策推進センターリーフレット 5,775部 自死対策相談普及啓発カード 24,400部配布 相談機関一覧「つながりを信じて」 3,560部配布 一般向けゲートキーパー普及啓発パンフレット 600部配布	自死予防に関するリーフレットの配布及び自殺対策強化月間に合わせた普及啓発活動を実施する。
15	宮城県総務部 私学・公益法人課		警察本部が実施する中・高校生を対象に「被害者の手引」の表紙イラストの応募を働き掛け、警察本部と連携して犯罪被害者等の現状や心情に対する意識の向上を図る。【新規】
17	宮城県環境生活部 共同参画社会推進課	1 犯罪被害者の現状を広く県民に知ってもらうため、県警察・公益社団法人みやぎ被害者支援センターとともに県庁1階ロビーにおいて「被害者等の声と支援のパネル展」を開催した。 令和2年11月25日（水）から 令和2年12月1日（火）まで 2 警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室、NPO法人全国被害者支援ネットワーク等から送付されたポスター、パンフレット等を関係機関へ送付して活用を促すとともに、各種行事の際に来場者等へ配布した。 3 性被害等にあわないための啓発リーフレットを作成し、新入生等へ配布した。 40,000部 高校・専門学校・大学・各種学校の新入生に配布 4 小学生の新入生向けに防犯リーフレットを配布した。 35,000部作成 県内全小学校の新入生に配布 5 「青少年相談窓口のご案内」の内容を更新し、ホームページに掲載した。 6 「犯罪被害等にあわれた方へ」と題する各種相談機関の連絡先をまとめたリーフレットを5,000部作成し、県内の市町村等へ配布した。 7 仙台市地下鉄トイレ内壁面に「性暴力被害相談支援センター宮城」の広告を掲示した。【新規】 8 公益社団法人みやぎ被害者支援セ	1 犯罪被害者の現状を広く県民に知ってもらうため、犯罪被害者週間にあわせた時期に、県庁1階ロビーにおいて「被害者等の声と支援のパネル展」(仮)を開催する。 2 警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室、NPO法人全国被害者支援ネットワーク等から送付されるポスター、パンフレット等を関係機関へ送付するとともに、各種行事の際に来場者等へ配布する。 3 性被害等にあわないための啓発用リーフレットを作成し、新入生へ配布する。 4 小学生の新入生向けに防犯リーフレットを作成し配布する。 5 「青少年相談窓口のご案内」の内容を更新し、ホームページに掲載する。 6 各種相談機関をまとめたリーフレットを作成し、広報啓発活動を行う。 7 「性暴力被害相談支援センター宮城」の広報ステッカーを作成し、配布する。 8 性暴力被害相談支援センター宮城のリーフレットを作成し配布する。

		<p>ンター、県警察とともに、犯罪被害者支援街頭キャンペーンを実施した。</p> <p>実施日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年10月26日（月） 石巻市内 ・ 同年10月27日（火） 大崎市内 ・ 同年11月17日（火） 名取市内 ・ 同年11月27日（金） 仙台市内 	
18	宮城県教育庁 義務教育課		<p>警察本部が実施する中・高校生を対象に「被害者の手引」の表紙イラストの応募を働き掛け、警察本部と連携して犯罪被害者等の現状や心情に対する意識の向上を図る。【新規】</p>
19	宮城県教育庁 特別支援教育課	<p>犯罪被害に遭わないための指導のみならず、犯罪被害に遭った児童生徒の心情の理解に触れながら、関わる周囲の児童生徒への指導についても配慮するよう各特別支援学校長に伝えた。</p>	<p>犯罪被害に遭わないための指導を行うとともに、犯罪被害に遭った児童生徒の心情の理解と配慮、当該児童生徒に関わる周囲の児童生徒の指導についても配慮することが必要であることを伝えていく。</p>
20	宮城県教育庁 高校教育課		<p>警察本部が実施する中・高校生を対象に「被害者の手引」の表紙イラストの応募を働き掛け、警察本部と連携して犯罪被害者等の現状や心情に対する意識の向上を図る。【新規】</p>
21	仙台市市民局協働 まちづくり推進部 男女共同参画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 DV、デートDV、性暴力等を防止啓発するためのリーフレットやポスター等を作成した。（法務省人権啓発活動地方委託事業の活用。） 2 作成したリーフレット等を市関係施設、福祉施設、総合病院等で配布したほか、研修会等のテキストとして活用した。 合計約54,000部 3 女性への暴力防止に係る啓発ポスター及びステッカーの掲示を実施した。（法務省人権啓発活動地方委託事業の活用。） 仙台市地下鉄南北線「中吊り」広告へのポスター掲示（令和2年11月14日から11月20日の7日間） 仙台市地下鉄東西線「ドア横ポスター」広告へのポスター掲示（令和2年11月1日から11月30日の30日間） 仙台市バス車内広告へのポスター掲示（令和2年11月12日から11月21日の10日間） 4 フリーペーパーにDV防止啓発広告を掲載した。 リビング仙台11月13日号（法務省人権啓発活動地方委託事業の活用）げんき倶楽部杜人11・12月号（法務省人権啓発活動地方 	<ol style="list-style-type: none"> 1 DV等防止啓発に係る各種事業を実施する。 2 相談窓口の広報活動を実施する。

		<p>委託事業の活用) 河北ウィークリー11月12日号、 シルバーネット11月号</p> <p>5 「ストップ!DV」をテーマとしたDV、性暴力関連図書のピックアップコーナーを仙台市男女共同参画推進センターエル・ソーラ仙台図書資料スペース内に設置した。 令和2年10月27日(火)から11月24日(火)</p> <p>6 DVに対する理解の促進や相談窓口の周知を図るための展示を行った。 令和2年10月27日(火)から11月24日(火) エル・パーク仙台5階ロビー、エル・ソーラ仙台研修室ロビー</p>	
23	仙台市市民局 生活安全安心部 消費生活センター	<p>1 消費者教育・啓発として下記講座等を実施した。 消費者教育講座 仙台市立小・中学校・高等学校等に対する出前講座・出前授業 7回 くらしのセミナー 地域団体に対する出前講座 9回 消費生活講座 4回 消費生活パートナー講習会 2回 消費者教育教員研修会 3回</p> <p>2 情報誌を発行した。 4回</p> <p>3 配食サービスを利用して高齢者向け消費者啓発チラシを配布した。 毎月1回(1回 約2,660部)</p> <p>4 消費者の安全を守る連絡協議会を開催した。 1回</p>	<p>1 消費者教育・啓発として下記講座等を実施する。 消費者教育講座 くらしのセミナー (地域団体に対する出前講座) 消費生活講座 消費生活パートナー講習会 消費者教育教員研修会</p> <p>2 情報誌を発行する。 4回</p> <p>3 配食サービスを利用して高齢者向け消費者啓発チラシを配布する。</p> <p>4 消費者の安全を守る連絡協議会を開催する。</p>
25	仙台市健康福祉局 障害福祉部 精神保健福祉 総合センター	<p>市民、関係支援機関に対し、自死予防に関する普及啓発活動を行った。 相談機関一覧リーフレット配布 5,960枚 自殺予防週間に併せたポスター作成と配布 461枚 インターネット(ホームページ・ツイッター)による相談窓口の周知【新規】</p>	<p>市民、関係支援機関に対し、自死予防に関する普及啓発活動を行う。 相談機関一覧リーフレットの配布 自殺予防週間に併せたポスター作成と配布</p>
30	仙台市教育局 学校教育部 教育相談課	<p>心のケア緊急支援事業や震災後に立ち上げた震災による心のケア支援チーム事業について、校長会や教頭会、各担当者会等で説明し理解・啓発を推進した。</p>	<p>1 心のケア緊急支援事業について、校長会や各担当者会等で説明し、心のケアに対する理解・啓発の推進を継続する。</p> <p>2 警察本部が実施する中・高校生を対象に「被害者の手引」の表紙イラストの応募を働き掛け、警察本部と連携して犯罪被害者等の現状や心情に対する意識の向上を図る。【新規】</p>
31	公益社団法人 宮城県医師会	<p>宮城県医師会警察活動に関する協力検討委員会、宮城県医師会・宮城県警察医会の協同による令和2年度「法医学の基礎」研修会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み中止とした。</p>	<p>1 宮城県医師会警察活動に関する協力検討委員会を開催する。</p> <p>2 宮城県医師会・宮城県警察医会・宮城県警察歯科医会において、警察活動に関する協力内容(犯罪被害者支援の意識啓発も含む)を協議するとともに、研</p>

			<p>修会の企画と死体検案医師の確保に努める。</p> <p>3 宮城県医師会・宮城県警察医会の協同による令和3年度「法医学の基礎」研修会を開催し、犯罪被害者支援についての周知を図る。</p> <p>4 各種団体との会議や研修会における犯罪被害者支援の施策推進、啓発の周知と宮城県犯罪被害者支援連絡協議会に積極的に参画する。</p>
32	公益社団法人 宮城県精神保健 福祉協会	<p>1 機関誌「精神保健みやぎ51号」を発行した。 年1回 800部</p> <p>2 広報紙「心とこころ 58」を発行した。 年1回 1,600部</p> <p>3 精神保健福祉に関する正しい思想の普及啓発に関して地域講演会を実施した。 2回 合計79人</p> <p>4 ホームページの内容を更新した。</p>	<p>1 機関誌「精神保健みやぎ52号」を発行する。 年1回 800部</p> <p>2 広報紙「心とこころ 59」を発行する。 年1回 1,600部</p> <p>3 地域講演会を実施する。</p> <p>4 ホームページの内容を更新する。</p>
33	公益財団法人 宮城県暴力団 追放推進センター	<p>1 令和2年度暴力追放功労者等表彰式を開催した。 令和3年2月1日(月) 仙台国際ホテル 約50人参加</p> <p>2 各種広報資料を作成・配布した。 「不当要求お断り」ステッカー 「暴排」みやぎ 暴力団排除ポスター 「特殊詐欺撲滅給水クロス」 「企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢」 2021年ポスターカレンダー 「暴力団壊滅に向けて」 「暴力団排除条例」 ポケットティッシュ ウェットティッシュ</p>	<p>1 第30回暴力団追放宮城県民大会を開催する。 令和3年10月28日(木) 電力ホール</p> <p>2 各種広報資料を作成・配布する。 「不当要求お断り」ステッカー 「暴排」みやぎ 暴力団排除ポスター 「特殊詐欺撲滅給水クロス」 「企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢」 2022年ポスターカレンダー 「暴力団壊滅に向けて」 「暴力団排除条例」 ポケットティッシュ ウェットティッシュ</p>
34	公益社団法人 みやぎ被害者支援 センター	<p>あらゆる場における支援活動に対する理解の促進と支援意識の啓発を図った。</p> <p>1 各種研修会等におけるパンフレット、チラシ等の配布による広報・啓発事業の充実を図った。</p> <p>2 機関誌「かけはし」を作成、配布した。 1回 1,150部</p> <p>3 宮城県、宮城県警察との協働による「犯罪被害者週間・街頭キャンペーン」を県内4か所において実施した。 【新規】 令和2年10月26日(月) 石巻市内 令和2年10月27日(火) 大崎市内 令和2年11月17日(火) 名取市内</p>	<p>被害者支援活動への理解、被害者支援意識の醸成、被害者支援活動への理解、被害者支援意識の啓発等広報啓発に努める。</p> <p>1 「令和3年度公益社団法人みやぎ被害者支援センター総会(宮城県仙台合同庁舎)」の開催 令和3年5月17日(月)</p> <p>2 「令和3年度犯罪被害者週間・県民のつどい」～講演&ミニコンサート～(日立システムズホール仙台)の開催 令和3年11月11日(木)</p> <p>3 宮城県、宮城県警察との協働による「犯罪被害者週間・街頭キャンペーン」を県内各所において実施する。</p> <p>4 公益社団法人みやぎ被害者支援センターの周知を図るため、ホームページのリニューアルを実施する。【新規】</p>

		<p>令和2年11月27日(金) 仙台市内</p> <p>4 理事が司会を務めるテレビ番組内において、相談員が犯罪被害者支援に関する広報啓発活動を実施した。 【新規】</p> <p>5 仙台市営バス車内窓ガラスに、広報用ステッカーを掲示した。 (令和2年11月から令和3年5月までの7か月間) 400台(1台につき1枚)【新規】</p> <p>6 宮城県、宮城県警察との協働による「犯罪被害者パネル展」を宮城県庁ロビーにおいて開催した。 令和2年11月25日(水)から 同 年12月1日(火)まで</p> <p>* 「令和2年度犯罪被害者週間・県民のつどい」については新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止とした。</p>	
35	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	<p>本会広報紙「福祉みやぎ」や本会ホームページ等の利用による広報を実施する計画を予定していたが、実施できなかった。</p>	<p>広報活動として、犯罪被害者支援のための総合相談窓口のリーフレットを宮城県より提供いただき、本会の窓口に設置する。</p> <p>設置場所 宮城県自治会館3階南側本会事務所入口及び宮城県社会福祉会館3階踊り場</p>
36	社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会	<p>「第15回成年後見セミナー」の開催 令和2年11月14日(土) 新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止</p>	<p>「第15回成年後見セミナー」の開催 令和3年11月20日(土)13:00~ 仙台市福祉プラザふれあいホール(テーマ未定)</p>
37	社会福祉法人 仙台いのちの電話	<p>1 広報紙発行 年2回 7,000部</p> <p>2 事業案内発行 1,500部</p>	<p>1 広報紙発行 年2回 7,000部</p> <p>2 事業案内発行 1,500部</p> <p>3 公開講演会 ・ 日程：未定 ・ 講師：未定 ・ 会場：仙台市シルバーセンター 予定 ・ 定員：300人</p>
38	独立行政法人自動車 事故対策機構 仙台主管支所	<p>1 事務所に介護料受給者及び交通遺児等友の会会員の作品を展示したナスバギャラリーを設置し、交通事故被害者に対する理解促進を図った。</p> <p>2 ホームページ内で自動車事故による重度後遺障害者家族が「親なき後」に備えるための情報提供を実施した。</p>	<p>1 事務所に介護料受給者及び交通遺児等友の会会員の作品を展示したナスバギャラリーを設置し、交通事故被害者に対する理解促進を図る。</p> <p>2 ホームページ内で自動車事故による重度後遺障害者家族が「親なき後」に備えるための情報提供を実施する。</p>
41	宮城県医療ソーシャル ワーカー協会	<p>定例研修会の場において、会員・関係者への啓発を実施した。</p>	<p>定例研修会の場において、会員・関係者への啓発を実施する。</p>
42	仙台弁護士会	<p>1 弁護士会に対しては、研修会等で情報を提供しているほか、パンフレットの配布により、関係機関に犯罪被害者支援窓口の利用を呼び掛けた。</p> <p>2 仙台弁護士会が設置している犯罪</p>	<p>犯罪被害者サポートセンターや犯罪被害者支援窓口の周知を図る。</p>

		被害者支援窓口について、当会ホームページで周知を図るほか、裁判所、検察庁、宮城県内の各警察署、その他の官公庁に当会作成のリーフレットの備え置きを依頼し、被害者等への周知を図った。	
45	宮城県市長会	公益社団法人みやぎ被害者支援センターが主催した令和2年度「犯罪被害者週間・県民のつどい」公開講演会の後援として参画したが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。 令和2年11月6日 江陽グランドホテル	公益社団法人みやぎ被害者支援センターが主催する令和3年度「犯罪被害者週間・県民のつどい」公開講演会の後援として参画する。 令和3年11月11日(木)予定 日立システムズホール仙台
46	宮城県町村会	公益社団法人みやぎ被害者支援センターが主催した令和2年度「犯罪被害者週間・県民のつどい」公開講演会の後援として参画したが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。	公益社団法人みやぎ被害者支援センターが主催する令和3年度「犯罪被害者週間・県民のつどい」公開講演会の後援として参画する。
47	公益社団法人 宮城県宅地建物 取引業協会	広報誌等で会員業者のみならず、一般消費者に「犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」の認知を図った。	広報誌等で会員業者のみならず、一般消費者に「犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」の認知を図る。
50	警察本部 生活安全部 県民安全対策課	1 ラジオ放送等各種広報媒体を活用して、性犯罪被害防止、子供の犯罪被害防止対策の広報を実施した。 2 ストーカー被害防止を推進するため、県内各中学校・高校等に次の資料を配布した。 若年層啓発用パンフレット 被害未然防止用リーフレット	1 ラジオ放送等各種広報媒体を活用して、性犯罪被害防止、子供の犯罪被害防止対策の広報を図る。 2 パンフレットやDVD等を活用して、各種防犯教室において年代に応じた分かりやすい広報を実施する。 3 外国人保護者向けに、児童虐待防止を目的とした外国語チラシ(英語、中国語等9か国語)を作成し、児童虐待防止のための広報啓発活動に努める。 【新規】
51	警察本部 生活安全部 少年課	1 各地区学校警察連絡協議会等において広報啓発活動を実施した。 2 各地区少年補導員協会等において広報啓発活動を実施した。 3 各種広報資料へ相談窓口を掲載し周知徹底を図った。	1 各地区学校警察連絡協議会等において広報啓発活動を実施する。 2 各地区少年補導員協会等において広報啓発活動を実施する。 3 各種広報資料へ相談窓口を掲載し周知徹底を図る。
56	警察本部交通部 交通指導課	交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を目指して、「みやぎ交通死亡事故0キャンペーン」を継続展開した。 実施期間 令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)までの1年間 実施内容 ・ 特集記事を新聞紙面及び県警ホームページに掲載 (交通事故遺族作成手記の一部を掲載) ・ 特集チラシを配布 ・ ラジオ局と連携したスポット放送による情報発信の実施	1 交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を目指して、「みやぎ交通死亡事故0キャンペーン」を継続する。 実施期間 令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)までの1年間 実施主体 宮城県、宮城県警察、河北新報社 2 「みやぎ交通死亡事故0キャンペーン」との連動による交通事故被害防止等を目的とした広報啓発活動を推進する。 広報パネル展の開催
57	警察本部警務部 警務課	1 「性暴力被害相談支援センター宮城」の運用に伴い、同センターの広報を行い相談窓口の周知を図った。 警察署単位の被害者支援連絡	1 宮城県、公益社団法人みやぎ被害者支援センターと「犯罪被害者週間・県民のつどい公開講演会」を共催するとともに、研修会等への講師派遣等の支援

	<p>協議会等で実施</p> <p>2 街頭キャンペーン等広報活動を実施し、民間支援団体の支援活動の周知を図った。</p> <p>街頭キャンペーンの実施 4回</p> <p>3 自治体広報誌やラジオ番組等を活用し、被害者等の現状や警察による被害者等支援、性犯罪被害相談電話等に関する広報を実施した。</p> <p>4 県警ホームページの「犯罪被害者支援」コンテンツにおいて、被害者等の現状や警察による被害者等支援、犯罪被害給付制度等について広報した。</p> <p>5 宮城県公安委員会のホームページに「宮城県犯罪被害者支援条例」「宮城県犯罪被害者支援推進計画」の概要を掲載した。</p> <p>6 県下各警察署において、被害者等支援意識の高揚と交通死亡事故防止に資するため、「ひまわりの絆プロジェクト」を実施した。</p> <p>7 被害者等の現状を広く県民に周知するため、宮城県環境生活部共同参画社会推進課等とともに県庁1階ロビーにおいて「被害者等の声と支援のパネル展」を開催した。</p> <p>令和2年11月25日(水)から 令和2年12月1日(火)まで</p> <p>8 「犯罪被害者週間」に併せて、街頭キャンペーンやラジオ放送等重点的な広報活動を展開した。【新規】</p> <p>令和2年10月26日(月) イオンモール石巻</p> <p>令和2年10月27日(火) あ・ら・伊達な道の駅</p> <p>令和2年11月17日(火) イオンモール名取店</p> <p>令和2年11月27日(金) JR仙台駅</p> <p>9 被害相談窓口広報用のポスター及びリーフレットを作成し、関係機関・団体等に配布した。</p> <p>10 警察庁作成のパンフレット「警察による犯罪被害者支援」を各種広報活動の際に県民に対して配布した。</p> <p>11 宮城県犯罪被害者支援連絡協議会構成機関・団体の活動結果及び活動計画を取りまとめた「宮城県における犯罪被害者支援施策に関する年次報告」に被害者等に係る各種相談窓口を掲載し、広く県民に公表した。</p> <p>12 県警ホームページの「犯罪被害者支援」コンテンツに各種支援制度の概要等を掲載し被害者等支援制度の理解を深める啓発活動を推進した。</p>	<p>を実施する。</p> <p>令和3年11月11日(木)</p> <p>2 あらゆる機会を通じて、宮城県や市町村発行の広報誌、ラジオ番組及び県警ホームページの「犯罪被害者支援」コンテンツ等の各種広報媒体を積極的に活用し、県民の被害者等支援に係る理解の促進と情報提供を図る。</p> <p>3 「被害者の手引」の表紙イラストを中・高校生を対象に公募し、被害者等支援の重要性の理解の増進を図り、社会全体で被害者等を支える気運の醸成に努める。【新規】</p>
--	---	--

施策の項目	(2) 教育の充実
	命の大切さを学ぶ教育等を行い、社会全体で被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりを推進します。

施策の効果等	<p>中高校生・専門学校生など幅広い年代層に合わせた命の大切さを学ぶ教育等を実施したことにより、犯罪がもたらすダメージの大きさ、命の大切さなどを伝えるとともに、被害者等を社会全体で支える街づくりを推進することができた。</p> <p>人権教室や広報活動により、小・中・高校生等に社会における自己の役割を考えさせるとともに、被害者も加害者も出さない街づくりの大切さを教育することができた。</p>
--------	---

各機関・団体による施策

推進機関	令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
2 仙 台 法 務 局 人 権 擁 護 部	<p>コロナ禍のため件数は少ないものの、県内各地の幼稚園・小学校・中学校等において人権教室を実施し、子どもたちに思いやりの心や命の大切さを体得することを目的とした啓発を行った。</p>	<p>県内各地の幼稚園・小学校・中学校・高等学校等において人権教室を実施し、子どもたちに思いやりの心や命の大切さを体得することを目的とした啓発を行う。</p>
8 宮 城 県 保 健 福 祉 部 子 ども ・ 家 庭 支 援 課	<p>1 DV防止啓発リーフレット等を作成し、各相談機関や学校等へ配布した。</p> <p>一般県民向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット 54,000部 ・電話相談窓口広報カード 80,000部 <p>学生向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット 23,500部 ・パンフレット 43,200部 <p>2 県内の各学校において、DV及びデートDVに関する出前講座を実施した。</p> <p>開催数 21回 参加者数合計 約2,100人</p> <p>3 東日本大震災後の環境変化等によるDV被害の深刻化を防止するため、被災地における支援者向け講座、被害者向けグループワーク・面接相談等を実施した。</p> <p>講座開催 21回</p>	<p>1 DV防止啓発リーフレット等を作成、配布する。</p> <p>2 デートDV及び性に関する出前講座を実施する。</p>
15 宮 城 県 総 務 部 私 学 ・ 公 益 法 人 課	<p>宮城県警察犯罪被害者支援室と連携して、私立中学校及び高等学校に対し、「命の大切さを学ぶ教室」の開催に向けた働き掛けを実施した。</p>	<p>宮城県警察犯罪被害者支援室と連携して、私立中学校及び高等学校に対し、「命の大切さを学ぶ教室」の開催に向けた働き掛けを実施する。</p>
18 宮 城 県 教 育 庁 義 務 教 育 課	<p>令和2年度の志教育については、全て中止した。</p>	<p>小・中・高等学校の全時期を通じて志教育を推進する。</p> <p>「志教育支援事業」推進会議を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「志教育を推進するための会議」を開催する。 ・構成員 14人程度（推進地区代表者等）

			<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月12日(月)自治会館 令和3年8月4日(水)県庁 令和4年2月9日(水)県庁志教育支援事業推進地区事例発表会を地域や学校関係者を対象に行い、各推進地区の取組を発表し、志教育の普及促進を図る。 2地区で計画
19	宮城県教育庁特別支援教育課	<p>1 全ての特別支援学校において、いじめ防止の指導と合わせて、自己肯定感を高めながら、他者を傷つけないような心の教育を教育活動全体を通して行っていくよう、学校訪問指導等を通して伝えた。</p> <p>2 SNSでの犯罪被害・加害について、繰り返し具体例を出して指導するよう校長会議で周知した。</p>	<p>1 学校訪問指導等の場を捉えて、全ての特別支援学校において、いじめ防止の指導と合わせて、自己有用感を高めながら、他者を大切に作る心の教育について、学校教育活動全体を通して行っていくよう伝えていく。</p> <p>2 SNSでの犯罪被害・加害について、繰り返し具体例を出して指導するよう校長会議で周知する。</p>
20	宮城県教育庁高校教育課	警察本部警犯罪被害者支援室と連携し、命の大切さを学ぶ教室について周知し、その展開に努めた。 実施校数 11校	警察本部犯罪被害者支援室と連携し、命の大切さを学ぶ教室について周知し、その展開に努める。
27	仙台市子供未来局子供育成部子供相談支援センター	社会を明るくする運動各区推進委員会委員長会議を開催した。 年5回開催	社会を明るくする運動各区推進委員会委員長会議を開催する。 年6回開催予定
30	仙台市教育局学校教育部教育相談課	警察本部警務部警務課の協力を得て「命の大切さを学ぶ教室」を開催した。 仙台市立八軒中学校	中学校、高等学校において教育機関と警察が連携して「命の大切さを学ぶ教室」を開催する。
34	公益社団法人みやぎ被害者支援センター	令和2年度の派遣要請は無かった。	要請に基づく積極的な講師派遣に努める。
50	警察本部生活安全部県民安全対策課	犯罪被害防止対策を呼び掛ける、パンフレットを作成し、配布した。	<p>1 県内の各種学校や事業所において、子供の犯罪被害防止及び性犯罪被害防止対策の講演等を実施する。</p> <p>2 犯罪被害防止対策を呼び掛ける、パンフレットなどを作成、配布する。</p>
51	警察本部生活安全部少年課	小・中・高等学校において、非行防止・犯罪被害防止教室を開催した。	小・中・高等学校において、非行防止・犯罪被害防止教室を開催する。
57	警察本部警務部警務課	<p>1 「命の大切さを学ぶ教室」を、宮城県義務教育課、高校教育課、私学・公益法人課及び仙台市教育相談課の協力を得て開催した。 中学校6校 高校11校 聴講者合計3,329人</p> <p>2 児童・生徒を対象とした命の大切さをテーマとした「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールを開催し、更なる児童・生徒の被害者等への理解の向上を図った。 中学校5校 高校2校 応募総数37作品</p> <p>3 「大切な命を守る」全国中学・高</p>	<p>1 性犯罪被害者に対する理解の促進等を図るため、県内の大学生を対象とした「性犯罪被害者支援研修会」を東北福祉大学及び仙台大学で継続開催するほか、他の大学での講演を推進する。</p> <p>2 中・高校生に対する「命の大切さを学ぶ教室」について、宮城県義務教育課、高校教育課、私学・公益法人課並びに仙台市教育相談課と連携して実施する。</p> <p>3 命の大切さをテーマとした「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールを開催し、更なる児童・生徒の被害者等への理解の向上を図る。</p>

	<p>校生作文コンクールの優秀作品に対し、表彰伝達を実施した。</p> <p>宮城県警察本部長賞及び警察庁長官官房審議官賞 中学生の部 1人</p> <p>宮城県警察本部長賞及び警察庁犯罪被害者支援室長賞 高校生の部 1人</p> <p>4 教職員を目指す大学生等に対し、学校現場における被害者等への支援の重要性を理解させるとともに、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりの醸成を目的とした講義を開催した。</p> <p>仙台大学 令和2年12月4日(金) 教職を目指す学生 250人</p> <p>5 心理専門官が公認心理師及び臨床心理士を目指す大学生及び大学院生等に対して、犯罪被害者支援における心理職の役割等について講演を実施した。</p> <p>東北大学 令和3年2月8日(月) 56人</p>	
--	--	--

施策の項目	(3) 各種支援制度等の情報提供
	県民や被害者等に向けて、関係機関・団体の各種対応窓口や支援制度に関する情報提供を行います。

施策の効果等	<p>相談時における情報提供や施設内に関係機関等のパンフレットを整備したことにより、被害者等に適切な支援窓口・制度を教示し、被害者等が適時、必要な支援を受けられる体制を構築することができた。</p> <p>ホームページ等に関係機関・団体の各種対応窓口や被害者支援制度等を掲載したことにより、常時、被害者等に情報提供することができた。</p>
--------	--

各機関・団体による施策

推進機関	令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
1 仙台地方検察庁	<p>1 被害者等の相談内容に応じ、各種支援制度について紹介した。</p> <p>2 庁舎内の待合室等に、各種支援制度に関するパンフレットを備え付けた。</p>	<p>1 被害者等の相談内容に応じ、各種支援制度について紹介する。</p> <p>2 庁舎内の待合室等に、各種支援制度に関するパンフレットを備え付け、広く情報提供を行う。</p>

2	仙 台 法 務 局 人 権 擁 護 部	常設人権相談及び特設人権相談の際に、関係機関や関係団体の各種対応窓口等の情報提供を行った。	1 子どもの人権110番強化週間による児童虐待被害者等への取組を強化する。 2 女性の人権ホットライン強化週間によるDV被害者等への取組を強化する。
3	東 北 地 方 更 生 保 護 委 員 会	仮釈放等審理に係る通知を被害者等に発出する際、意見等聴取制度や最寄りの保護観察所の被害者専用相談窓口等について説明を加えたほか、更生保護における被害者等施策に関するリーフレットを同封し、各種情報提供に努めた。	仮釈放等審理に係る通知を被害者等に発出する際、意見等聴取制度や最寄りの保護観察所の被害者専用相談窓口等について説明を加えるほか、更生保護における被害者等施策に関するリーフレットも同封し、各種情報提供に努める。
4	仙 台 保 護 観 察 所	1 被害弁償を求める被害者に対して、法テラス等の紹介を行った。 2 心情等伝達制度について周知を図るほか、相談支援において、適宜適切な助言や情報提供を行った。	1 心情等伝達制度について周知を図るほか、相談支援において、適宜適切な助言や情報提供を行っていく。 2 被害者等のニーズに応じた関係機関等の情報提供を行う。
8	宮 城 県 保 健 福 祉 部 子 ども ・ 家 庭 支 援 課	DV防止啓発リーフレット等を作成、各相談機関や学校等へ配布した。 一般県民向け ・リーフレット 54,000部 ・電話相談窓口広報カード 80,000部 学生向け ・リーフレット 23,500部 ・パンフレット 43,200部	DV防止啓発リーフレット等を作成、配布する。
13	宮 城 県 保 健 福 祉 部 女 性 相 談 セ ン タ ー	庁舎内及び一時保護所の居室には、常に最新のパンフレットやポスター等を掲示するよう努めた。	必要な情報を適時に提供できるよう、県民向けパンフレット等の配布資料を関係機関から収集、または必要に応じて作成し、配布する。
14	宮 城 県 保 健 福 祉 部 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	相談業務の中で、利用可能な制度や関係機関等について情報提供した。	相談業務の中で、利用可能な制度や関係機関等について情報提供する。
24	仙 台 市 健 康 福 祉 局 地 域 福 祉 部 保 護 自 立 支 援 課	支援が必要な方に対して、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などの支援施策に係る情報提供を行うとともに、犯罪被害者等からの経済的困窮に関する相談が寄せられた際には、懇切丁寧な対応に努めた。	支援が必要な方に対して、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などの支援施策に係る情報提供を行うとともに、犯罪被害者等からの経済的困窮に関する相談が寄せられた際には、懇切丁寧な対応に努める。
25	仙 台 市 健 康 福 祉 局 障 害 福 祉 部 精 神 保 健 福 祉 総 合 セ ン タ ー	相談内容に応じて、必要な相談支援機関や医療機関等を紹介するなど、情報提供を実施した。	相談内容に応じて、必要な相談支援機関や医療機関等を紹介するなど、情報提供を実施する。
30	仙 台 市 教 育 局 学 校 教 育 部 教 育 相 談 課	被害を受けた児童・生徒は、被害後の不安や心配、悩みを感じた場合、専門のカウンセラーによる心のケアを受けられることを、学校を通じて児童生徒、保護者に周知した。	学校教育の中で児童・生徒に対して、様々な機会を捉えて犯罪被害者等の現状を説明し、支援の必要性について啓発を行う。
35	社 会 福 祉 法 人 宮 城 県 社 会 福 祉 協 議 会	本会広報紙「福祉みやぎ」や本会ホームページ等の利用による広報を実施する計画を予定していたが、実施できなかった。	犯罪被害者支援のための総合相談窓口のリーフレットを宮城県より提供いただき、本会の窓口に設置し相談窓口の情報提供を行う。 設置場所 宮城県自治会館3階南側本会事務所入口及び宮城県社会福祉会

			館3階踊り場
38	独立行政法人自動車事故対策機構 仙台主管支所	<p>1 市町村の発行する広報紙に「介護料支給制度」及び「交通遺児等育成資金貸付制度(無利子貸付)」の掲載を依頼した。</p> <p>2 市町村及び関係機関へ制度の周知と、該当者への案内を依頼した。</p>	<p>1 市町村の発行する広報紙に「介護料支給制度」及び「交通遺児等育成資金貸付制度(無利子貸付)」の掲載を依頼する。</p> <p>2 市町村及び関係機関を訪問し、制度の周知とポスターの掲示、該当者への案内を依頼する。</p> <p>3 関係機関のホームページに当機構ホームページのリンクを依頼する。</p>
42	仙台弁護士会	<p>1 弁護士会員に対しては、受任事件につき可能な限り法律扶助(日弁連による被害者援助制度を含む)を利用するように周知した。</p> <p>2 犯罪被害給付制度の利用等、新たな支援制度の利用に努めた。</p>	研究会等を通じて各種制度の周知に努める。
43	日本司法支援センター宮城地方事務所(法テラス宮城)	犯罪被害者やそのご家族などが必要な支援を受けられるよう、損害や苦痛の軽減を図るための法制度に関する情報を提供し、犯罪被害者支援を行っている機関・団体の窓口を案内した。(情報提供)	犯罪被害者やそのご家族などが必要な支援を受けられるよう、損害や苦痛の軽減を図るための法制度に関する情報を提供し、犯罪被害者支援を行っている機関・団体の窓口を案内する。(情報提供)
50	警察本部 生活安全部 県民安全対策課	<p>DV相談受理時において被害者等に対し保護命令制度を具体的に教示した。</p> <p>(令和2年中)</p> <p>相談等件数 2,386件 (前年比+6件)</p> <p>書面提出請求 67件 (前年比-4件)</p> <p>保護命令 50件 (前年比-13件)</p>	DV相談を受理した際、被害者等に対し保護命令制度等について教示し、保護対策の徹底を図る。
57	警察本部警務部 警務課	<p>1 被害者等のための制度や関係機関団体等の支援内容、相談窓口等を掲載した「被害者の手引」を被害者等に交付した。</p> <p>2 県警ホームページの「犯罪被害者支援」コンテンツに被害に遭った際の対応方法に関して役立つ情報を掲載した。</p>	<p>1 「被害者の手引」について、被害者等に交付するとともに、各種支援制度の追加、変更があった際には、内容の改訂をし、被害者等への適切な情報提供を図る。</p> <p>2 県警ホームページの「犯罪被害者支援」コンテンツに、犯罪被害に遭った際の対応方法に関する情報を掲載する。</p>

施策の項目	(4) 被害者等の支援や支援担当者に関する調査研究
	被害者等の実態や被害者等が求める支援、支援担当者が被る代理被害についての調査研究を行います。

施策の効果等	<p>全国的な研修会やシンポジウムに参加し、刻々と変化する「被害者等が求める支援」に対する研究・調査を行い、被害者等の求めに寄り添った被害者等支援の構築を図ることができた。</p> <p>被害者等支援担当者に対する代理被害の研修、調査等を実施したことにより、人的基盤の確保と強化を図ることができた。</p>
--------	---

各機関・団体による施策

推進機関	令和2年度支援施策実施結果	令和3年度支援実施計画
4 仙台保護観察所	<ol style="list-style-type: none"> 令和2年度被害者担当官等地方別協議会等、研修・協議会に出席した。 令和2年度東北管内被害者担当保護司研修会に出席し、被害者等支援に関する現状の把握に努めた。 令和2年度全国被害者等担当保護司研修会に出席し、被害者等支援に関する現状の把握に努めた。 	<ol style="list-style-type: none"> 令和3年度被害者担当官等地方別協議会等、研修・協議会に出席し、被害者等支援に関する現状の把握に努める。 令和3年度東北管内被害者担当保護司研修会に出席し、被害者等支援に関する現状の把握に努める。 令和3年度全国被害者等担当保護司研修会に出席し、被害者等支援に関する現状の把握に努める。
34 公益社団法人みやぎ被害者支援センター	<p>今後の支援活動に反映させることを目的に、公益社団法人みやぎ被害者支援センターにおいて、過去に支援を行った被害者等約50人を対象に、アンケート調査を実施した。【新規】</p>	<p>アンケート結果を今後の支援活動に反映させるとともに、関係機関の支援施策に対する提言に供する。【新規】</p>
57 警察本部警務部警務課	<p>被害者等支援の必要性のみならず、中・高校生のいじめ、規範意識の低下、自死等社会問題への介入の一つとして、被害者遺族等による講演を通じて命の大切さを学ぶことを目的とした「命の大切さを学ぶ教室」を実施し、さらにその効果について研究結果をまとめ、関係機関・団体に対して提供した。</p> <p>宮城県教育庁、仙台市教育局及び開催校に提供</p>	<p>被害者等の支援に関し必要な調査研究を行い、その調査研究結果を関係機関・団体に対して提供し、被害者等の置かれている立場に対する理解の促進を図る。</p>

資料編

宮城県犯罪被害者支援条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪行為（これと同視すべき事情にある場合を含む。以下同じ。）により被害を受けた者及びその遺族（以下「被害者等」という。）の支援に関し必要な事項を定めることにより、被害者等に対する総合的な支援を推進し、被害者等が受けた被害の早期軽減を図るとともに、連帯共助の精神にあふれた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 被害者等の支援は、被害者等の置かれている状況の十分な理解の下に、被害者等の立場に立って推進されなければならない。

2 被害者等の支援は、県民の発意が尊重され、より多くの県民が自主的に参加するよう推進されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、被害者等の支援に関する総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

2 県は、被害者等の支援に関する施策の効果的な推進を図るため、国及び他の地方公共団体との連携を確保するよう努めるものとする。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、地域の実情に応じた被害者等の支援に関する施策を推進するとともに、県が実施する被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、第2条に規定する基本理念に基づき、被害者等の支援に関する理解を深めるよう努めるものとする。

第2章 被害者支援の推進体制

(宮城県犯罪被害者支援連絡協議会の設置)

第6条 県は、被害者等の支援に関する施策を総合的に調整し、かつ、相互協力及び連携の下に効果的に実施するため、宮城県犯罪被害者支援連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、関係行政機関、被害者等を支援する活動を行っている民間の団体（以下「民間団体」という。）、被害者等の支援に関連を有する事業者（以下「事業者」という。）及び学識経験者をもって構成する。

(警察署単位の推進体制)

第7条 警察署長は、その管轄区域において、関係行政機関、民間団体、事業

者及び学識経験者との協働による被害者等の支援に関する施策の推進体制を整備するものとする。

第3章 宮城県犯罪被害者支援審議会

第8条 被害者等の支援に関する基本的な施策及び重要事項を審議するため、公安委員会の附属機関として、宮城県犯罪被害者支援審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、公安委員会が任命する委員10人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 7 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。
- 8 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 犯罪被害者支援推進計画

第9条 公安委員会は、被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者支援推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 被害者等の支援に係る施策の実施に関する事項
 - 二 被害者等の支援に係る役割分担及び連携に関する事項
 - 三 被害者等の支援に係る市町村の施策に対する助言に関する事項
 - 四 被害者等の支援に従事する者の養成に関する事項
 - 五 民間団体の活動の促進に関する事項
 - 六 被害者等の支援に係る広報啓発に関する事項
 - 七 被害者等の支援に係る情報の提供に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、被害者等の支援に関し必要な事項
- 3 公安委員会は、推進計画の策定に当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 公安委員会は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 公安委員会は、推進計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第5章 基本的施策

(被害者支援員の登録)

第10条 公安委員会は、公安委員会規則で定めるところにより、被害者等の支援に関して専門的な知識、技術及び経験を有すると認められる者を被害者支援員として登録することができる。

2 被害者支援員は、被害者等の相談に応じるとともに、役務の提供その他の方法により被害者等の援助を行うものとする。

3 公安委員会は、被害者等が支援を必要としていると認める場合において、当該被害者等の求めがあったときには、被害者支援員の同意を得て、当該被害者支援員を紹介をすることができる。

4 公安委員会は、被害者支援員の同意を得て、民間団体に対し、当該被害者支援員を紹介することができる。

5 公安委員会は、被害者支援員が円滑な支援を行うために必要な知識又は技術の提供その他の必要な配慮を加えるものとする。

(被害者等の支援に従事する者の養成)

第11条 県は、関係行政機関及び民間団体と協力して、被害者等の支援に従事する者の養成を行うものとする。

(代理被害の防止)

第12条 県は、被害者支援員その他被害者等の支援を行う者が、代理被害(被害者等の支援を行う過程で被害者等と同様の心理状態に陥ること等によって受ける強い精神的な被害をいう。)を受けることを防ぐために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害者等の平穏な生活の確保)

第13条 県は、被害者等が、犯罪行為に関連してその生命、身体若しくは財産に危害を加えられようとしている場合又はその意に反して他人から特定の行為をするように求められている場合等において、平穏に生活することが著しく困難であると認められるときは、被害者等を保護する施設の利用等に関して、情報の提供、あっせんその他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項の支援に関し、必要に応じ、協議会、関係行政機関、民間団体及び事業者の協力を求めることができる。

(民間団体の活動の支援)

第14条 県は、民間団体に対し、その活動を促進するため、活動場所の提供、被害者等の支援に関する知識又は技術の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第6章 普及啓発

(広報啓発)

第15条 県は、被害者等の支援の重要性に対する県民の意識を高揚し、県民

の被害者等の支援に関する取組みへの参加を促進するため、広報啓発に努めるものとする。

(情報提供等)

第16条 県は、被害者等の支援に資する活動の促進を図るため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第17条 公安委員会は、被害者等の支援に関し必要な調査研究を行い、その成果の普及に努めるものとする。

(表彰)

第18条 知事は、被害者等の支援に関し顕著な功績があったものを表彰することができる。

第7章 雑則

(財政上の措置)

第19条 県は、被害者等の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告等)

第20条 公安委員会は、毎年度、被害者等の支援に関して講じた施策を議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

(以下略)

宮城県犯罪被害者支援審議会委員

氏 名	職 業
青沼 一民	教育関係者（元仙台大学副学長・教授）
大坂 純	精神保健福祉士（東北こども福祉専門学院副学院長）
小原 聡子	精神科医師（宮城県精神保健福祉センター所長）
小山 政明	報道関係者（NHKグローバルメディアサービス東北支社専門委員）
菊地眞勇美	民間ボランティア（仙台ボランティア英語通訳グループ）
小林眞佐子	保護司（塩竈地区保護司会監事）
佐々木悦子	産婦人科医師（佐々木悦子産科婦人科クリニック院長）
堀毛 裕子	公認心理師・臨床心理士（東北学院大学教授）
翠川 洋	弁護士（公益社団法人みやぎ被害者支援センター理事）
八島 定敏	犯罪被害者遺族

50音順

令和3年度宮城県犯罪被害者支援連絡協議会構成機関・団体名簿

会 長：宮城県知事

副会長：宮城県警察本部長、宮城県保健福祉部長、仙台市市民局長

(6)	1	仙台地方検察庁	(16)	31	公益社団法人 宮城県医師会
	2	仙台法務局人権擁護部		32	公益社団法人 宮城県精神保健福祉協会
	3	東北地方更生保護委員会		33	公益財団法人 宮城県暴力団追放推進センター
	4	仙台保護観察所		34	公益社団法人 みやぎ被害者支援センター
	5	国土交通省東北運輸局		35	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会
	6	宮城海上保安部		36	社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会
(14)	7	保健福祉部社会福祉課	(9)	37	社会福祉法人 仙台いのちの電話
	8	保健福祉部子ども・家庭支援課		38	独立行政法人 自動車事故対策機構仙台主管支所
	9	保健福祉部精神保健推進室		39	東北大学病院精神科
	10	保健福祉部中央児童相談所		40	宮城県警察医会
	11	保健福祉部北部児童相談所		41	宮城県医療ソーシャルワーカー協会
	12	保健福祉部東部児童相談所		42	仙台弁護士会
	13	保健福祉部女性相談センター		43	日本司法支援センター宮城地方事務所
	14	保健福祉部精神保健福祉センター		44	宮城県臨床心理士会
	15	総務部私学・公益法人課		45	宮城県市長会
	16	経済商工観光部国際政策課		46	宮城県町村会
	17	環境生活部共同参画社会推進課		47	公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会
	18	教育庁義務教育課		48	宮城県葬祭業協同組合
	19	教育庁特別支援教育課		49	生活安全部生活安全企画課
	20	教育庁高校教育課		50	生活安全部県民安全対策課
(10)	21	市民局協働まちづくり推進部 男女共同参画課	51	生活安全部少年課	
	22	市民局生活安全安心部市民生活課	52	刑事部捜査第一課	
	23	市民局生活安全安心部消費生活センター	53	刑事部捜査第三課	
	24	健康福祉局地域福祉部保護自立支援課	54	組織犯罪対策局組織犯罪対策課	
	25	健康福祉局障害福祉部 精神保健福祉総合センター	55	組織犯罪対策局暴力団対策課	
	26	子供未来局子供育成部子供家庭支援課	56	交通部交通指導課	
	27	子供未来局子供育成部 子供相談支援センター	57	警務部警務課	
	28	子供未来局児童相談所			
	29	文化観光局交流企画課			
	30	教育局学校教育部教育相談課			
合計		57機関・団体			

主な相談窓口

検察庁	仙台地方検察庁 (被害者ホットライン)	022-222-6159	月～金 9:00～17:00 夜間、休日は留守番・FAX電話対応
法務局	みんなの人権110番	0570-003-110	月～金 8:30～17:15 夜間、休日は留守番電話対応
	女性の人権ホットライン	0570-070-810	
	子どもの人権110番	0120-007-110	
教育関係	宮城県犯罪被害者支援のための 総合相談窓口(宮城県)	022-211-3783	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
	犯罪被害者支援総合相談窓口 (仙台市)	022-214-6151	月～金 9:00～17:00
	宮城県教育庁 義務教育課	022-211-3646	月～金 8:30～17:00
	〃 特別支援教育課	022-211-3647	月～金 8:30～17:00
	〃 高校教育課	022-211-3626	月～金 8:30～16:00
	仙台市教育局 教育相談課	022-214-0002	月～金 9:00～17:00
法律関係	仙台弁護士会 (犯罪被害者支援窓口)	022-217-1516	月～金 9:30～16:30
	法テラス宮城 (犯罪被害者支援ダイヤル)	0570-079714	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00
医療・保護機関	宮城県中央児童相談所	022-784-3583	月～金 8:30～17:15 (※時間外児童相談所全国共通 ダイヤル「189」で対応)
	〃 北部児童相談所	0229-22-0030	
	〃 東部児童相談所	0225-95-1121	
	宮城県女性相談センター	022-256-0965	月～金 8:30～17:00
	宮城県精神保健福祉センター	0229-23-0302	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
	仙台市児童相談所	022-718-2580	月～金 8:45～17:15
	はあとぼーと仙台 (仙台市精神保健福祉総合センター)	022-265-2229 (はあとライン) 022-217-2279 (ナイトライン)	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00 年中無休18:00～22:00
犯罪被害に関する 悩みの相談	(公社)みやぎ被害者支援センター	022-301-7830	火～金 10:00～16:00
性犯罪被害に 関する相談	性暴力被害相談支援センター宮城 (けやきホットライン)	0120-556-460	月～金 10:00～20:00 土 10:00～16:00
住居関係	(公社)宮城県宅地建物取引業協会 (不動産無料相談所)	022-266-0011	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
警察の相談窓口	警察総合相談電話	022-266-9110 #9110	終日 夜間、休日は当直対応
	性犯罪被害相談電話	0120-19-8103 #8103	
	少年相談電話	022-222-4970	
	いじめ110番	022-221-7867	

【年次報告への問い合わせ】

宮城県犯罪被害者支援連絡協議会 事務局

宮城県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室

〒980-8410 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL 022-221-7171 (内線2692~2695)

FAX 022-268-2420

令和3年(2021年)9月